

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 11 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第2回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第32号 専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第33号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第34号 南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第35号 南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第36号 南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第37号 南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第38号 南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第39号 不動産売買契約の締結について

日程第12 議案第40号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

日程第13 議案第41号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第14 議案第42号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第15 議案第43号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

- 日程第16 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第45号 固定資産評価員の選任について
- 日程第18 議案第46号 教育委員の任命について
- 日程第19 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第20 陳情第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書
- 日程第21 委員長報告 付託議案陳情第1号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情について
- 日程第22 議員派遣報告について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	福 祉 課 長	佐 藤 淳

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達していますので、ただいまから令和６年第２回南小国町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、穴井則之議員、１番、下城孔志郎議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る６月４日に議会運営委員会が開かれ、本日から１９日までの９日間とし、その間の会議日は、本日、１２日、１３日、１４日、１９日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定します。

一般質問におきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。一般質問の期日については、そのように決定しました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第３ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第３、一般質問を行います。

３番、佐藤毅議員。

○３番（佐藤 毅君） ３番、佐藤です。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

バイオマス産業都市認定を受けてということで質問をいたします。４月１０日の

熊日新聞で、県内自治体として初めてバイオマス産業都市に認定されたと紹介されておりました。記事内容は、木材チップや食品残渣と生物由来の有機性資源を活用し、環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指す、またその中で町長コメントとして、熊本豪雨などを経験し、エネルギーの地域内生産の重要性を痛感した。認定を機にさらに災害に強いまちづくりを目指したいとありました。

議会議員のほうにおいては、本年1月、農林水産省への認定に向けてのプレゼン前に概略程度の説明は行っていただいたところでございます。

そこで、今回の認定を受け、今後、関連制度や交付金等を活用してバイオマス事業が行われていくことと思いますが、具体的にどのような事業をいつから始めようと考えているのかお尋ねいたします。

また、今回のバイオマス産業都市認定がどのように災害に強いまちづくりにつながっていくのかも併せてお尋ねいたします。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

バイオマス産業都市構想につきましては、南小国町は昨年度の令和6年3月21日に農林水産大臣により認定を受け、全国では103番目、熊本県内では初めての認定地域となりました。

バイオマス産業都市とは、原材料から収集、運搬、製造、利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしい災害に強いまちづくりを目指す地域であり、平成25年度より農林水産省をはじめとする関係7府省が共同して選定をするものでございます。

南小国町では、バイオマス産業都市構想を計画するにあたり、これまでの温泉館きよらへの木質バイオマスボイラーの導入や木質ペレットストーブ、薪ストーブの購入補助など、木質バイオマスの取組が一定の評価を受け、今後10年間の木質、有機系廃棄物バイオマスの活用に向けた推進計画が関係省庁の期待に応えるものであったと受け止めております。

今後の事業計画及びスケジュールにつきましては、まず初期段階としては、現在取り組んでいる木質バイオマスの熱利用としての活用をさらに推進してまいります。本年度については、ペレットストーブ、薪ストーブの購入補助を購入設置費の3分の1補助、上限15万円から、2分の1補助、上限30万円への引上げを行っております。温泉館きよらでの木質バイオマスボイラーの順調な稼働状況もありますので、中原の湯夢プラザでのバイオマスボイラーの導入可能性について、今後、検討・調査を行う予定です。

次に、これら熱利用と併せて、木質バイオマス発電機の設置について検討してま

います。候補地としては、南小国町役場及び農協跡地を予定としておりますが、緊急時の災害対策拠点となる施設の通電、物流が停止した際の代替エネルギーとして木質バイオマス発電が期待できるものと考えております。

しかし、木質バイオマス活用の推進に伴い、木質燃料の生産も同時並行で進めていかなければなりません。そのため、木質チップ、木質ペレット、薪及び炭などの生産体制の整備を民間事業者と連携しながら進めてまいります。併せて、近年、バイオマス用木材が全国各地域での需要の高まりにより、価格は値上がり傾向にあり、かつ伐採業者の高齢化等により、今後の木材供給に課題もあることから、阿蘇森林組合と綿密に協議を行い、木材生産の向上に資する機械の導入や、林業分野における新規就業者の育成、また木材の安定取引に関する協定書を取り交わすなどの取組が必要となると考えます。

これらの具体的な実施時期につきましては、国の関係各省庁、熊本県の補助事業などの活用を検討しておりますが、例として熊本県の「林業・木材産業施設整備等事業」を活用する場合に、これらの事業を網羅的に整備することも可能であり、今年度中に実施体制を整え、次年度7月に予算要望、令和8年度実施といったスケジュールが案として考えられるところです。これら以外にも、小規模の機器の導入などは、その他の補助メニューが見つかり次第、早期実施を目指したいと考えております。

次の御質問にあるバイオマス産業都市構想と防災についての観点ですが、現在、南小国町は石油燃料、電気についてはほぼ外部に依存している状態です。災害発生時や有事の際に物流が停止し、孤立状態が継続する事態となった場合、地域内で生産できる燃料の確保が必要となります。そのためにも町内の90%を占める森林資源や廃棄物などを燃料や電力に転換できる体制を常時整えておく必要があると考えます。

木質バイオマス発電において、平常時は施設への電力供給を担いますが、緊急時には施設及び持ち運び可能なバッテリーなどを用いて、各避難施設の非常用バッテリーとして配布することも可能であり、あらゆる面での応用が考えられます。熊本地震、令和2年豪雨災害などでは、南小国町では大規模停電や完全孤立化を辛うじて免れましたが、この町は九州の都市圏からも遠く、またほぼ中央部に位置することから、いつどのような災害が起きて孤立化し、私たちだけの持てる物のみでの生活を余儀なくされる事態が起こるかも知れません。そのような事態を想定しつつ、あらゆる分野でのこの町の防災体制を整えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

今回の質問は、非常にというか、この以前いただきました、この構想の中から読み解きながらお話を進めていきたいと思っています。それと、現状を見ながらという形になると思います。庁舎内のほうの農林課の前に、令和6年2月28日付で農林水産大臣から署名いただいた認定書が飾ってありますね。今回のバイオマス産業都市認定で、町の目指す方向というのは、きよらの里共有ビジョン、ライフラインを充実させ、地域全体で協力し、誰でもが安心して過ごせる里と、「さ」の再生可能エネルギーを地域資源から生み出し有効活用し、未来につながる豊かな暮らしを実現できる里、ここの2点を念頭に今後事業として10年間にわたってやっていくということで、木質バイオマスの利活用と有機系廃棄物バイオマスの活用を進めていくということかと思います。

まず最初に、こういう行政の取組ですけど、認定を受けて、まだ日が浅いとはいえ、もう少し町民の方に対してもお知らせする必要があるのではないかなと思います。共有ビジョンだとか総合計画の施策とも絡んでいきますので、事業への取組だったり活動というものが、町民へ知れ渡るように今後PR活動事業が進むごとにやっていただきたいと思います。

今現在も町内において、木質バイオマスの利活用というのは行われています。町長答弁にもありましたように、チップを使った温泉館の沸かしですとか、ペレットを使った冬時期でのストーブの燃料として使われているかと思います。

そこで、ちょっと現状について利用状況を確認させていただきたいと思います。まず、木質チップの利活用についてです。木質チップにおいては、町内の事業者で生産され、温泉館きよらのほうで使用されておりますが、年間どれぐらいの使用料、何トンぐらい使われているのか。また、重油使用時と比較して費用効果というのがどれぐらい差があったのか。それと、ボイラーの設置に係る事業費、総事業費がどれぐらいあって、年間のメンテナンスがどれだけかかっているのか教えていただきたいと思います。

それと、町長答弁がありました木質チップの値段自体も上がっているみたいですが、購入単価に関して、導入後からの推移として変わっていないのか、それとも年々少しずつ変化しているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点は木質ボイラーの稼働が年間を通じて常時稼働されているのか。それとも、時期によっては重油ボイラーが使われているのか、この辺もちょっとお尋ねをさせてください。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、ありがとうございます。ただいまの質問にお答え

させていただきます。

まず、きよら温泉館での使用トン数になりますが、昨年度の実績としまして99.8トンの使用となっております。

それから、続きまして重油時との比較ですね。ちょっと令和5年度の実績しかまだ出ておりませんので、令和4年度時点での比較とさせていただきます。最終年度の重油の際で令和元年度となっております。こちらの際が燃料費のほうで269万円となっております。令和4年度の実績としまして、チップのほうの燃料費としまして182万円という比較で行っております。約80万円程度の減となっております。

それから、メンテナンスサポート関係ですが、こちらのほうが年間契約として33万円でメンテナンスのほうを行っていただいております。

それから、現在ですが、重油のほうは使用はございません。チップのみの稼働となっております。それから、単価につきましては、申し訳ありません、金額がいくらといったところは、ちょっとまだ調べがついておりませんが、当初から微増はどうしてもしております。導入1年目のチップの金額の、燃料費の合計にはなりますが、162万円の燃料費となっております。令和4年度、先ほど申しましたが、約182万円と。使用トン数としましては、おおむね90トン超で、そんなに大きな変動はございませんので、価格的にはどうしても微増しているといったところかと考えているところでございます。

きよら温泉館の設置費用になりますが、約6,000万円の工事費用というところとなっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

木質チップの利用に関して、令和4年度の総合計画の進捗状況で、町民の方に紹介されている部分からいくと、令和元年と令和3年度を比較して67万円の節約につながったというような報告がされていると思いますけど、今は80万円という差が出たというところでよろしいですかね。はい。そういうふうな運営に非常に影響する部分でありますので、値段が下がったことは非常にいいことかなと思います。

ただ一方、小国公立病院でも木質チップというのは、ボイラーの燃料で活用はされております。使用量も温泉館とは違いますけれども、チップの購入単価が上がったことで節約効果というのが薄らいでいる状況というのも現状としてあります、これは町長も御存じだとは思いますが。具体的に、令和3年度と令和5年度を比較したときに、200万円弱の費用増、購入費が増えている状況でございます。節約

とかそういうのも大事ですけど、目的的には化石燃料からの脱却や自然にやさしいエネルギーといった観点から考えた場合、損得勘定だけでは測れないものもあると思います。ちょっとまた昨日、公立病院に確認したところによりますと、ボイラーの炉の故障のため、5月から稼働が止まっているというような状況でもございます。今後、生産体制強化に向けて取組がされていくというふうな計画はされておりますけれども、要はチップに転用される木材の供給と価格が上昇しているように聞いておりますので、木材の確保について、例えば町有林等の伐採によって木材の確保をするとか、それを供給するということも考えていかなければいけないのかなというような思いをしております。安価にとは言いませんけど、価格の変動が抑えられて、安定的に供給できるよう関係各所で協議検討していただいて、増産に向けた事業を行っていただきたいと思います。

チップの利用拡大計画におきまして、先ほど答弁でも、湯田の湯夢プラザに木質バイオマスボイラーの設置計画がありました。計画段階での事業費は7,000万円を見込んでいるということでございます。きよら温泉館のほうが6,000万円でしたけど、もうちょっと今この物価上昇から考えると上がるのかも知れませんが、大きな事業になるかと思います。湯田の温泉館に関しては、チップの価格だとか利用者数、地域性を考えたときには薪のボイラーというのでも検討すべきではないかなというような、個人的には思っております。薪の利用拡大においても、バイオマス活用の原料調達の一つとして計画に上がっておりますので、そういうことも考えていかれたらどうか。実際、小国町の木魂館、博士の湯は、薪ボイラーでお湯が沸かされて運営されています。この薪というのは、町民の方から購入しておられるということで、地域内で経済循環といいますか、そういうことも図られておりますので、そういうことも踏まえて検討をしていただければと思います。

今後、事業においては、総事業費だったり、燃料価格等を十分考慮して検討を行っていただきたいと思いますが、安定した燃料の確保に向けて、木質チップの材料となる木材の供給、増産に向けて何か今現在で考えておられることがあったら答弁いただきたいと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。

正直なところ、安定供給といったところが、模索しているというか、苦慮している部分ではございます。バイオマスの今後の計画の中でも書かせてもらっているのが、伐採後とかの産材、こちらのほうの計算等は行っているところでございます。仮の算出にはなるかと思うんですが、おおむね1,200立米は大体産材が見込まれるのではないかとといったところの計算を行っているところでございます。現在は、

森林組合の部分から約1,000立米分、700トン分を木質チップのほうに今、加工を行っている。それを除いた上でも、計算上では1,200立米、こちらのほうが見込みはあると言われたところではございます。ただし、先ほど議員もおっしゃったように、価格高騰があってもこちらの残材関係もどうしても値がついてきていて、なかなか厳しいものはあるかと理解しているところでございます。先ほど提案いただいた町有林、こちらのほうもやはり検討すべきかなと思っているところでございますので、そちらのほうも前向きにというか、検討すべき課題と思って、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 昨日、森林組合でちょっとお話を聞きましたけれども、今までだったら値段がつかなかった大曲り資材だとかが、海外輸出に向けて値段が非常に上がっているということで、今までチップとかに需要、転用していた部分が、そういうふうな形でよそに流通することによって、当初の計画通りにはいかないような状況があるかと思います。また、森林の林地の残材について、もう事業者のほうで整理するというので、自家消費といいますか、それを収入として、チップなり何なりに転売をされているような話も聞いておりますので、まずもって燃料となる木質チップと木材が確保できなければ、事業を継続することも難しくなってきますので、ぜひその辺、十分検討して事業に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、木質ペレットについてお尋ねします。これはペレットストーブの燃料として今現在使われているかと思います。本年度予算においても購入補助金、上限30万円に引き上げられたところです。現在、町内においてペレットストーブが何基導入されていて、どれだけのペレットが燃料として使用されているのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの設置数の、まず数字から、最初が平成27年度からの補助の開始でありまして、そこからの、すみません、ペレットと薪ストーブ両方の数字の合計になりますが、令和5年度までの実績で48台が設置されております。そのほかの数が、すみません、把握はできておりませんが、各小中学校等にも設置はさせておりますので、そちらは補助外というか、農林課の事業では設置はしておりますが、申し訳ありません、数はちょっと今把握ができておりません。現在48台の設置は確認できております。

それから、使用量になりますが、ちょっとこれは概算というか、算定基準としましては1台当たり、年間1トンを大体目安として通常計算を行っているところでご

ざいます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

ペレットの利用拡大も今後5年間において50台、年間10台、ペレットストーブ、薪ストーブの設置計画が上がっていたところだと思います。業者のほうにお話を聞きましたところ、ペレットストーブの価格、本体の価格自体が以前は50万円ぐらいで設置ができていたみたいですけど、今は80万円から90万円というような価格帯で設置が行われているようです。値段もかなり上昇しておりますね。ペレットの町内の消費使用料もちょっとお尋ねしましたら、総生産、ペレット生産数の4分の1、約30トン程度が町内で利用されているそうです。当然、先ほどの48台というのは補助事業で48台でしょうけど、また小学校が別にあるということで、補助を使わずに購入された方もおられるんでしょうけど、台数はちょっとはっきりは分かりませんが、約30トン程度が町内で利用されているということです。教育委員会に確認しましたら、小中学校で昨年度が全部で10.8トンですかね、約、町内消費の3分の1が学校等で使用されているということでございました。ペレットストーブの価格自体も上がっていますので、これは補助金30万円にしました。設置してくださいというところ、どうでしょう。少し台数が増えるのか、設置数が増えていくかというのはちょっと私個人的には疑問が残るところでございます。もっと補助を上げないと、なかなか難しいのかなというところもあります。

バイオマスの利活用の促進のために、ストーブの購入補助もそうですが、さらにペレット燃料の購入に関しても補助金制度を検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。冬の暖房用燃料として、灯油と比較して安くペレットが買える、使えるようにしない限り、ペレットストーブ、薪ストーブの設置増加にはつながりにくいかなというふうに思っておるところです。ペレットストーブにおいては電気も使いますので、今後、電気料金というのも上昇が見込まれているところです。購入補助と併せてペレットへの補助について、これは3月議会のときにも少し前課長にもお話ししたところでございますけど、ぜひ今後どう、導入について御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御意見、ありがとうございます。

先ほども出ましたが、今回の設置補助、こちらの3分の1から2分の1、それから上限を15万円から30万円、こちらを本年の4月に改正というか、要綱改正を行いまして、上限のほうを上げたところでございます。確かに議員がおっしゃると

おり、ペレットそのものへの補助、こちらも少し検討してみるといいかなとは思いました。先ほどもあったように、電気料がどうしても上がったことを考えますと、またペレットの推進、バイオマスそのものの計画の推進も考えれば、少し考えていくべきかなと思っているところがありますので、ちょっと財源を確保できるところがないか探しながら、少し検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

バイオマス産業都市認定を受けて、これから事業が計画案のとおりか、若しくは修正しながらとは思いますが、沿った形で事業が進められていくと思います。木質チップやペレット等の増産、薪の製造販売地、施設の整備、バイオ炭の生産等、燃料となるものの安定供給に向けた体制構築と、それらを利用した木質バイオマスボイラーやペレットストーブ、薪ストーブ等の普及、設置拡大も同時に図っていくものと思われま。環境にやさしく、エネルギーの自給率アップにもつながること、持続可能なまちづくりになるのは十分わかりますけれども、町民の家計や町の財政にもやさしい事業となっていくことを望むところでございます。

あと、有機系廃棄物バイオマス活用というのも計画に上がっていたと思います。生ごみや畜産廃棄物等を利用したメタン発酵バイオガス発電施設を整備する計画というのが上がっておりましてけれども、この計画において、設置予定地域や関係各所と十分な協議検討を行って進めていただきたいと思うところでございます。

あと、次に災害に強いまちづくりについて少しお尋ねをさせていただきます。町内の森林資源を活用して、町内において電気や熱を供給できるようにすることで、災害時対応できるようになるということで、災害に強いまちづくりができるということかなというふうに思っております。公共施設や非常時の電源供給として計画の中では2基のバイオマス発電施設の整備が計画は、先ほど答弁にもありましたように、上がっていたと思います。資料の中では、町民多目的広場にて小型バイオマス発電施設を整備し、木質燃料を活用し、防災機能を兼ね備えた多目的施設を整備すると、5年以内の取組にありました。ここでいう多目的広場というのは、JA跡地のことを指すと思いますけれども、このような施設ができれば、災害時においても間違いなく安心して避難ができる、そういう場所だと思います。先ほどの答弁を聞きまして、町長にお尋ねをしないといけないんですけど、JAの跡地利活用については、今まで何を造るか、はっきりとした名言はされていなかったと思いますけれども、今回この計画構想において、小型バイオマス発電施設を整備し、防災機能を兼ね備えた多目的施設を整備するというところでございますので、これはJA跡地

にそういうものを核として、避難場所としても使えるような多目的施設を建設するという方向性で考えてよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

J A跡地のほうに関しましては、また今後、管理センターの解体を終えて、議論を進めていかねばならないところではございますけれども、そういった意味において、避難所が現在、役場だったりとか、市原小学校というようなところを使わせていただいておりますが、本当に大きな災害が来たときというのは、例えば役場だったり、ここは防災本部の拠点になったりとかしますし、例えば市原小学校の体育館とかだったら、ちょっと川に近いので怖いとか、そういったお話も伺っているところでございますので、そういった意味においてはJ Aの跡地といったところを防災避難施設みたいな感じで整備することは必要だろうというふうには思います。

しかしながら、その避難施設だけというような活用というのは、もちろんもったいない部分もございますので、汎用性の高い施設にする必要があると思いますので、以前から私は、あそこは多世代の方々が集う場所を造りたいなというふうには思っているんですけれども、有事の際にはそこを例えば仕切るなりしながら、また今はテントの生地を使ったような、囲んでプライバシーを守るようなものもございますけれども、そういったものを設置しながら、有事の際にはそこで避難できるような場所で、できればそこに木質エネルギーなり太陽光なり、そういったところで発電をしたものを蓄電池として貯めて、そこはしっかりと電気が確保できるような仕組みといったものを作ることが大切ではないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

私も3月議会で避難施設のことで質問させてもらったときに、町長の答弁の中にも、今おっしゃられたように、停電に備えるためのエネルギーの対策だとか、トイレや授乳室だとか、そういうのも整備が必要で、有事・平時の使い分けができるようなものが必要だというような回答をいただいたと思います。

今回、このバイオマス発電施設をJ Aの跡地に一つの核として造る、それは利用できるようになるということであれば、地域内でエネルギーが生産できて使用できるということで、またその平時・有事においても安心できる場所ができるということとは非常に大事な事かなというふうに思っております。

5月21日の新聞記事において、国のほうからも内閣府ですけど、災害時に避難

者支援として車中泊向けのスペースや在宅避難者の支援拠点を事前に指定するよう、自治体に促す方針というような記事がございました。避難所へ行けなくても同等の支援を受けられるような環境を整えるということが狙いだったと思います。このことを踏まえても、町に防災機能を備えた施設、建物ができるということは、町民の安心・安全につながるものだと、私も感じておるところでございます。

防災に強い町というところであれば、災害発生時において町内で、また同じような繰り返しになりますけど、町で生産されたエネルギーだとか電気というものが避難所へ供給できる、途切れることがないということはやっぱり大事な事かなというふうに思います。一部の地域、災害発生時においても一部の地域において電気の明かりがあるということは非常にまた安心できる場所の確保にもつながることだと思います。

大体の質問を終わりますけれども、この後、再生可能エネルギー、太陽光の発電ですとか、小水力発電について質問が、ほかの同僚議員さんからありますけれども、地域資源から生み出されるエネルギーを未来につながる豊かな暮らしが実現できるよう、夢と希望、そして可能性を信じて、この町がバイオマス産業都市へと成長できるように、知恵と汗を出していただきたいとお願いして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

やはり外部に依存しているエネルギーだけではなくて、やはり内部で生み出すといったところを今後やっていかなければ、世界情勢が大きく変わったときに、地域経済も大きく揺らぐというような状況に現在もあろうかというふうに思っております。そういった中では、木質エネルギー、また食物残渣だったりとか、牛糞的なそういった生物系のバイオマスのエネルギー、また後ほど出てきますけれども、太陽光といったところも有効に、またその場所場所で使い分けながら生み出していく方法を考えていかねばならないというふうに思っております。

バイオマス産業都市に関しましては、この加盟する103の自治体の協議会といったものもございます。そういった中でいろいろと情報だったりとか、共有させていただきながら、何ができるのかといったところを考えていきたいと思ひますし、またこの産業都市にバイオマス産業都市に認定を受けたことによって、そういった機器の導入といったところの補助率の嵩上げといった部分もございます。そういった有効な手段をしっかりと使いながら、地域のエネルギーを生み出す仕組みといったものもしっかりとこれから考えてまいりたいというふうに思ひますので、どうぞよ

ろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） これにて、佐藤毅議員の一般質問を終了します。

ちょっと休憩を取ります。１０時５０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１０時４１分

再開 午前１０時５０分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 引き続き議会を開きます。

一般質問を行います。

２番、北里桂一議員。

○２番（北里桂一君） ２番、北里でございます。

それでは、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

消防団の今後についてということで御質問をさせていただきます。日頃より本町におきましては、消防団活動におきましては非常に協力いただいて、非常に良い環境のもとにやっけてきているとは思っておりますけれども、現在、人口減少に伴い、やはり消防団員の数が全国的にも、２４０万人いた人間が、今は１４０万人の消防団員となってきたみたいでございます。こういったことについての対策等が、町独自でできるのかということをお聞きしたいと思います。それと、他の市町村におきまして、ＰＲ動画や女性消防団員を確保し、補充の拡大を図っているが、本町ではそういったことは考えていないのか、これがまず１点ですね。

それと、第２番目に、団員待遇改善の一つとして、非常時の特別報酬等の支給はできないのか。これは２年前に記憶にはあると思いますが、５月の連休中に３日間から４日間、延べ五百何十人を投入して観光客の捜索を行ったと。こういったときに、通常の出動手当等しかなくて、そういったところに臨時の、最初の段階でお茶もないと、手弁当で全部参加したというような状況でございました。こういったことに対して、やはり非常時に特例ではありますけれども、そういった報酬等のあれはできないかと。

それと、町には各地区に防災組織の設立がされてはおりますけれども、今、５、６年前からですかね、防災士の養成が始まっております。各市町村におきましては、防災士等が育成や申請等で、防災士を育成しておられるところが多いと思います。本町に至っては、そういったことがまだないようには思うので、こういったことの質問をさせていただきたいと思います。

こういったことで、質問をよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2 番議員の御質問にお答えをいたします。

議員が質問する意図ともし違った場合は、後ほどの質問で修正していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、団員確保の動きとしては、各部団員による勧誘が主となっております。町としましては、消防団の出初式、通常点検等の際にケーブルテレビによる取材を行い、ケーブルテレビでの放送及び町広報へ掲載し、PR 活動を行っているところで

す。

女性消防団員につきましては、全国的に年々増加しており、消防団本部への所属、各地域を管轄する分団への所属、女性消防団員のみで構成される分団への所属など、形態は様々となっております。また、活動内容も住民への防火・防災の啓発活動等、広報活動を主な活動とするものや、実際に消火活動まで行うなど、地域の実情によって異なるようでございます。本町においても、女性消防団を発足させるとするならば、まずはこういった目的で女性消防団を発足させるか、こういった活動を実施していただくか、活動拠点や所属はどこにするか等の検討が必要ではないかと考えます。全国でほかにも団員確保の良い事例があれば参考にして、本町で導入できそうなものがあれば検討していきたいと思っております。

次に、待遇改善としましては、消防庁の基準に準じて、令和3年度に条例改正を行い、令和4年度から団員から副分団長までの年額報酬を引き上げております。消防団の出動手当は、年額固定で6,000円としており、今回の質問にあります非常時の特別報酬というものは、この出動手当に当たるものだと思いますが、条例を改正することで支給可能であります。しかし、条例改正を行うにあたって、手当額をいくらとするのか、こういった出動の際に特別手当が発生するかなど、詳細に決めていく必要がありますので、他の自治体もこの手当に関しては様々であるため、近隣自治体の状況を調査していきたいと思っております。また、こういった特別手当は団員個人の出動実績に基づいて支払うことを考えると、厳正に出動団員の管理をする必要がありますので、出動実績報告の方法も検討していく必要があります。こういった検討を終えて、改正案が出来次第、消防団幹部方へ一度提案させていただきますので、そこから幹部方の意見を聞きながら一緒に進めていければと考えております。

次に、防災士の育成に関してですが、2 番議員がおっしゃるとおり、いつ災害が発生するか分からない近年の状況を見ますと、住民の防災意識の向上はとても重要だと考えております。町の取組としては、県の実施する防災士養成講座である「火の国ぼうさい塾」の開催の際に、町ホームページ等で受講案内を行っているところ

です。自治体によっては、独自に防災士養成講座といった形で研修を行っているところもございますが、独自に防災士登録のための養成講座を開催するには、日本防災士機構の認証が必要となります。認証を受けるには、いくつか要件があり、防災士機構のガイドラインに則したカリキュラムであることや、充実した講師陣を整えることといったものがあります。その中でも独力で50人以上の受講者を確保できることというものがあり、このハードルはとても高いものと思われます。熊本県内の自治体では、荒尾市、長洲町、大津町、御船町、甲佐町が認証研修機関となっています。そのうち、荒尾市は長洲町と大牟田市との3市町合同で養成講座を開催し、大津町は「菊池郡市ぼうさい塾」として、菊池市、合志市、菊陽町、大津町での合同開催を実施するとしています。本町のみでの開催は困難と思われますが、荒尾市や菊池郡市と同様に、阿蘇郡市のいずれかの市町村と合同開催するとなれば、阿蘇郡市内での養成講座開催が可能と考えられます。

また、住民への防災意識の向上対策としましては、令和4年度から消防署OBの加藤氏を会計年度任用職員として雇用しており、令和4年度から各地域の集まり等に出向いて、防火・防災教育を実施しております。地域への防災教育については、令和4年度・令和5年度で合計20回実施しており、今後も各地域の防災力を高めるべく継続して実施していくところです。さらに、今年度からはケーブルテレビを活用した防災教育番組制作も開始し、幅広く住民に対して啓発活動を行えるよう、工夫しながら実施しております。そのほか年1回実施しております防災訓練におきましても、令和4年度から新たに訓練参加自治会のいくつかに職員を派遣し、訓練内容の確認を行った上で改善点等の講評を行っているところです。今年度も参加自治会からいくつか抽出し、職員を派遣させる予定としております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

御回答いただきまして、これで消防団の更なる充実に向けてということで、本年度2月に総務大臣より消防団に向けてのメッセージがありました。これをちょっと抜粋して読み上げさせていただきたいと思いますが、「消防団員の皆さまの思いに寄り添い、やりがいを高め、負担感を軽減する対策を今後講じていく必要がある。それと、デジタル技術活用等による機能別団員、機能別分団制度の活用などにより、消防団活動の負担軽減を図ることも重要です。そして、令和6年度には女性や若年層をはじめとする幅広い住民への入団促進に向けたマニュアルを作成する予定です。各地方公共団体におかれましては、これらを参考にいただき、入団促進や消防団員はモチベーション向上に取り組んでいただきますようお願いをいたします。そ

れと、消防団活動において中心的な役割を担っていただいている幹部・中堅団員の皆さまも、年額報酬に関わる地方財政措置も拡充することとしております」という文言が総務大臣のコメントとして出されております。こういったことも含めて、やはり団員の減少はどうにかせにやいかんと、国自体も考えておると。私たちの町もそうなんです、各防災組織等がございすけれども、その中でも前から地区によっては婦人会がおったりしております。婦人会、老人会、いろんな方たちの避難誘導係とか、そういった組織があるんですが、近年、やはり婦人会等の組織の解散等があつて、誰がどういった役割を果たすのかというのが、なかなか難しくなっている現状でございす。

こういったことも踏まえて、やはり消防団員の確保はやはり必要ではないかなと。今現在、熊本県も国もそうなんです、減少傾向と年齢の高年齢化が進んでいて、ここで減少率が熊本県で16.4%の減少率ですね。数字で表しますと、3万4,000人いたのが2万8,400人と、5,600人の減少であると、ここ5年間ぐらいですね。そして、本町におきまして、定員は大体260人ぐらいですね。それで、今現在、在籍が224人と、やはり減少傾向にあると。これをどうにか補充していかんやならんということで、ぜひとも団員確保に向けた、町ではCATV等でそういったことも呼びかけていただくと、各消防団においてもやはり努力はしていただいておりますが、なかなか確保が難しいと。本年度におきましては、編成等の甲斐によって、実働ができるような形をとっていただいたということもございすけれども、それでもやはり人数の確保は必要ではなかろうかと。挨拶の中にもいろいろ、今までしてきたわけなんです、本町の人口に対する観光客の数とかに比べたら、観光客の避難誘導等も踏まえて、やはりこういったものの消防意識の高揚は図っていかないと、人員を確保するのは非常に難しい時代になってきていると思います。

先ほどより、「火の国ぼうさい塾」という形で防災士の養成を行ってきたわけなんです、本町における防災士の数というのがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが、わかりますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

町内の、町民の方等の防災士の数というのは役場のほうでは把握はしておりません。役場職員の中では、役場庁舎内では今7名ほど、防災士を受けている方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君）　ありがとうございます。

今、町の職員の中では7名、それとこれの申請と資格の要領には、消防団員の分団長以上、長年勤められた分団長以上の階級があれば申請して、防災士の資格を得られるという形がございます。町の職員の方たちは全てその「火の国ぼうさい塾」という形で、3日間の講習を受けられて、最終的に試験を受けられて、資格を取っていらっしゃるということで、大体10名前後の人間が防災士となられていると思います。先ほどから防災士の養成を4市町村でやっている、近隣の合志市に、去年の11月に一応うちの幹部を連れて研修等にまいりました。そんなときにも、もともとが30人ぐらいしか合志市の中でもいなかった防災士を、やはり単独で、菊池郡市の4市町村、ここで集めて年に1、2回、養成講座を開いておるということで、今現在、200人弱の人間が養成されている。その中には中学生の子供以上がすべておられる。こういったことによって、防災関係におった方たちは防災意識は高いかもしれないけど、一般町民の方たちの防災意識の高揚を図るためにも、こういったことを養成するのが必要ではなかろうかと。先ほど、町長の答弁にもあられたように、町単独ではなかなか難しいということで、郡市一体となつての50人から100人という形で育成をしていただければ、ぜひとも阿蘇郡市、この前、5月31日に阿蘇市で防災士連絡協議会というのが立ち上がりました。こういったものの中に全部が防災士なのかという問い合わせをしたところ、すべてではないと。何人かいて、あとは特殊技能を持った看護師さんとか、いろんな職種の方が、その立ち上がったとき33名いるんですが、この中にはおられると。そして、今からそういった防災士等の資格を取っていくような組織にしていきたいという回答でございました。こういったことを踏まえて、阿蘇郡市一体となつて、こういったものに取り組んでいただければ、非常に防災意識の高揚にはつながっていくのではなかろうかと思っております。

今後、本町はやはり町民の何倍にも膨らむ観光客も避難誘導させにゃいかん、第1次避難所から最終避難所までのハザードマップをやはり各地区でその場その場の政策をしていかんやならんと、こういったことを今、啓発活動が20回ぐらい、去年は行われてあると思いますが、防災士の担当の方をはじめとして、そういった防災意識の高揚はぜひとも図っていただきたい。そして、消防関係とか、こういった防災意識のある方たち以外の方も、そういったことを踏まえてやっていただきたい。各旅館等におきましては、やはり避難誘導の訓練等が義務付けられておりますが、こういったことも含めてやっていただければと思っております。

今後、いろんな形で検討していただけるということでございますので、ぜひともこういったことと、消防団員に対する報酬等の拡充等も図られると思いますが、消

防団員につきましても、やはり個人個人のスキルをアップしていかなといかなといふこともございますので、何もかもが補充されたけんといつてできるわけではないので、やはり意識の中で個人の技術と判断力と、そういったものを養っていく必要はあると思いますので、ぜひとも町の御支援等もよろしく願いして、1問目の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

団員の待遇だったりとか、そういった女性の消防団員の確保、そういったところはまた消防団幹部といろいろと協議をさせていただきながら、今後どういったことができるのかといったところを考えていきたいというふうに思いますし、先ほど総務大臣からの挨拶にもございましたけれども、そういったところの国庫補助だったりとか、そういった部分のサポートといったところも、こちらのほうでも情報収集はさせていただきたいというふうに思います。

また、防災意識を高めていくといった意味では、やはり自分の命は自分で守るといった自助の部分と共助の部分がしっかりと加わって、そこにまた公助が入っていくわけですが、やはりまずは自助・共助といったところが大切でございます。そういった意味においては、やはり民間の方々の意識を高めるということは何よりも大切だろうというふうに感じております。阿蘇市での取組を今御紹介がございましたけれども、出身が南小国町の出身の方がいらっしゃるということもございますので、そういったところも御教授いただきながら、南小国町で何かできるのか、やはり阿蘇郡市で一緒になってやるべきなのか、そういったところも加藤さんだったりとか、また阿蘇市の黒岩さんだったりとか、そういったところともいろいろと情報を共有させていただきながら、今後の防災意識の向上といったところに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 引き続き、2問目、お願いいたします。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、2問目の質問にまいりたいと思います。

昨年の9月に同じような質問はさせていただいたと思いますが、今後の通信網の整備、衛星通信の導入はあるのかということを、今の、去年から1年間たって、多分Wi-Fi環境とか、通信環境の調査を行ってきたと思います。そういった現状を教えていただくことと、今後、やはり各地での自動運転ないし、そういった衛星通信を活用したいろんなことが予想されるのですが、本町の光ネットワーク、これとの契約があと5年残ってあると思いますが、この5年後にまた違う形のものをす

るのかどうかというのちょっとお聞きしたいところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番、北里議員の御質問にお答えいたします。

町内のインターネット通信サービスについては、公設民営方式により町が光ケーブル高速通信網の基盤整備を行い、光ネットワーク株式会社が光ブロードバンドサービス、いわゆるインターネット通信サービスを提供しております。その中で通信速度が遅いという話が聞かれたため、町としても最大通信速度1Gbpsから2Gbpsへと上げる対応や、光ネットワーク株式会社や関係事業者と協議する中で、通信速度の測定調査を行うこととし、今年の2月に町内5か所、大字赤馬場の市原上町、大字中原の湯田、大字満願寺の志津、田の原、黒川、それぞれの地区でインターネットサービス契約者に協力いただき、調査を実施しました。当初、利用者が多い地区ほど通信速度が遅くなるのではないかと、またその地区へ向かう光ケーブル通信網の設備がボトルネックになっているのではないかと2つの予測をしておりましたが、結果、地区における通信速度の差はほとんど見られませんでした。ただし、時間帯によっておおむね20時から23時の時間帯が利用のピークとなっており、通信速度の低下が見られたものの、通常の使用に支障が出るほどの低下は見られませんでした。この結果から、光ケーブル通信網の設備が通信速度に影響を与えている可能性は極めて低く、ボトルネックとなるような問題はないと思われます。よって、現時点では宅内側、利用者側の使用状況や使用機器、ネットワーク構成等の要因によって、若しくはその他の要因により通信速度が遅くなっていると推測されますが、原因の特定にはまだ至っていませんので、引き続き調査等を行い、少しでも改善に向けて取り組んでまいります。

続いて、衛星通信についてですが、以前から利用されている衛星携帯電話などの衛星通信サービスに加え、低軌道周回衛星を利用したものや、長時間飛行可能な無人航空機を基地局とする次世代型の通信技術も実用化に向け各携帯通信事業者が取り組を進めており、一部実用化されているものも出てきました。しかし、利用可能な条件や利用料金などを考えると、利用するメリットのある状況は限られており、町としては災害時を見据えた導入ぐらいではないかと思われます。全国各地で実証実験が行われている自動運転に関して、今年2月に視察に伺った茨城県境町の自動運転バスでも、マッピングとGPSを利用し、必要に応じて携帯電話通信サービスを利用しており、他の自動運転の実証事業についても大半が同様な現状です。

以上のような状況を踏まえ、現時点では町としてインターネット通信網などに大々的に衛星通信サービスを導入するといった計画はありません。しかしながら、

インターネット通信を取り巻く環境は日々進化しておりますので、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

現状を調べたところによると、通信の速度には差はなかったということでございますので、あとは何ができるのかということになりますけれども、前、去年も同じようなことをちょっと言ったとは思いますが、Wi-Fiの環境のルーターとか、こういった配線とか、こういったことを更新することによって通信速度は改善できると、こういったようなことを言ったと思うんですが、ならばもう入ってくる速度は変わらないのであれば、そういったことを更新することによって改善はできいくだろうということでございますね。こういったことを踏まえて、今後、GPSや衛星通信、そしてWi-Fiの通信網ですかね、こういったものを使って自動運転が、実証実験をやられておるということでございますので、やはり衛星というのは向きで大体電波を感知してやるというような形でございますけれども、それと天候等によっても左右されるということでございますが、こういったことについてもやはり現時点ではその計画はないということでございますので、ぜひともこういう通信網等についてはやっぱり進化が次から次へと出てきておるということでございますので、この地域に合ったような、やはりFree Wi-Fi等の充実等は、観光地におけるインバウンドの増加等において、そういった自由に使えるような環境をぜひとも、観光客の多いところには設置していただきたいと思いますが、こういったところはどうなりますでしょうかね。今のFree Wi-Fiの現状もちょっと教えていただければ、お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町内、Free Wi-Fiにつきましては、主要な町の施設であったりとか、そういったところにFree Wi-Fiのスポットを設置しております。なかなかすべての地区にという形では、なかなかアクセスポイントもそれなりの整備の金額がかかってまいりますので、町内くまなくというところまではいっておりませんが現状でございます。今後のインバウンドの観光等を考えますと、そういったところの整備も必要であると考えておりますが、まずは町内のこのインターネット環境の通信速度が遅くなるといった現状を踏まえて、どこに原因があるのかというのを原因を特定しつつ、このFree Wi-Fiをつないだとしても、通信環境の問題ないというような環境の構築は必要だと思いますので、そういったところも踏まえて、

Free Wi-Fiの整備につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

また、速度の問題につきましては、非常に宅内側とか、利用者側の状況によってまちまちでございますので、一概にこういったということは申し上げることがなかなかできにくいんですが、それ以外にも通信機器等の相性とか、それぞれのインフラ整備を行っている通信機器の事業者の内容によっても、これも通信の状況が刻々と変化してまいりますので、そういった部分も踏まえて今後でもできる範囲で調査を進めながら、速度が遅くなっている原因というのは突きとめてまいりたいというふうに考えております。

Free Wi-Fiについては、先ほど申し上げたとおり、この通信状況を改善の取組と併せながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

ぜひとも、やはり進化していく通信網の整備は、常に新しい情報を取って、前に進んでいく計画を前向きに立てていただければと思っております。

以上をもって、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、2番、北里桂一議員の一般質問を終了します。

引き続きまして、7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井でございます。

一般質問をさせていただきます。

まず第1に、町の農畜産業の振興策について、お尋ねをいたします。中でも2つに分かれますので、第1番目に現下の昨年、一昨年と行っていました農畜産業の支援策についてお聞きいたします。それから、次に農業公社のことについてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第1番目の農畜産業の支援策についてお尋ねいたします。農畜産業者にとっては不可抗力の部分で、資材や飼料の高騰、また本年からは働き方改革に伴う運送料等の高騰が続いております。本年度当初予算のほうには対策がありませんでしたため、先日開催されました今後の農業を考える協議会で直接、町長に対応を尋ねたところですが、今年度は考えていないというお答えをいただいたところです。高騰対策助成を一昨年、昨年と行ってもらい、多くの農業者の方が一息つくことができたという話をたくさんの方から聞いております。今年はまた先に述べましたように、新たな高騰が発生し、それが今後とも続くという状況になっております。当町では、インバウンドの回復で、観光関係の方は景気も良くなっているということをお聞きし

ますが、農林業においては一段と厳しくなっているというのが状況だと思っております。

先だってから改正されました改正農業基本法で、第23条に再生産価格につきましてと少しの記述がございます。ただ、消費者の御意見では生産物の再生産価格転嫁は、これはもう本当に怪しいものになるのではないかというふうに考えております。いつになれば農林業に携わっている方が安心して生産に励むことができるのでしょうか。せめて農業基本法にある再生産価格が見えるようになるまで、町のほうから何らかの振興策としての助成なり、その他のことをお示しいただくことができないかと思っております。まずは、そのことについて回答をお願いいたします。

それでは、農業公社のことも質問いたします。6月5日に経済建設常任委員会を開催し、町長、農林課職員にも出席を依頼しまして、公社に関する協議を行いました。ここに皆さまにお配りしております質問書は、それ以前に作成していましたので、ちょっと前後することもあるかと思いますが了承願います。また、その会議で、町長の回答もいただきましたところですので、今回の質問で皆さまへの共有と町長への再確認ということにもなりますので、併せて了承をお願いいたします。

今後の農業を考える協議会で協議しております農林業公社について、私ども提案者から見ますと、役場農林課の回答はあくまで小さく、少額で対応するという考えを前面に出してきていただいております。現在の農林業のおかれた現状を考えますと、必要な分にはそれなりの金額も含め対策をしていかなければ、何をしたいのかわからないうちに霧散すること考えられます。そういったことから、私ども提案者にしますと、現状を理解していないのではないかとと思われることになります。

また、この判断につきましては、町長と農林課職員さんの間でもちょっと違いがあるように思いまして、戸惑いを感じ始めておったところでございます。農林業の振興をどのように考えたらよいのか、町長と農林課担当の意見の違いを含め、本音を聞かせてもらいたいという気持ちから、経済建設常任委員会の出席を願い、話を聞いたところであります。委員会におきまして、現下の厳しい状況が続けば、意欲のある農林業者も含めて、後継者はますます減少するのではないかと考えることから、早急な対策が必要と考えるが、改めて町長の素直な気持ちを聞きたいとの質問に対しまして、町長のほうから、公社の設置判断を有識者に委ねることにするというふうなお答えをいただきました。有識者の意見を聞き、町長としての回答を出すことになるというふうに思っておりますが、その回答は単に公社は難しいですねとか、それだけではなく、その対案といいますか、どうすれば今後、農林業の方向を示していただけたらというふうに考えております。私たち提案者は、公社をつくることで、今後ますます厳しさを増すであろう農業に対する一案をお示ししたという

ふうに思っております。内容はまだ未定でございますが、公が動かなければ対応は難しいという考えから、公社という言葉を使ってきたところでございます。この前の3月議会で町長の気持ちを再確認させていただきましたが、それ以降は公社をつくる方向で動いていただけるものと思っていたところでございます。

今回の一般質問で、私が確認したかったのは、前議会での町長の回答とそれに対して動くはずの農林課職員が、公社に対しては前向きではないような姿勢が見えたため、町長と話が合っていないんだなと感じたところもあるからでございます。その疑問が生じたため、前述の経済建設常任委員会で町長の気持ちを確認しましたところ、有識者に判断を委ねるという回答をいただきまして、3月議会までのお気持ちはどうだったのかということにちょっと不信を覚え、今更こういう言葉が出るのかなというふうに驚いたところもございます。少し残念に思う気持ちもございます。

ただ、非常に残念という思いと、逆にほっとしている部分もあります。私たちの公社案では、本心では了解をいただけていなかったのだということも確認できましたが、今後は町長を含め、執行部のほうから今後の町の農林業をどうすればよいかという案を示していただくことになります。公社をつくるということは、大変困難を伴うことは当然でございますし、それこそ全身全霊で向かわなければと考え、責任とともに重い気持ちもあったところが実際のところでございます。しかし、今後はそれよりも良い方向を執行部のほうから提案してもらうことができるようになりました。当たり前のことですが、それが本来の方向だと思います。一向に先に進まない執行部の方針にイライラした気持ちが出始めたところでもございました。これからは、執行部が率先して動いてくれることになります。そういう気持ちを考えると、変な言い方ですけど、ちょっとほっとしている部分もございます。

さらに厳しい言い方ですが、そういう新たな方針が出ないのであれば、新たに有識者の方を税金を払って意見を聞くことは無駄ということになります。有識者の意見を存分に聞いてもらい、なぜ公社では駄目なのか、どうすればこの町の農林業が生き残れるか、町としての案を早期に示してもらえようよろしくお願いいたします。

また、これはちょっと余談ですが、農地の地域計画をまとめているということもお聞きしております。完成はまだまだ先だということで聞いておりますが、今後の農地、農業の在り方が、ある程度の状況は見えるはずでございますから、判断の材料にしてほしいと思います。

それからまた、改正農業基本法と同じく審議されておりました食料供給困難事態対策法では、農業等食料関係者に非常時には生産物の出荷計画の提出等が課され、従わない者には罰金も科されるというような法律ができました。今まで自由に物を

作ることができる、そのうれしさもあって農業をしてきたということもございますが、そういう自由まで制限され、ますます後継者は減ることも考えられます。私たちが提案する公社には、今後著しく減少することが考えられます農林業後継者の対策を含むこととしております。それなりの金額が必要となるわけでございますが、必要なお金であると考えております。このままの後継者の少ない状況で町の農業や食料が守れるかと、非常に不安となるところでございます。南小国町だけでも少しでも早く良い対応ができないかということでお願いしてきたところでございます。これに對しまして、町長のお考えをお聞かせ願えたらと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の質問にお答えをいたします。

すみません。ちょっと修正がございますけれども、1点目の質問が高騰対策の補助金といったところが、すみません、私の答弁書のほうにはなかったものですから、最初に冒頭にその件に関しましてお答えをさせていただきたいと思っております。その後、その公社関係のお話をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、この高騰が続いております農林業、畜産業関係の補助に関しまして、先般の今後の農業を考える会ではなくて、経済建設常任委員会ですね。あの中で説明はさせていただきましたけれども、前回、前年度、前々年度出させていただいたかというふうに思います。これに関しましては、当初予算には私のほうは出しておりませんで、補正予算のほうで上げさせていただいたという経緯が一つございます。また同時に、それぞれの部会だったりとか、そういったところからの要望書といったものもいただきまして、そういった点を踏まえて、こちらのほうで補正予算で組ませていただいたといったところがございました。

また併せて、そういった補助金を出した経緯に当たりましては、国からの国庫補助、そういったものを充当させていただいて、町の単費を軽減させていただいたというようなこともありましたので、そういったところから補助を昨年度まで出させていただいて、現在はその補助金に関しましては、今のところまだ考えていないというような状況であるということで御認識をいただければというふうに思います。

あと、2点目の公社に関しましての考え方でございますけれども、ちょっと私どもと議員との言葉の捉え方とか、そういった部分でちょっと差異があるかなというふうに思いますので、こちらのほうはまた答弁書のほうで説明をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

農林畜産業は、本町の基幹産業であり、その振興は言うまでもなく、当町におけ

る最重要課題の一つです。農業の振興に関しましては、南小国町の農業を考える協議会等の中で様々な意見をいただいております。いずれにしましても、公共の費用により投資的施策を進めるに当たっては、人材面と収支面から十分な精査が必要です。他方、スピード感をもって施策の展開ということも重要でありますので、現状の体制でスタートできる施策は、関係団体と連携し、早期に実施していくべきものと考えております。

南小国町の農業を考える協議会の議論の中で、農林業公社のような町本体と別の組織をつくってはどうかとの意見も出ております。そのような組織により、施策を展開することが農業所得の増加、それによる事業承継の進展、さらには農地保全の実現という好循環を創出するものにつながるのであれば、検討すべき有効な方向性の一つと考えます。しかし、現状としては、協議会のメンバーの中でも公社設立に関しては温度差があるように感じております。

また、公社的な組織による施策展開は、初期投資はもちろんのこと、将来にわたるランニングコストの発生を伴います。このような点を踏まえ、今後は有識者を交え、これまで出された様々な意見をもう一度整理し、多様な視点からさらに議論を深めていく必要性を感じております。有識者の招へいに関する費用は、近日中に予算化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

それでは、1番目の質問につきましては、まだ今後可能性は有りということで考えてよろしいかと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。この点に関しましては、現場の声といったところも私は必要だというふうに思います。また、これから電気代とか、そういったところが上がってまいります。これに関しても、こればかりは農業従事者だけではなくて、ほかのいろいろな産業においても同様のことがいえるかと思いますし、これは家庭においても一緒でございますので、そういったところを総合的に勘案しながら判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでは、そのことにつきましては了承いたしました。今後また、部会のほう等といろんなまたお願いが出てくるかも知れませんので、その折にはよろしく御判断願います。

それから、公社につきましてでございますが、今の話を聞きますと、まず公社自体を良くないというふうに判断するのではない。それに伴ういろんな状況を有識者のほうに判断をしていただきたいということで考えてよろしゅうございますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

私は、先ほど申し上げましたように、組織を作り上げて、それがやはりまずは儲かるということ、農業所得が増加するということが、何よりも後継者がまた戻ってきたりとか、またＩターンで来たりとか、そういうことにつながるのではないかというふうに思っております。それによって、それがいわゆる事業承継の進展という部分、そしてそれが引いては農地保全の実現という好循環に、それが生み出せるのであれば、私は別に公社というものを否定するというわけではございませんというスタンスであります。

また、有識者を交えて協議をするといった点に関してでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、農業を考える協議会の中でメンバーのそれぞれの意見を伺いますと、やはりその公社設立に関しましては温度差があるのではないかなというふうなことを私は感じたところでございます。

そういった意味で、もう一度、いろいろな議論で出てきたそれぞれの農業者の方々の意見だったりとか、思いだったりとか、そういったところを今一度整理する必要があるのではないかなというふうに思っております。ですので、ただ有識者にじゃあこれを考えてくださいとお願いするのではなくて、例えばワークショップ形式でこの今後の農業を考える会の皆様方と、また一緒になって何を優先していくのかとか、どういう制度が必要なのかとか、あとそういった組織をつくるのであれば、公社のようなものが町にとって良いのか、また協議会みたいなところから立ち上げて公社にしていけるのかとか、あと例えば、今、国の方で進めている農村ＲＭＯというような組織をつくり上げていくのかとか、そういったところの議論をまだし尽されていないというふうに私は感じておりますので、今後の農業を考える会の中にまた有識者を交えて、そこでいろいろな意見を、またこれまで出た意見を踏まえて整理して、それからまたその議論をスタートさせていこうというような考えでございますので、すべてを有識者に委ねるというわけではございませんというところを御理解いただければと思います。

○議長（井上則臣君） ７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） 今お聞きします中で、今後の農業を考える協議会の中で公社の位置づけがどうなるかということでございますが、前は町長が出席されておしま

した。前々回、町長が欠席のときでございますが、その折に協議会長のほうから、
どういうふうな方向でいくのかということを、協議会委員さん出席、ほとんどの方
が、農林とどなたかが欠席だったかとは思いますが、決を採ったことがございます。
そのときに公社を進めることしかないなというお答えが出たわけでございます。そ
れがあったための私の質問の基にはなっております。

それから、そこの中の協議会の委員さんでございますが、バリバリと農業をする
方と、もうリタイアされる方たち、2組が一緒になっておりますので、もっともっ
とこの協議会の中を話し合う状況を2つに分けて考えないと、公社というのは私が
考えるときに、これがもうかる組織ではないというふうに考えておるところもござ
います。農地保全というのは当然のことです。正直言いまして、米の値段、もう前
から何回も言っておりますが、一万二、三千円の中でこれがもうけにつながるかと
いうことは、この中山間地では非常に厳しいというふうに考えております。ほかの
品物につきましても、そんなに目指すものが早急に出てくるわけでもない。今まで
相当の皆さんが頑張っておられたけれども、そこまでには至っていないというのが
現実かと思っております。それで、私ども公が入ることで、もちろん福井県の池田
町、あそこに研修に行った折にも、年間5,000万円程度の町の持ち出しがある
わけでございます。それで何十年と運営してきておると、皆さんが喜んでおるとい
うような状況を見てきて、私どもはその流れを提案したところだと私は考えており
ます。これで公社をつくったから完全にそこでもうけが出るということは、将来的
にはそういうことがないと、それはやっていけないと、目標としては掲げたいとは思
っておりますが、当面は農地保全ということを考えたための農林業公社ではなか
らうか。農地保全、それから林地保全、そういうことが引いては世界遺産、また観
光地の継続につながると、そういう意味から私どもは公社を提案したということも
ございます。

いろんな先ほど町長のお話を聞いた中で、職員さんとのちょっと違いも感じると
ころがあると、私が申し上げましたのは、先ほど申しましたように、小さく小さく
お金をかけないでやっていこうという意見を職員さんのほうから聞いております。
これだけでできるのだろうかというのが私どもにあったところでございます。町
長はそのときにはその後の意見として、一度3月には公社でいきたいと、それでよ
ろしいですかと私は確認した覚えがございます。その流れで今後は公社をつくって
いくんだということで、どういうものがあるんでしょうかということで、副議長を
中心に案を作って、まだこれはあくまでたたき台ですよということで、協議会のほ
うには出させていただいたというふうに考えております。当然、今後も話し合いは
していかないかんし、検討もしていかなければいけないということは分かっており

ますが、するんだという気持ち、これをどの段階かではびしゃっと出していただかないと、やる人たちも厳しいところがございますので、その辺りをどうかよろしくお願いしたいと思ひまして、質問とさせていただきます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

うちの職員もそうなんですけれども、やはりこの農業や林業、畜産業といった第1次産業をもう一回どうにか元気にしたい、盛り上げていきたいという思いは間違いなく変わりません。目指す頂上は一緒でありまして、その登り方というか、その山の登り方がいろいろな登り方があるというふうに感じております。

私はその会を休んだときに、1回採決をしていただいたという話だったんですけれども、その後の話の中で、その公社という部分に関して、いろいろとちょっと小さい公社を何か複数作ったりとかいう案もあったかというふうに思いますし、ほかの委員のメンバーの方々の話を聞いている中で、どうしてもその公社に対する温度感がまだまだあるなというところを感じたものですから、もう一度その話をこれまで出てきた議論も踏まえて、一回整理する必要があるんじゃないかというふうに、私たちは考えているところでございまして、有識者を交えるというものは、やはりもっと多様な視点から、その公社であるならば、どういったところからスタートさせるのかとか、そういったところをもっと議論する必要があるんだろうというふうに思います。

スモールスタートという表現を、うちの職員も使いますけれども、やはり行政の考え方としては、小さな投資で大きな効果を生み出すというのが基本ではないかなというふうに思っているのが、それは当たり前のことじゃないかなというふうには思っております。もちろん、今後、有識者を交えて話す中で、これだけの投資が必要ですよとか、そういった具体的な多分話にはなってくると思います。そこを何ですかね、今の現状としてはその合意形成のプロセスといったところがちょっとまだ足りてないんじゃないかなというところが、私の実感でございますので、そのプロセスを私は大切にしたいというふうに思いますし、そのプロセスを作って上げていくには、どうしてもやっぱりそのファシリテーター的な存在だったりとか、コーディネートする人というのは、これはやっぱり非常に私たち素人では難しい部分がありますので、そういったところはしっかりと有識者を入れて話を整理していく。それで、組織的な部分でこういった組織がいいんじゃないか、またこういった制度も必要じゃないかといった議論も一緒に作り上げていく、そういった合意形成の過程を、私は大切にしたいという思いから、有識者を交えて議論をしたほうがいいのではないかなというような結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 確かにそういう部分はあるかと感じております。しかし、一番厳しいのは後継者が本当に早く減少していくんだと、それから何度も言って申し訳ございませんが、今、現実には作業をしているのは私どもぐらいの年代を中心としたものなんだということから、私どもが危機感を覚えるというのはそこなんです。若いバリバリの力のある農業後継者の方々は、それはもう補助金を使って、いろんな農業を展開していただくということに、私どもはそれまで公社が全部取ってしまうとか、そういうことを言うつもりは全くございませんし、まず辞めていく人たちの農地をどう守るか、それが無いと厳しいんだろうなと思いますし、この改正農業基本法の中でも農地が水田の畑地化、これもうたわれておりますし、当町には既に用水もない水田というのもございます。そこを中心に辞めていく方々はたくさんいらっしゃると思いますので、そういうものを畑地化するというような計画も入れてございますし、畑地化することでほかの作物もできる。それが現状、輸入が難しくなっている作物になるかも知れないというような、いろんなつながりを考えていくべきだと思っております。それは有識者の方々のお話にも当然出てくるとかと思えますけれども、とにかくいろいろ考えたところに、あまり時間がないというのが現実だと思っております。中山間の次回の計画書を見ましても、現状では私たちの年代がまだしていく、あと5年後まではするという意見が多くあると思います。それから5年後、本当に中山間の参加者もいないというような現状が出てくるということ、どこの集落に行っても聞きます。だから、あまり時間がない。急いで展開を図っていただきたい。公社をつくる、つくらないも含めたところで、今後はできたら町のほうから動いていただくことが一番いいんじゃないかと思っております。予算というのは町にしか、執行部にしか提案権がございませんので、私どもがどんなに予算を作ってくれというお願いしかできません。そういうことを考えると、もうここまで来たら、できたら町のほうでこれは判断をしますということでお答えを出していただけると助かるなど、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

本当、どうにか農業を元気にしていくために、まずはこういった議論も平行してやっていきながらも、やはりできるところは、できるところからもうスタートさせればよいと思っております。例えば既存の団体との連携だったりとかで、例えば米の営業とか、そういった部分に関してはSMOだったりとか、そういったところを生かして、そういった米フェスとかもやっておりますけれども、営業をかけて少し

でもこの付加価値を知っていただいて、高く買っていただく仕組みだったりとか、PRをするとか、またいろいろなイベントで生産者を連れて行って、そこで米のこだわりを伝えてもらって、消費者とつながってもらおうとか、そういったところは多分すぐにでもできるようなことをございますし、また同時にもうこっちのほうでもそのようなことは考えておりますので、生産者の方にお声掛けをしながら、そういった南小国の産品のおいしさというものを知っていただく機会をつくっていくといったところがあります。お金は、そんな費用はかからない部分なので、そちらのほうは議論と並行しながらやっていければなというふうに思っております。

今後、また有識者の招へいに関する費用というものは、近日中に予算化はさせていただきたいということは先ほど述べさせていただきましたけれども、やはり先ほどもちょっと申し上げて重なる部分があるんですけれども、時間がないというのも私も十分理解しておりますし、そのためにもこれまで4回、昨年11月から集まっていると思うんですが、そういったところに出てきた意見などを、もう一回ちょっとみんなで整理をしながら、またそこで有識者の意見を踏まえて、優先順位を何に持っていくのか。先ほど議員がおっしゃられたとおり、高齢者の方が多い中での農地保全だったりとか、そういったところは非常に難しい部分がありますし、若い人たちは補助制度があれば、どうにかやっていけるのかも知れないんですけれども、そういったところの温度感の違いから、そういった声も聞いた部分があるのかも知れないんですが、そういったところも含めて、やっぱりちょっと整理をするべきだろうというふうにも、私は思っておりますので、そういった有識者の招へいといったところの提案をさせていただきました。

そこで、もう一回整理し直しながら、南小国町に今どういった組織体が必要なのか、どのような制度が必要なのかといったところを、もう一回ちょっと整理をさせていただきたいというふうに考えておまして、どうせ作るのであれば、やはりメンバーのみんなが納得感だったりとか、そういったものを生み出せるような組織をつくったりとか、制度をつくったりとかしたほうが、私はまだベストではなくてもベターではないかなというふうに思っておりますので、そういった議論の場をつくりたいというふうに思っているところでございます。

また、町が主導してというようなお話もありましたけれども、そういったところはこちらのほうでもいろいろと、そういった有識者がどういった人間がいいのかとか、そういったところは今、情報を集めながら議論を進めているところでございますので、もちろん委員長、副委員長もいらっしゃいますので、そういったところともしっかりと連携をしながら、もう一回そういった議論の場をつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

また、次の臨時議会の折にですか、その有識者の方々の選任まではいかないのかな、予算は上げるというお話もお聞きしましたし、なるべく早くにそういう場をつくっていただきまして、早急に議論といいますか、正しい議論が出るか出ないか知りませんが、この町の農林業が良くなる方針をお示しいただきたいというふうに、正直に思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ちょっと補足的な意味合いでお話をさせていただきますけれども、今もうとりあえず農業のほうは今後を考える会というところで意見をいただいておりますが、ちょっとまだ林業のほうがそういった議論が進んでおりませんので、そういったところも踏まえる必要があろうというふうに思いますので、そういった農業と林業と、そういった第1次産業を盛り上げていく、そういった仕組みづくりをつくり上げていきたいというのは気持ちは変わっておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 危機感は皆さん同じ共有して、あとは方法になると思います。できれば委員会のほうでしっかりリードして、今後も協議を続けていただければと思っております。

2問目にいきたいところでございますけど、12時になりましたので、ここで休憩を取らせていただきます。次は午後1時から開催します。よろしくお願いします。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） すみません。1時から新しい職員の紹介があるということで、1時からの再開はちょっと厳しいのではないかと思います。

○議長（井上則臣君） 失礼しました。1時から、一応ここで集まりまして、御紹介いただいて、それが終わり次第、再開したいと思いますので、ちょっと時間は決められないんですけど、約1時15分か20分ぐらいかなと思います。よろしゅうございますか。じゃあ休憩に入ります。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時03分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開催します。

一般質問を行います。

引き続き、穴井秀房議員の２問目を行います。

７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君）　ありがとうございます。３分ほどで終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前に続きましてですが、次の質問でございます。役場庁舎の太陽光発電というふうに限定して質問しておりますが、昨年の一般質問の折に、役場のプロジェクトチームで検討し、補助金等々を考えて対応するとの御回答をいただいたところでございますが、６月よりまた電気代が４割ほど上昇するというようなこともあっております。それから、災害等に対応する能力はないというような前回の回答もございましたので、早急な対策が必要ではないかと思っておりますが、補助金等を含めた今後のスケジュールをお願いいたします。

それから、先ほど３番議員さんの質問の中にもありましたが、どういう形にするか、バイオマス産業都市の中のバイオマス発電のほうでいくかとか、そういう振り分けもあるかと思いますが、なるべく早くするべきではないかと思っておりますので、そのあたりも回答をお願いいたします。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　７番、穴井議員の御質問にお答えいたします。

庁舎への太陽光発電設備、蓄電池等の設備導入につきましては、役場内でもエネルギー対策プロジェクトチームを立ち上げ検討を行っている段階で、今後は国等の補助金を利用して、低予算となるよう関係部署と連携し、前向きに検討を進めていきたいと考えていますとの内容で、昨年の１２月議会でお答えしています。

その後の検討案として、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の執行団体となっている一般財団法人環境イノベーション情報機構が実施しております補助事業による庁舎への太陽光発電設備、蓄電池等の設備導入を検討している状況です。

この事業は、地域防災計画により、災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設、または業務継続計画により、災害時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助するものとなっており、補助率は２分の１となっています。

事業の目的となっている自立・分散型のエネルギーシステムとは、避難施設や防災拠点、業務継続計画により、災害発生時に業務を維持すべき施設等に必要な電力を賄うだけの発電設備を設置し、災害時など商用電力系統が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのこととなっています。

この補助金には、設備導入の1号事業と、設備導入に当たり調査、計画策定を行う2号事業とがあります。まずは、2号事業となる設備導入に向けた調査、計画策定を進めていく必要があります。災害時に必要な電力量及び熱量の算定から、導入する設備の選定や導入後のCO₂削減効果やランニングコスト削減といった事業効果を数値化した補助金申請に係る根拠資料の作成が必須となっており、この数値等の算出については専門のコンサルに依頼する必要があると考えています。

現段階では、2号事業によりコンサルに委託するため、本庁舎の電気契約会社となる九州電力に依頼し、予算化に向けての協議を進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 現状はわかりました。補助が2分の1ということで、相当な予算になるのではないかと思います。これは設計とか、その辺りを数値化するのに、また相応の金額がかかるのでしょうか。あまりにもその辺りが大きければ、今、結局電力、そういう太陽光発電の設置者自らに必要な分を聞いていただいたほうが、早く安く仕上がることもあると思います。その辺りも含めたところで検討していただいて、庁舎ですから、それなりの補償もないといけないと思いますけれども、ある程度の会社ということでしたら、そんな変なこともないでしょうし、なるべく早くするべきだというふうに考えますので、その辺りも含めた検討もお願いしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ありがとうございます。

一応、九電のグループ会社のほうに見積もりは出していただいております。庁舎のほう約7,600万円、もし別館に上げるならば3,400万円ほどの、急遽見積もりを出していただいたので、そういう金額で今現在出ているところでございます。災害にやさしい町というところで、この町もやっていかなければならないというところもありますので、一応このソーラーのほうも検討材料として、いろいろ考えて、今後協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません。終わりと申したところで申し訳ございませんが、今の金額は設計費がということですか。設置を含めたところでですね。了解しました。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） では、これにて穴井秀房議員の一般質問を終了します。

続きまして、6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 6番、後藤六男です。

通告に基づきまして、発言をいたします。

移動販売車きよら号の現状と課題について、質問をいたします。交通弱者等が日常生活、食料品の買い物救済事業として、行政サービスが始まって、今年で6年から7年になるかと思います。施策としての成果と課題をお伺いしたいと思います。

当町は、中山間地で過疎化が進み、高齢者が増加して諸課題が増えていく中の一つだと思いますので、そこで現在、年度別の販売状況等につきまして、御質問いたします。

それから、2点目に、現在取り扱っている販売品目の種類、それと内容、こういうのでよろしいかどうかということにつきまして、町長にお尋ねをいたします。

今回の質問は、高齢者の命と健康を守るため、食料品の安心・安全のために移動販売車きよら号の充実化は肝要と考えます。

よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6番、後藤議員の質問にお答えいたします。

移動販売は、買い物困難者の支援や地域コミュニティの維持と活性化を図ることや、高齢者の見守りを目的とし、営利のみを目的とするものではない事業として、平成29年12月から営業を開始しています。この間、利用者のニーズを聞きながら、巡回地区の拡大や販売商品の拡充を行いながら、利用者の要望をかなえ、利用者に喜ばれるよう、販売員の方に頑張ってもらっています。

巡回地区については、41か所を週1回訪問して、1か所当たり10分から15分程度、営業を行っています。

販売商品は、冷凍の肉類や魚類、お菓子類、パン類、牛乳、飲料水、真空パックの総菜や日用品を販売するとともに、利用者の方から買い物に来た際の注文を翌週に持って行ったり、電話を受けて届けております。

販売状況につきましては、令和元年度が販売額392万円、令和2年度が販売額437万9,000円、令和3年度が販売額469万2,000円、令和4年度が販売額492万円、令和5年度、販売額が342万2,000円となっており、令和元年度から令和4年度にかけては販売額も順調に増加していました。しかし、令和5年度においてはコロナウイルス感染症5類移行に伴い、利用者の買い物の機会増加により、スーパー等の利用の増加や、高齢者の施設入所等により利用客が減少したことで、移動販売額が若干減少したものと考えられます。

今後も、消費者ニーズを十分に調査し、販売商品の仕入れや仕入れ方法、利用状

況による巡回地区の再検討や、各地区の販売場所の提供等の協力を自治会等をお願いし、交通弱者や高齢者の方たちが安心・安全に買い物できる体制をしっかり確立していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今、町長からお話もございましたように、福祉を中心に高齢者等、交通弱者を救済するという福祉を目的とした形の移動販売を始めたという経過でありますので、もちろん今、令和元年から5年までの販売状況を御報告いただきまして、特段、たくさん収入があるというふうにはなかなか思いにくいところもありますけれども、冒頭に申し上げましたように、福祉を重視していくということにつきましては、現在、取扱いされている品目ですけれども、これに冷凍品ですかね、冷凍車では今ないと思うんですけれども、冷凍車にしていきますと、冷凍品とか取扱品目が増えるのもあるし、鮮度がやっぱり良くなるのではないかと思います。高齢者といいましても、現在、どうしても年を取っていくと肉類とか消費するのがなかなか、野菜のほうがいいとかいうお年寄りも多いんですけれども、医学的な見地から見ても、一定程度の肉類等は消費していかないと、ちょっと言い方は悪いんですけれども、認知症とか、様々な障害とか、医学的見地からではあるのかなという点におきましても、やっぱり栄養補給というのは当然、様々な病気なんかを起こさないようにするためには、一つの健康づくり、引いては命が短くなるということにならないように、やっぱり食の改善という見地で、ぜひ冷凍車を入れていただきたいというのが1つ目の要望であります。

それから、2点目ですけれども、現在、停車されている販売所の数が41か所と言われましたけれども、私は買われている利用者の方に何人かにお聞きしましたところ、できたらもうちょっと集落の中でも停めてもらいたいなということも言っておられました。この辺につきましては、農林課のほうの担当の方にもお聞きしましたけれども、3回ぐらい、この間、停車をするところも増設してきたという感じのことで、それなりに改善はされているかと思います。だから、その点につきましても、もうちょっと今の現状から見て、もっと改善したほうがいい、停める位置を増やしてもらいたいということです。そこらへんをお願いしたいと。

その停車位置につきましては、各集落については、縦に長い集落もあるかと思うんです。そうすると、端から端になると、遠いところはその販売所まで2キロぐらいあるということです。高齢者になると、歩いていくのに、そこまでやっぱり30分ぐらいかかるんです。だから、やっぱりできたらこの近所にも停めてほし

いという感じのことを言っておられましたので、そのぜひとも改善をしていただきたいということですね。

それから、この冷凍車ということになれば、当然、今の軽四ではなくて、ちょっと大型化されるかと思います。そうなりますと、ちょっと体積が多くなるということで、空きスペースもあって、そこに商品ももうちょっと日用品とかいろいろ、食品でも中に積むということはできるかと思いますが、その中の一つに、通告はしていなかったんですけども、お年寄りというんですか、高齢者の方でも本を読んだりされている方がおられますので、そのきよら号の中にできたら、積める冊数、教育委員会のほうとも連携していただいて、町の図書館のほうをそこに50冊でも100冊でもという感じで積んでいただくと、販売車を運転される方はちょっと業務が増えるかと思うので大変申し訳ないと思うんですけども、今利用されている方でも、なかなかやっぱりそうたくさんいるという状況ではないかと思うので、中には読書をしたいという高齢者の方も、このきよら号に来たときに本を借りるのと併せて、商品のほうも購入しようという気持ち、プラスワンの発想というんですけども、そういう施策もやっていただけるとよろしいかなということで、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、御意見、ありがとうございます。

まず、冷凍設備、きよら号に対する、後半でも少し出ました大型化も含めたところかと理解しております。こちらにつきましてが、以前も協議の場があったというふうには聞いております。ただ、大型化に関しては、まずルートの関係もございまして、なかなか正直難しい部分が多かったみたいです。どうしても山間地、ある程度のところまで、やはり行くことを考えますと、大型化というのが少し無理な部分があったというふうなことを聞いております。

それから、冷凍設備に関しましてですが、こちらもあるところの需要と供給のバランスといいますか、ニーズがどの程度あるかといった部分をまず調べる必要があるかと思っております。現段階でも一部やはり要望はあるみたいで、ただ現在、販売員の方が発泡スチロール等で対応していただいている、その分で現在のところは足りているといったところを聞いております。ですが、議員もおっしゃったように、今後としても増えていくことも想定されます。ニーズ調査といいますか、聞き取り等、もう少し進めながら、それに関しましては今後検討していく課題かなと考えております。

それから、2点目のルートという、駐車場の増加というか、増やす部分につきまして、こちらもある前から検討・協議、かなりされているようです。新たに一旦設置

してみて、運行してみて、結果的にやはり意外と利用者がいなかったといった部分もあって、増減を繰り返しているといったところも少し聞いております。どうしても、なかなか要望的には上がっても、いざとなると、なかなかそこにいらっしゃってもらえなかったということの事例も聞いておりますので、現在の要望、こちらも同じような形になるかと思いますが、ニーズ調査、どのくらいの要望があつてといったところを考えていきたいなと思っております。

それから、併せてになるんですが、図書の関係、こちらも最初の大型化に少し絡みますが、どうしてもトラックのほうを大型化しないと無理な部分もあるかと思えます。なかなか図書のほうとの関連というのが、すみません、私も以前は教育委員会にも所属しておりまして、少しそれに関連しますが、委員会としてはどうか、町としては、まず図書室の整備推進といったところも進めております。図書室に来ていただいて、読書していただいたりとか、勉強してもらったりとかいった環境整備も含めたところで推進を行っているところです。

こちら図書の希望がというか、ニーズ、この部分をちょっとこちらのほうは何っていなかった部分があつたので、もし今後そういった要望が増えてくれば、もちろん考えていくべきところかなとは思っておりますが、正直なところ、ちょっと食料品と同じ扱いをするのはどうかなと少し不安なところもございますので、十分な慎重な協議を進めて上だと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今、農林課長のほうから、検討結果を御報告いただいたわけなんですけれども、確かに3点ともににつきまして、まだまだ検討しないといけない課題もあるし、実際、じゃあそれだけのことを実施した場合に、利用があるかということになれば、最初に町長から御答弁いただきましたように、年度別の販売状況等においても、それから利用者のほうにつきましても、なかなか高齢者が増えるとはいうものの、軽々に冷凍車にして大型化した中で、利用がそんなにはなかったと。それから、販売所を増やして、それだけの利用がなかったということになれば、せつかくのこの今現在やっておられるこの施策のほうがマイナスのほうになるかということで、私もそういうふうには今お聞きして理解したわけなんですけれども、できればその検討はされているだろうと思うので、その中にやっぱり私の今日の発言というのを、ずっと意識しながら改善をしていく項目については、できればやっていただきたいということで発言を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 以上をもちまして、6番、後藤六男議員の一般質問を終了します。

続きまして、1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 1番、下城でございます。

通告書に従いまして、1点質問をさせていただきたいと思います。

議会で採決された陳情案件についてということです。よく考えてみると、私も3期目を迎えておりますけれども、これまで陳情で各委員会で付託を受けて、陳情案件を現地まで見に行ったりとか何とか、いろんなことで議会で採決されたということがいくつもあったわけですけど、よく考えてみると、これについてどうなったかという話はほとんど聞かなかったような気がするし、またそれを聞かなかった議員のほうも悪いのかなというふうなことを改めて思いました。実は、ある町民の方から、あれはどげんなったのと言うて聞かれたことがそのきっかけだったんですけれども、そういえば考えてみると、多分できとるとじやないですかぐらいの、そのときにはその話をしたわけですけど、各課いろんな担当をされとるところとあると思いますけれども、その辺りどうだったかという、中途段階でも結構ですから、お願いをしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1番議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、総務課に関するものでございます。竹の熊組長ほか3団体から陳情への対応につきましては、竹の熊の第1分団1部の消防詰所と町道の間に水路があり、開渠水路となっておりましたが、平成24年の年末にかけて消防詰所の建て替えに合わせて、詰所と町道間の水路を改修し、暗渠水路を設置いたしました。

次に、税務課関係でございます。入湯税に関する陳情は、平成30年12月に提出された後、議員の改選があったため、令和元年9月議会に改めて提出されました。その後、委員会に付託され、令和2年3月議会にて委員会報告が採決されています。委員会報告の採決を受けて、税務課、総務課、まちづくり課の担当者による協議を数回実施しました。その後、役場内の課局長会議においては、入湯税を財源とする新たな事業の洗い出しを行いました。有識者を交えた検討については、コロナ禍の影響もあり実施しておりませんが、黒川地区の会合に関係課長が2回ほど出席しております。事業課が実施する各種事業の財源については、国や県の補助金、交付税措置のある地方債、ふるさと納税等々、あらゆる手段を検討し、なおかつ財源が不足する場合の最終手段が入湯税の見直しであると考えております。

最後に、建設課関係です。まず、議会として採択された熊本県や建設課対応分の陳情等について、過去12年間において11件あり、そのうちすべて終えているも

のが6件となっています。残りの5件におきましては、陳情等は1件だが、その内容は複数あること、次にその内容が熊本県の対応など、南小国町所管のみではないこと、そして3つ目に環境調査や測量業務には着手しているが、工事が完了していないことなどの理由から、終えていない状況です。

今後も陳情等の提出者や関係者とも協議し、また熊本県への要望も含め、進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 先にすみません、総務課にお願いしとった入湯税の使途状況についてに関する調査というのを皆さんにお配りいただければと思いますが。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 事前に下城議員のほうから資料の準備ということでお話をいただいておりますので、議長のほうに資料配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） はい。配付をお願いします。

[資料 配付]

○1番（下城孔志郎君） その入湯税のことについては、後ほどお伺いしたいと思いますが、その前に、今、町長の答弁の中で、建設課関係、11件のうち6件は終わっているが、あと5件がまだだということでございました。いろんな理由は今、町長からありましたけれども、建設課長もうちょっと詳しく、その5件について御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、1点目になります。平成25年6月に陳情いただいたものになります。水路組合からの改修になりますけれども、令和6年度に測量設計のほうに入りまして、計画、工事のほうに進めていきたいと思っております。申請箇所数があまりにもちょっと多く、補助事業等の関係から現在に至っているという状況ですけれども、平成時代の申請を受けました工事に関しては、何とか今年度中に完了したいというふうに思っております。

次に、平成29年9月と、馬場地区の自治会からいただいたものになります。河川改修についての要望になっております。これは熊本県の河川、熊本県が管理する馬場川という形になりますけれども、現在、これについては県のほうが測量のほうに入っております。非常に河川改修に関しては財政的なものも含めて、多大な時間を要しているというような現状でございます。

次に、平成30年3月になりますが、湯田地区自治会のほうからいただいております。町道の拡幅ということで、今年度の当初予算も上がっておりますけれども、

瓜上矢田原地区の道路改良工事、現在も進行中という形で行っているところでございます。

続きまして、令和２年１２月におきまして、社会福祉法人のほうからいただいております、河川小田川・長田川の河川堤防改修に対する陳情でございます。令和５年度に河川改修工事繰越事業として行っておりまして、現在も工事を行っております。今年度中には一部完了が見込まれております。一方で、関係者との協議等もございますので、県もなかなか難しいという状況も一部ではございます。

続きまして、令和２年１２月、瀬の本地区自治会ほか２団体のほうから出ております小田川の河川復旧に関する陳情という形なんです、中には６項目ほど含まれておりまして、終わっているもの、若しくは完了しているもの、若しくは今年度中ぐらいに完了するものが大体主なものとなっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） １番、下城孔志郎議員。

○１番（下城孔志郎君） ありがとうございます。

道路、河川というのは、もうそれこそ災害になったら、あちこちからいろんな要望が上がってくるというのは、もうこれは目に見えているわけでございます。一方、陳情するほうの立場にたってみると、何べんか多分役場に来たり、建設課に寄ったりして、何とかあそこはあげなっただけが、何とかならんじゃろかという相談をまずすると思うんです、地元のそれなりの自治会長さんなりの何なり。正直なところ、なかなか埒があかんぞと、若しくは陳情書を作らんですかとかいうようなことの経緯の中で陳情が上がってくるものであろうというのが普通の流れじゃないかなと。これは陳情書を作って、地域の皆さん方から、みんなから印鑑をもらって、陳情書を作るとも大変なんです、正直なところ。担当になった人は大ごとやろなどと、私は思っておるんですが、だけんまあまあこれからも陳情は上がってくると思いますけれども、その前に何とかそういう道路とか河川とか、災害の場合なんかはすぐ現場に行って、いろんな話を、現場を見て話をすることだろうと思いますけれども、そうじゃないところの陳情というのもいっぱい、陳情というか要望というのが出てくると思いますので、その辺りは早め早めの建設課、若しくは役場職員が何十人かおるわけでございますので、そういう人たちに声かけて、あそこはあげなっとならばいいというのを建設課に集めるとかいうような体制づくりというのも一つあってもいいんじゃないかなと。それは、それぞれのところにみんな住んでいますから、そういう体制づくりもあっていいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほど言いました件数に関しましては、あくまでも議会で採択を受けた件数になります。御存じのとおり、質疑の中にもありましたとおり、町執行部だけに来ている要望書、陳情書等もございます。それに関していえば、22件です。

また、町政座談会だったかと思いますが、町執行部のほうから各地区のほうに説明に伺った際にも御説明をしましたが、現在、今受けている要望箇所数等が80か所という形で説明を行っております。

そういった中で、できる限り前年度から対応を行ってまいりまして、何とか一部分になりますけれども、かなりの数が今年度に出来上がりつつあるのかなというふうには思っております。しかしながら、梅雨時期ということもあり、今後の状況も考えなければならないところでございます。

そういった中で、できる限りの早急な対応という中で、議会での早期情報の収集という部分におきまして、例えばLINE等を活用した情報の集約ができないかというお話も以前いただいたかと思えます。その一方で、危険というその周知の仕方というのが、双方の通信になるという形の中で、非常に多々難しい面もありながら、例えば役場職員、御指摘いただいたような部分で、情報の収集ということを考えた場合、既に職員だけでつくっているLINEというものを持っています。それはもう防災出動の際においても活用されている部分なんですけれども、そういった部分のみでなく、建設課職員の道路パトロール、そういったものも含めて、できる限り早急に対応していきたいというふうに思っております。

ただ、しかしながら、何でもかんでもすべてが対応できるものではないということも含めて、そこをやる必要があるかどうかというところが非常に大きな課題になってくる部分もありますので、いろいろと今後とも御意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 懇切丁寧なる答弁、ありがとうございます。

今、よくわかる話で、今80件と言ったかな、全部が全部そう簡単にできるような話ではない。予算の関係もあるし、いろんな地元とのコンセンサス、この人がやれと言っても、この人はまあいいよというような話もあったりもするでしょうから、なかなかうまくいかない。それはよくわかります。ただ、何とかいろんな要望をうまく仕分けとか何とかしながら、うまいところやっていただければというふうに思いますので、またぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では、ちょっと入湯税の話をしたいと思います。ちょうど令和2年と今言ったか

な、3年前になる。ちょうど私がその入湯税に関する特別委員会の委員長をさせていただいておりましたので、非常に印象に残る陳情案件だったかなというふうに記憶をしております。基本的には黒川温泉の自治会が中心になって、あのときは自治会さんは後ろにずらっとおらしたけんが、あとから怒られはせんかななんて思いながらおったつばってん、しかし100円を上げさせていただきたいというような自治会さんをはじめ、4組合の皆さん方からの要望であった。そのときには議会で上げてもいいよというようなことで採択をさせていただきましたが、そのときの附帯条件といいますか、当然上がってきた、100円上がるならば、これぐらいのお金が増えるから、それは黒川だけじゃなくて、町内のすべての自治会からの要望に対して応えるように、使ってもらえるような、そんな附帯条件を付けたというふうなことを覚えております。

今、お配りいただきました入湯税は目的税ですから何でも使えるわけじゃない。環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設、それから消防施設等の整備、観光施設の整備、観光振興のために使うやつですね。という、この5つが主だった使い道。これは令和3年度、5年度はちょっとまだ集約ができていないということでしたので、3年度と4年度のやつを作っていただきました。3年度、4年度まではまあまあ、特に3年度はコロナの真っ最中ということで、それでも3,200万円ぐらいが収入として上がっている。4年度は4,560万円ぐらい上がっている。5年度、この間のときは5,000万円をちょっと超えた、5,000万円ちょっとじゃなかったかなというふうに思っております。

私自身が考えるのは、この4つでそれぞれ使わにゃんということはもう当然のことなんですが、今はそれこそインバウンドが大分増えてきて、黒川温泉に行くと、大体韓国人か中国人かというような、そんな状況であろうかというふうに思います。

この入湯税は、私は基本的には上げてほしいという立場の人間です。上げてほしいというよりも、上げたほうがいいという立場です。その立場から発言をさせていただきますが、やっぱり観光、人が来てもらって、ここでお金を落としてもらおうというのは、それなりの私は設備投資が必要であろうというふうに思うんです。これは一つ一つの旅館だったり、例えば私たちがやっている押戸石の丘だったり、それぞれのところで自助努力をしながら、設備投資をして、来た人がああ良かったと思ってもらえるような雰囲気づくりというのは非常に大切なことだと思っております。例えば、黒川温泉に行って、私はあまり黒川温泉は舞茸の配達ぐらいしか、あまり行かんものですからよくわかりませんが、今言うたように、中国人とか韓国人の方々が非常に多い。あそこに看板というのは、当然、日本語の看板はありますよね。英語とか中国語とか韓国語の何か並んだ看板というのは、あったかどうかかなと

いうぐらいの記憶しかありません。つまり、インバウンドだけじゃないんですけれども、インバウンドの皆さん一つ取り上げて考えてみると、そういうふうな来た人にやさしいまちづくりというのは、そういう看板いっちゃからあるんじゃないかなかなというふうにも思うんです。ですから、例えば入湯税を上げる、なら上げた分を何に使うか。つまりそういうビジョンみたいなものが当然必要ではないかなというふうに思うんです。それは、何も黒川だけじゃなくて、小田もある、満願寺もある、白川もある、いろんなところでそういう看板一つについても、そういうのをきちんと整備するということ、これが非常に大事じゃないかなと。私たちがやっている押戸石にも自分たちでレンタカーを借りて、そして外国人の方が御夫婦で来る人たちもたまに見かけるんです。ほとんど英語をしゃべりきらんから、まあまあまああでそんな上がってもらって、下りてきてもらうという、そのぐらいの対応しか今できておりませんので、そういう意味では本当に何をするためにこの100円上げる、100円が150円になったとしても、全国で今宿泊税というのがどこでも、この間から熊本市が導入するみたいなことを言っていましたけれども、そういうふうな本当に今、その上げることを反対するという人たちも、それはもう良くないよという人たちもおおと思いますけれども、これをするから上げるんだという明確なものがあって、それに皆さん方が、そういう反対する方々が納得する部分をちゃんと取り込んでやれば、私は一つのやり方というか、一つの方向性がきちんとできていくんじゃないかなというふうに思います。ちょっと今、町長がおっしゃったように、最後の手段として入湯税があるというのはよくわかる話、けれども、ならふるさと納税は使い道、この財源の使い道というのは、またほかにいろいろあるわけ。あれもしてください、これもしてくださいというものもある、議員からも上がる、町民からも上がってくる。ならば、ふるさと納税の資金はそっちに使わなしょうがねえわなというような、つまりそういうふうなことがいっぱい要望として上がってくる。財源がそんなにいっぱいあるわけじゃない本町ですから、その辺りのことをそれこそ総合的に考えて、最後の手段としての入湯税を上げるというような一つの固定観念じゃなくて、それもこれもやってというようなことの判断基準というのがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。やっぱりある程度、先ほど言いましたけれども、設備投資というのが非常に大事なことになるか、町としてやさしいまちづくり、外国人にもやさしいまちづくりということもあろうかと思っていますので、その辺り、再度、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） まず、先ほどお配りしたこの資料につきまして、まずちょっと誤解を招くといけませんので、事前に総務課長等にも了解を得た上でございま

す。こちらの最終的なものは、この税務課のほうに取りまとめをするんですけども、あくまで財源としての使途の部分につきましては、財政、総務課のほうがこの資料を作っておりますので、ちょっと税務課が財源を分配しているようにちょっと誤解されると困りますので、そういう発言をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 先ほど答弁の中でもございましたけれども、まずは役場の中でどういった使途ができるのかと、そういったところは重ねて議論をしてきたところでございます。そういった中で、やはり一番思うところは、やはり南小国町、一部の温泉地から今回の要望は上がってきているわけですが、やはり町全体のその温泉施設を有している、入湯税に関するならですね。やっぱりそのところがしっかりと足並みをそろえて、金額の上げ幅に関してはまた議論の余地もあると思うんですけども、やはり各温泉地が足並みをそろえて、じゃあこれだったら上げようというような形になるのが、私は必要だろうというふうに考えているところでございます。しかしながら、現に反対意見というものも正直ございますので、そういったところにもやはりしっかりと議論する場所といいますか、そういったところもやっぱり提供しなければならないというふうに思っておりますので、今後は関係課、そういったところと協議をしながら、その辺のまたどういった使途があるのか、そのためには最終手段として入湯税にいくのか、若しくは宿泊税にするのかとか、そういった部分が議論の論点というものがあろうかというふうに思っております。例えば、導入目的の妥当性だったりとか、課税以外の方法との比較、妥当性だったりとか、使途範囲と税種の妥当性だったりとか、あと事業所のほうにもやっぱりどうしても負担がいくものですから、特別徴収義務者の負担の妥当性とか、ちょっと私の認識から、いろいろな議論をしなければならないといったところを、ほかの自治体の事例でも、私もいただいておりますので、そういったところを含めて、トータルに総合的に考えなくてはいけないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 町長お得意の有識者会議なるものでもつくっていただいて、そのコンセンサス、賛成派・反対派もおるでしょうし、また先ほど私言いましたけれども、明確なビジョンをちゃんと打ち出して、そして町としてこれはこれに使うんだと、入湯税はこれに使うんだということをちゃんと打ち出せば、わかってくれる人も多いと思いますし、正直な話、100人おれば、私は80点取れば、80人が賛成すれば、私は合格点じゃないかなと、私は思っているんですけども、その

辺り、できますならば、早急にそういうふうなコンセンサスをまとめていく、そういう会議でも早急に開いていただいて、そしてどうするかということを決めていただければありがたいなというふうなことを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

私の得意な有識者を交えてというようなところです。やはりどこの自治体を見ても、やはり有識者を交えて、あとは関係者、事業所、そういったところを交えて、やっぱり重ねた議論を行っていらっしゃるのが現状です。これはやはり私たちだけでは全く進めることができない問題でもございますので、私としてはもちろん関係課局、そういったところでの協議にもなっていくわけですが、そういった中で、そういった有識者と、そしてそういった事業所の代表の方だったりとか、そういったところを踏まえてからの議論を重ねていくことが大切ではないかと。必ずしも入湯税に限らず、そういった宿泊税もあるでしょうし、また違う部分も税なのか、例えば入村料みたいな感じの料金の上げ方なのか、いろいろなものをテーブルに上げて、その中から議論を深めていくのが必要ではないか。そのためにもやはり有識者の方々の知見というものは、やはり活かすべきだろうというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 普通の私だったら、町長、それいつまでにするのという最後の質問をするんですけども、今回はそれをやりません。早急をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 先ほど、下城議員から陳情案件について、建設課長が答弁しましたが、一部ちょっと修正がございますので、これを許します。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほど、陳情の残りの件数の6件の一番最後の中で、要望が複数あって、今年度、大体終了するという形でお伝えした部分があるんですが、うち2件が内容的に言いますと、橋梁の架け替えと河川断面の要望が上がっております。ですので、この件については継続協議という形で今考えております。

それともう1点、山林の中にスリットダム工事をつくるものがございます。これは熊本県が行うものなんですけれども、現在、用地交渉だったりとか、説明会を随時行っております。そのため、完了まで2、3年程度はかかるのかなというふうに思っている案件がございましたので、修正をさせていただきたいと思います。すみ

ません。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。2時15分から再開します。

—————○—————

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

4番、森永一美議員。

森永議員のほうから、パネルの持ち込みを申請しておりますので、それを許可します。

○4番（森永一美君） 4番、森永です。

通告に基づきまして、お尋ねを質問させていただきます。

外国人も安心して住み続けられるためにということでお尋ねをいたします。

まず、こちらをご覧ください。こちらはこの12年間での本町に在住する外国人の方の人数の推移になります。このグラフは毎年3月31日時点での数字を拾っております。2013年が47名、本年2024年3月末で197名と、実にこの12年間で4倍以上に増えていることがお分かりいただけるかと思えます。国籍も多用でして、ネパール、中国、ベトナムをはじめ、12の国と地域から来られています。こちらでは、2024年3月末で197名となっておりますが、一番の直近ですと5月末時点では205名となっております。実に本町のすべての人口に占める外国人の割合というのは5%以上となっております。

この197名という、この数字を町民課の職員さんが分析されていたデータがありましたので、そちらを拝借しますと、大字ごとで見ますと、大字満願寺が160名、大字赤馬場が32名、中原が5名と、実に大字満願寺で8割の方が住んでおられます。特に黒川地区が多く、黒川地区だけで102名と伺っております。黒川だけで見ると、黒川全体の21%は外国人、もう5人に1人は外国人となっています。

また、本町に在住される外国人は、ほとんどの方が就業されています。就業先も観光業や建設業、介護職など、様々な場面で活躍なさっており、本町の地域経済、福祉を支えておられます。

5年前の2019年に、この一般質問の機会をいただきまして、その際に外国人が安心して楽しく住めるための取組が必要ではないかとお尋ねをさせていただきました。その際には、その時点での町としての取組は特にはなく、外国人の住環境整備は、環境整備は事業者のほうで行っていただきたいとの答弁でした。しかし、実際にはその後、質問の後には外国人との交流会や英語の時間といった、そういう場

をつくっていただいて、対応をいただいているかと思います。ありがとうございます。

本町におきましては、今後も外国人の人口比率は高まるということも、そういう可能性は十分に考えられるかと思います。外国人も安心して楽しく長く住み続けられるための取組も必要ではないかと考えます。町としてのお考えを改めてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4 番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南小国町の人口状況ですが、令和 6 年 3 月 31 日現在、南小国町の総人口は 3,844 人であり、1 年前と比べて 26 人の増加となっております。一方、外国人の方は 197 人であり、1 年間の伸びは 71 人でした。4 月に入りますと、外国人の方の人口はさらに増加し、5 月 31 日時点で、私の手元の資料では 201 名となっております。議員のおっしゃるとおり、就業先も観光業や建設業、介護職など、様々な場面で活躍されており、本町の地域経済、福祉を支えていただいている現状です。

このような現状を踏まえ、町のほうでも外国人の方が安心して住み続けられるよう、少しずつではありますが、取組を始めました。まず、各課の窓口にて、本年度、翻訳機を導入する予定にしております。役場の窓口は住民の方にとって生活の要となる場所ですので、タブレットと透明モニターを使って、円滑なコミュニケーションをとっていきたいと考えています。また、窓口には英会話が堪能な職員もおりますので、翻訳機導入までは協力して相談内容を把握し、課題解決に努めてまいります。発送する文書においても、町民課を例に挙げますと、職員がやさしい日本語を学び、英語と併せて、外国人にとって分かりやすいものになるように工夫して作成しております。また、外国人夫婦の方も増えてきましたので、母子健康手帳の多言語化、妊娠届出からの継続した相談・支援にも取り組んでおります。

今後に関しましては、外国の方同士、また住んでいる地域内でのコミュニケーションの場を増やしていく必要性を感じております。それが引いては町内事業所における定着率を高める一つの要因になろうかと考えます。それぞれの国の情報や相談場所、災害時の情報が掲載されている「熊本の外国人コミュニティ情報」パンフレットは、転入の際に配布しておりますが、今後は外国人の方々にとって、南小国町での生活がより安心して快適なものとなるよう、役場内部での連携はもちろんのこと、関係団体や関係事業所などとも連携・協力していききたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○４番（森永一美君）　ありがとうございます。

主に役場の窓口での対応というのも充実をさせていただいている、これからも充実をされるということで、当初の予算にも入っていたかと思います。ぜひ引き続きお願いをしたいところです。

私が知る限りでも、現在、例えば温泉地で独自の交流会をされていたりとか、もちろんそれぞれの事業者さんでも、いろんな取組もなさっているかと思います。また、個人でコミュニティを独自につくられている方などもいらっしゃるしまして、本当にお話を伺うと、頭の下がる思いであります。

ただ、私は今後は何かしら町全体として取組が必要だと考えています。そう考える背景にありますのは、今、国会のほうでも議論されているかと思いますが、技能実習制度から育成就労という、この制度移行がその議論が出ているかと思いますがけれども、この制度移行で懸念している点が、転籍が１年で可能になるということです。外国人の方で１年以上在籍した、同じ企業に在籍した方で、一定の技能と日本語能力、また御本人の希望があればということで、ほかの同業の企業への転籍、転職が可能になるという、こういう議論がされているかと思います。この法案に関してここで何かを言うつもりもありませんし、ただもし仮にこの法案が現状のまま、現行のまま施行された場合というのが、この地方から都市部への流出というのは十分に考えられると思っています。最低賃金が熊本県では８９８円ですが、トップの東京都は１，１１３円です。２位の神奈川県でも１，１１２円と、この１時間当たりの最低賃金の差だけでも２１５円、２１４円あるという、この２０％ほどのこの賃金差というのは十分に懸念していかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。この法案に関わらず、定着という側面からも必要だと、何かしらの取組は必要だと思っています。今勤めておられるところで一生懸命働いてくださっていますし、中にはボランティアで、私たちが月に１回ごみ拾いをしていますけれども、そういうごみ拾いにも参加して下さっている外国人の方もいらっしゃいますし、中には野焼きに参加したというふうにおっしゃった方なんかもいらっしゃいました。地域の、私たちのこの南小国の地域の維持にも深く関わってくださっている方というのもいらっしゃいますので、今住んでくださっている方、これから住んでくださる方が安心して楽しく住める取組というのは、事業者さんだけではなく、全体として何かしら必要ではないかと思っていますところです。

そこで、１点お尋ねをいたします。５年前に質問をした後に、町のほうからＳＭＯに委託をなされたかと思いますが、町に在住する外国人の方への聞き取り調査というのをされたかと思いますが、どんな結果があったのか、町として把握されていることがありましたらお知らせください。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

これが確か令和２年度から令和４年度の間で、地方創生推進交付金を活用して外国人の方々向けというか、地域DMOを中核とした海外からの人流受入態勢強化事業という形で事業を実施した中で、町内に在住する方に意向調査を行ったというものです。

ちょっとこの調査での結果の内容につきましては、私もすべて把握しているものではございませんので、まだこの結果をもとにどういったことをできるのかとか、そういった施策に関してはまだ手を付けていないところでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、町内の外国人の就労している方々が年々増えてきていますので、町としても何らかの対策は取る必要があるかなとも思っております。それがどこが所管をしてやるのかというのは抜きにして、そういったせっかくその事業の中で調査を行いましたので、その結果をもとに何ができるのかというのは今後検討して、実施に向けて取組を進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） すみません。少しお話をさせていただきます。

私のほうも、この事業の中でのやさしい日本語の教室に参加させていただいた経緯もありまして、少しお話させていただきます。本事業からの波及効果というところで、SMOさんのほうが町内在住外国人の方より、多様な相談等を受けるようになったというようなどころでのお話をいただいております。外国人の方のコミュニティとして、交流会だったり、フェイスブックグループの作成だったり、そういったところを手掛けてこられていたのではないかなと思っております。

今後とも、外国人の方の困っていらっしゃるところの把握ができたらと思ひまして、現在では町民課の窓口のほうでも、お時間が相手の方があられるときには、そういったところの聞き取り等も今後行っていきたいなと計画はしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ４番、森永一美議員。

○４番（森永一美君） ありがとうございます。

今後は、町民課の窓口でも積極的に聞き取りをしてくださるということで、ぜひお願いをしたいところでありますし、また過去に委託をされて聞き取り調査されたデータ、生の声というのも非常に活かせるものがあるかと思ひます。実際に働いていらっしゃる方、外国人の方のみにお時間をつくっていただいて、丁寧な聞き取り

というのをされていたような記憶があります。なかなかいろんな声が出てきたというふうに、以前聞いた記憶がありますので、ぜひその聞き取りをされた方もまだ町内にも住んでいらっしゃると思いますので、ぜひこの生の声をデータ化して、町としての取組、何かしらに活かしていただけたらなと思っております。

併せまして、もう1点お尋ねをいたします。先ほども少し触れましたが、2019年の質問の後に、月に1回程度、交流会などを開催をされていたかと思います。以前、市原のMOGで夜間にされていたかと思います。私も何度か参加させていただいたんですけれども、町に住む外国人と日本人、しかも保育園生から小・中・高校生まで、大人ももちろんですけれども来て、言語はすらすらとは通じなくても、何かしらコミュニケーションをとる、顔見知りになるというような機会だったと思っています。その後、知り合った方が、後日どこか、スーパーなんかですれ違ったときにも、ヤアみたいな、ハイイみたいな感じで会話ができたりとかあったので、そういう小さい町だからこそのつながりというのが作れることができたかなというふうに思っておりますが、こういった今後、交流会なども検討されているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

答弁書の中でも、そういったコミュニケーションの場を増やしていく必要性を感じているというようなお話もさせていただきましたけれども、まさにそういった、以前やっていたような事業というものが、やはり今求められているのかなというふうには感じておりますので、この件に関しましては、また関係団体と協議をしながら、話をどういう形でやるのか、夜だったら来れない方もいらっしゃると思います。また、平日だったら来れるけれども週末は来れないとか、いろいろな職種のパターンによって出席できる日時というものは変わってくるかというふうに思いますので、先ほど、多分アンケートに関してはマックスが取られていたのかなというふうには思うんですけれども、そういったところの情報もいただきながら、何かそういった困り事だったりとか、そういったものが場をつくることによって、何かしら緩和されたりとか、解決の糸口が見つかったりとかするならば、それは何より越したこともないですし、そういった友達ができることが定着率を高めていくことだというふうに認識をしておりますので、そういったノウハウは多分SMOが主体でやっていたと思うんですけれども、そういったところと協議をしながら、できるところから始めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君）　ありがとうございます。

それこそ、やはり開催する中で、先ほど町長がおっしゃったように、平日がいいのかとか、夜がいいのか、また場所はそもそも市原でいいのかというところも、参加した中でも声が上がっていましたので、そこらへんの一度洗い出してみたいなのもしていただくといいのかと思っております。

そして、1つここで御提案なんですけれども、例えば交流会というよりも、例えば本町で働く方向けの外国人向けの観光ツアーなんかができたらどうかなと思っています。本町にはそれこそ黒川温泉とか立岩水源、マゼノ溪谷や押戸石なんか、挙げればきりがなほに美しい観光スポットというのがありますが、ただどこも共通して車がないと行けないんです。行きにくいというのがあります。でも、一度行ってみたら、こんな美しい場所があるんだねとか、素敵だなと感動していただけるんじゃないかと思っているんですけれども、町の良さというのを、町で住んでいる方、町で働いている方に体感をしてもらう。南小国を好きになってもらうきっかけに、それがなればいいんじゃないかと。また、良かったと思ったら、個人でも今SNSなんかもどんどんされていますので、そういったふうに町のPRにもつながるというような、何かそういうような外国人向けの観光ツアーなんかができたら素敵なんじゃないかなと思っています。黒川が、もう半分、100名以上は黒川に在住ということは、観光業で働いておられるのかなと想像するんですけれども、本町には外国からも観光でいらっしゃいます。働いている方も外国人の方もたくさんいらっしゃいますので、そういった例えば母国語で町の良さみたいなのを語っていただいたら、また観光客の方の満足度向上にもつながるのかなと思っています。もちろんツアーとなると、免許だったりとか、予算など、いろいろ絡んでくることもありますけれども、今後はこういった南小国らしいというか、南小国だからできることということも検討いただけたらなと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　ありがとうございます。

これも先ほどのコミュニティの場づくりの、またその延長線上にあるのかなというふうに思っております。やはりそういった異国の方、それぞれ国が違う方もいらっしゃるでしょうし、そういった方々が南小国町の、普段はなかなか行くことができないような場所だったりとかというのを見ていただくというのは、私は個人的にいいんじゃないかなというふうに思っております。そういったところを、ちょっと車の段取りとかそういったところが必要になってまいりますので、バスを借り上げることになる、やはり予算化といったところも出てきますし、ちょっとそこは自家用車を使わせていただくのか、若しくは例えば旅館さんが持っているマイクロ

バスを使わせていただくのかとか、ちょっとそういったところは精査する必要があるかというふうに思います。しかしながら、またそこもちょっと関係するような団体と協議をさせていただきたいというふうに思います。

以前、黒川塾というものがございまして、日本人は問わないのかな、いろいろ黒川温泉とかで働いていらっしゃる方を、それぞれの例えばシイタケを作っているところに連れて行ったりとか、町内をいろいろと回ったりするんですけれども、その一環として、黒川温泉の入湯手形を作る現場に行って、実際に作業をしてもらうという体験もあったんですけれども、やはりああいったものを実際に見て、切っているところとか、磨くところだったりとか、そういったところを体験することによって、その地域への思い入れといいますか、そういったものがより深くなるものというふうに認識をしております。

また、誰かしら、接客業というか、観光業であれば、お客様が来られた際に、その伝え方も言葉の一つ一つの選び方が変わってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、定着率を高めるといった意味においても、また南小国町を好きになっていただくといった意味においても、そういったツアーだったりとか、コミュニケーションの場をつくったり、また地元の方と交流をしたりとか、そういったところもすごく大切なことなんだろうなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

私も、その地域に住む理由というんですかね、この南小国町に住む理由というのを一つでも多く持っていただくということは、住んでいる上での満足度というか、幸福度の向上というのにもつながるんじゃないかなというのを個人的にも思っているところですので、何かしら町を知っていただくきっかけというのが、より多くの方に、外国人の方は特に全員が全員免許を持っているというわけでもありませんので、何かしらきっかけをつくっていただくことができたかなと思っております。

また、幸いにして本町には外国人向けのツアーのガイドをされている方も住んでおられます。南小国にももちろん、阿蘇地域にも観光のことにも深い見識を持っていらっしゃる方いらっしゃいますので、こういった方たちのお力添えをいただきながら、何かしらできたかなというふうに思っております。

最後に、1 点お尋ねをいたします。私自身が本町に住む外国人の方と話をする際に、やはり声で聞くのが一番多いのが足というか、移動手段がないことだなと感じています。もちろん事業者さんとか、そこで一緒に働いている方が車に乗せていって、お買い物なんか連れて行ってくれるみたいな話はよく聞きますけれども、もち

ろん中には日本で免許を取って、車を購入されて運転されている方などもいらっしゃると思いますが、多くの外国人の方は自由に使える移動手段というのをお持ちじゃないと思っています。また、それを代替できるような交通手段というのも非常に限られているというのが現状かと思います。

そこで、例えばですけれども、今、本町が御高齢の免許の返納者の方にタクシー券というのを配っておられるかと思います。1年間当たり、1人50枚かと思いますが、例えばこういうタクシー券を50枚とは言わずとも、10枚でも12枚でも、24枚でも、何か配布することができたら、行動範囲も広がるのではないかなと考えるんですけれども、この辺りについていかがかなと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 私が聞くのも、一番困るのは移動手段、そして買い物する場所、この2点が多いのかなというふうに思っております。そういった意味では、どうしても公共交通が脆弱でもございますし、そういった中で何か考えんといかんというふうには私自身も思っております。今、御提案いただいたタクシー利用助成券に関してでございますけれども、そういったところで渡せることができるならば、一番いいのかなというふうに思いますけれども、ちょっとそこで考えなくてはいけないのは、やっぱりどうしてもタクシー事業所の運転手の数といったところが、非常に今後も少なくなってくる可能性も十分あるのかなというふうに思っておりますので、その辺りはしっかりとタクシー会社さんがどれだけの人数を確保できているのかとか、こういったタクシーチケットの助成券を外国人の方まで幅を広げたときに、対応が可能なのかとか、そういったところはちょっと慎重に考える必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

また、確か別の視点からいえば、ライドシェアについての議論というか、実証実験がまずは高森町で秋から確かスタートするというふうに思っておりますので、そういった手法も取り入れないと、この2024年問題だったりとか、人出不足の中ではなかなか乗り越えていけない部分かなというふうに思っておりますので、そういったところの情報もまた併せて勘案しながら、今後何ができるのかといったところを考えていきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

本当にそれこそタクシーのドライバーさんの数、その配布はしたはいいいけど、運行ができないみたいになってはいけないんですけれども、何かしらしていく必要があるんじゃないかと思っています。タクシーの今、利用助成券も配布して100%の使用ではないかと思っていますので、その辺りの調整を何かしていただきながら、何

かしらできないかなと思っています。もちろんだたにお渡しするのかとか、そういう条件面での線引きなども難しいところはあるかと思いますが、ぜひ今後検討いただけたらと思っております。

最後になりますけれども、私はこの質問をするにあたりまして、いろんな方にお話をずっと伺ってきたんですけれども、個人でコミュニティをつくっていらっしゃる方が、私が知っている方でお二人いらっしゃったので、お二人にお話を伺ってきました。お一人の方は、御自身で会社をされていて、その会社に複数の外国人の方が働いておられるという方ですけれども、その方は御自身の会社以外の方、別の会社の外国人の方も誘って、例えば国籍の料理、ベトナムだったらベトナム料理のパーティーをしたりとか、スポーツをしたりとか、あと日本語を教える資格というのを御自身で取られて、自宅で日本語教室というか、日本語を教えていらっしゃると思います。実際にもう受講生が、日本語の難しい試験に通ったりとかというふうに、とても精力的に活動されていました。

もう一人の方は、もともと外国の御出身です。その母国の方とのコミュニティをつくっていらっしゃったんですね。つい先日も、そのコミュニティで、みんなでウォーキングイベントをしたり、お出かけしたり、おしゃべりしたりというのを、この方もとても積極的に活動をされていました。

そのお二人にどうやって、この今のコミュニティをつくったんですかとお尋ねした際に、お散歩をしているときとか、スーパーで見かけたときなんかには声をかけていると、もう本当に一本釣りですというふうにおっしゃっていました。でも、もっと外国人の方は町に住んでいるはずだと思うと。でも、接点がないから、コミュニティ、お声掛けができないというふうなこともおっしゃっていました。そのお二人が懸念されていたのも、自分たちとまだつながっている方、コミュニティに参加してくださっている方は何かしら接点ができているけれども、そうじゃない方、例えば職場と寮との行き来だけで1日が終わっちゃうというような、そういう方がいないかというのをとても懸念されていました。今後、こういう実際にコミュニティをつくって活動されていらっしゃる方もそうですし、こういう方とか先ほどの関係団体とかも、そういったところにも声をまずは聞いていただいて、何か南小国の現状に合った形で何かしら取組をしていただけないかなという思いであります。

本町に住むすべての方がいきいきと、その人らしく生きられることを願って、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、森永一美議員の質問を終了します。

続きまして、8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

町内の牧野の維持管理はということですが、この阿蘇の草原は農業の営みであったり、また地元住民ほか、県内外から訪れる人たちに癒しを与えるなど、阿蘇を代表する景観の一つだと思っています。また、この景観は人々の管理によるもので、1000年先の先人たちから受け継がれてきたところでもあります。

しかし、近年、この牧野を管理している組合員さんの減少が目立つようになってきました。ボランティアの援助で管理ができていたものの、今後、何らかの取組を考えていかないと、このすばらしい牧野の維持管理ができなくなっていくのではないかと危惧しているところです。そこを町長に伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番、穴井議員の御質問にお答えをいたします。

当町では、入会原野の火入れ作業、重機等による防火帯造成に対して、町独自の補助事業にて補助を行っております。また、環境省による牧野カルテの作成や恒久防火帯の整備に関する事業がございますが、当町の牧野においてもこちらの事業が活用されているところです。牧野の維持管理は、当町のみならず、阿蘇地域全体が直面している大きな課題です。

そのことから、去る3月18日に、阿蘇管内7市町村長にて熊本県知事に対して、草原の維持・再生に関する抜本的な体制整備や仕組みづくり、予算の拡充、新たな交付金制度や基金の創設、企業等からさらなる支援をいただくための仕組みづくりなどの要望を、要望書として提出いたしました。この要望を受けて、今年度、県では阿蘇管内市町村を交えた草原維持・再生の検討会を立ち上げ、草原維持・再生の新たな仕組みづくりに向けた協議が進められることとなりました。当町としまして、この検討会の場にて要望を具体化するための提案等をしっかりと行ってまいります。町としましては、牧野の維持管理に向けて、環境省や県と連携しながら、新たな財源の確保や支援策の充実に向けた動きを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 今の町長の答弁では、阿蘇、それから県・国、こういう取組はすごく進んでいるということです。恒久防火帯、こういうところですが、まず町内の牧野のことを言いますと、30ぐらいの牧野数が町内にはありまして、入会権者数が、だぶっているとは思いますが、807名、農家戸数で647戸、そのうち有畜農家が57戸、そもそも牧野というところは、牛の放牧であったり、採草であったり、そういうところで有畜農家で始まっているのがそもそもの始まりだと思っています。

これはグリーンストックの調べなんですけど、平成28年から令和3年の記録が入会権者数が、平成28年から令和3年までに79名少なくなっています。増えた地区も扇牧野ですか、増えた地区もあるんですけど、79名が減っています。農家数でも108戸が減って、有畜農家数は16戸が減少していると。特に私の所属する赤馬場牧野ですが、30年前、平成6年、137名の牧野員がいました。20年後、平成26年には51名になって、本年度35名です。来年度の脱退の予定が、それから7名脱退で28名になる予定です。どうして来年度かという、今、牧野は中山間地域の直接支払いに入っていますので、来年度が5年間の区切りのところですので、来年度は7名が脱退されて、28名になるという現状です。

組合員の減少というのは、この町だけではなくて、阿蘇全体から見ると、組合員の活動、これはグリーンストック調べなんですけど、現在が延べの活動で9,200人の活動が年間にされている、阿蘇全体の中で。25年前は1万3,000人いたそうです。もう毎年毎年減少していく。今では、中山間地の区切りがありますので、5年間に1度の減少がどんどん進んでいくということです。

ここで、町長も田の原牧野の一組合員だと思いますが、組合員として田の原の場合は減少率がほとんどなくて推移しているところではありますが、組合員として、また町長として、この減少をどういうふうに受け止められるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） その辺の減少に関しましては、やはりどうしてもこればかりは人が必要な野焼き、また輪地切り、輪地焼きの活動でございますので、その減少というものは非常に危惧しているところでございます。

そういった中で、グリーンストックのボランティアが来ないと、なかなかできないというような状況もありまして、大変助かっているところではございますが、やはり野焼きの時期というものは、天気が悪かったりとかしてから日延べして、そこでボランティアの数が大幅に変わったりとか、そういったところもございますので、なかなか安定してきていただくということができないということを考えると、大切なのはやはり地元でも牧野をもうやめられたりとかしながらも、結構若い方って結構いらっしゃると思うんですよね。そういった方々が来ていただけるような仕組みをつくる必要があるのではないかなというふうに思っております。

うちの牧野においても、そうやってボランティアで地元で来ていただいた方には、いろいろちょっとサポートがあったりするわけなんですけれども、やはりよそから来られた方というのは、やっぱりどうしても時間も限られておりますし、地形とかそういったところも知りませんし、やはり手伝ってもらうのはもちろんありがたい

んですけれども、いろいろと危険なことはもちろん、きついことはなかなかさせることはできないような、ちょっと気を遣う部分も正直あったりすると思うんですよね。そういった中では、先ほど申し上げたような、地元で牧野組合をやめたような方々をそこに手伝いに来ていただけるような仕組みをつくる必要があるんじゃないかなというふうには個人的に考えております。

先ほどの答弁書の中で申しましたように、例えば今、水資源をしっかりと使って、そこで利益を生み出すような企業等々も多分結構あるかというふうに思いますし、ここ阿蘇地域は筑後川はもちろんのこと、白川だったりとか、大分県の大野川だったりとか、そういったところに流れていく、九州の水がめといわれるところでございますので、やはりこの草原から生み出される水というものが、それぞれの下流域を潤しているというふうに考えております。

そこで、また利益を生み出している事業者さんだったりとか、もちろんあるわけでございますので、そういったところからの支援というか、そういったところで基金を創設できないかといったところを、現在、県と協議をしているところでございまして、その基金の中から一部そういった地元の方々に手伝っていただける方々に対しての謝礼だったりとか、何らかのことをしてあげて、地元の人たちで牧野を守っていく。組合員以外の方も参加できるような仕組みづくりといったものを今後考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 先ほど、ボランティアの話が出ましたが、野焼き支援ボランティア、これはグリーンストックが事務所になっていますが、1999年に活動が始まっているそうです。現在、2023年、昨年の実績で登録者数が1,048人、年間活動数が延べで2,321人ということです。数年前にボランティアの方を私の車の横に乗せて、女性の方だったんですけど、乗せたら、東京から来ました。先週は高森に行ってきました。一度帰って、また今週は赤馬場牧野に来ました。飛行機で毎週往復してこられているということで、非常にすごい人もいるんだなと感心したところでした。阿蘇全体では160ぐらいの牧野組合がありますが、約66組合がボランティアの支援を受け入れているそうです。当然、うちの牧野にしてもボランティアの支援がないことには、野焼き、輪地切りはできないような状態です。

なぜ組合員が脱退していくのか、これを考えると、まず組合員の高齢化、農業者の人口が減少しているように、牧野組合員も同じくやっぱり減少していく。農業を脱退していくことよりも、やっぱり牧野のほうで早く脱退していく人が多いというか、そのように感じています。

次に、身体的理由があります。牧野の野焼き等は、特に赤馬場牧野なんかは急傾

斜を上ったり下りたりするんですけど、もう膝が痛い、足が痛い、もうどうしても仕方がない。後継者がいない。年は若くても、もう身体的にもう無理かなと。そういうことでもう脱退していく。それから、野焼きに対する使命感であったり、必要性を感じられないというか、昔は野焼きに参加することは、もう牛がいなくても、有畜農家でなくても当たり前のこと、当然のことのように参加していたわけですけど、近年ではやっぱりなぜこんな大変な思いをして野焼きに参加するのか。自分自身、有畜農家でもないし、放牧もしていないのにとという考え方の方など、またそれに加えて今度は中山間直接支払事業が始まって、5年ごとの区切りというのが、5年間はやめられないというのがあります。そういう自分自身を考えたときに、次の5年間は活動していけるかと思ったときに、もう5年先は無理かなと思ったら、もう今の時点でやめておかないと、また5年間やめることができない。だったらもう今の区切りでやめようと思ってやめる方、こういう方も非常に多い。

それから、先ほど町長が言われた企業からの支援だとか、そういうのを募って手伝ってもらった方に謝礼をするとか、こういうことをおっしゃられましたが、確かに牧野組合員の方でメリットを感じていない、そういう方が非常に多くなったと。世界農業遺産登録もありますが、その価値観を感じることができない方もいます。

それから、牧野にはシイタケの原木がありますが、原木の販売にしても、高いときは1本が8,000円とか、そういう状況のときもありました。しかし、現在では四、五百円、場所の良いところで1,000円とか、そういう状況で、なかなか牧野組合員に配分するだけの金額も上げられない。それにましてや、自分ではもう放牧していないから、組合員であるメリットがないという、こういう考えの人たちが多くなった。当然のことだろうと思っています。

組合員の減少がそうやって起きている状況の中で考えられることとして、野焼きの存続ができなくなるというのは当然ですが、技術の継承ができなくなるというのが一つあると思います。例えば、野焼きというのは火を引くのには風の方を見たり、地形を見たり、やっぱりそういうのをずっと若いときから先輩方に習いながら、そういう火の引き方の技術を学んできたところですが、そういうことを若い人たちに教えていくことができなくなっていく。南阿蘇では火を引くことのプロジェクトがあって、そういう教室とか、そういうのをやっておられるんですけど、そういう存続ができなくなる。そして、最終的にどうなるかというと、やっぱりもう牧野組合の解散、そしてもう町に返還すると、こういうことにつながってくるのではないかなと。実際に、赤馬場牧野も臨時総会まで開く寸前までいきました。中山間地にもう今後5年間加入していくのか、もう脱退するのか、そこら辺までの話になりましたが、中山間地自体が今は完全にその年に、来期ができなくても、次の年また管

理することが可能であればよいという仕組みになってきたということで、それだったら何とか今のメンバーで維持ができるのかな、ボランティアの支援を受けながら維持ができるのかなという結果につながってきています。

現在の牧野組合員の家庭の環境だったり、後継者等を考えると、これから牧野組合員が減っていくのはもう確実なこと、増やしていかない限り、もう減っていくのは必然的に確実なことだろうと、そういうふうに思っています。そういうことで、野焼きのこの文化というのを継承していくためには、どうしても人材確保、これが必要になってきます。

そういうことで、やっぱりこれまでの地域の枠組みとか、そういうことを越えて、組合員を、先ほど町長も言われましたように、募集していくこと、こういうことがこれからとても大事になっていくと思います。

これまで、牧野組合員といえば男性でしたが、これは男性に限らず、女性の方でも応援していただける方は一緒になってできたらいいなと思っています。中には地域おこし協力隊などお願いしたりとか、先ほど森永議員が言われましたように、外国人の方、興味のある方はたくさんいると思いますので、町内のそういう方たちに募集をしていくとか、そういうことも大事ではないかと、そのように思っています。

末永く野焼きを実施していくために、それと安全に省力的な野焼きの環境の整備、先ほど町長が言われました恒久的な防火帯の整備、これがもう今後何か一番ではないかなと思っています。横野牧野の北側斜面、私たちはよく駆除で利用させてもらっていますが、あそこに行くと、相当上の峠の近くまでコンクリート帯があります。輪地切りはそこはない、輪地焼きもない、非常に安全。これを見る限りでは、やっぱりコンクリート帯は今後とても必要になってくるんじゃないかなと。こういう省力化で牧野組合員の脱退とか、そういうのが減っていくのではないかなと。輪地焼き、輪地切り、それだけで2日間の軽減にもなりますし、ここで本当はこういう恒久的な牧野の取組についてお尋ねしようと思っておりましたら、先ほど町長より、その点についてはありましたが、人を集めるということに對しまして、私は思いはそれまで伝えましたが、町長として、どうやったら集められるかとか、組合員でなくても、何かありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そうですね。人を集める、外国人の方も野焼きに来ていただいたりとかというお話もありましたし、地元の方、住んでいらっしゃる方だったら、多分ある程度、地形だったりとか、そういったところの指導もコミュニケーションもすぐとれるかなというふうに思いながらも、まだちょっと外からとなると、地元の女性の方も、要

は地元の方はある程度コミュニケーションがとれて、そんな指導という指導は要らないのかもしれないんですけども、やはり最初に参加される方とか、そういった方々に関しては、やっぱりどうしても野焼きの怖さを知っていただくとか、そういったところは何かな必要なのかなというふうに思いますので、グリーンストックが実施している、やっぱりそういった研修というか、叩き竿作りもそうなんですけれども、必要があるのかなというふうには感じております。

募集の方法としましては、何かしら地元の方に関しては、先ほどのような何かしらインセンティブみたいな感じのものがいいことには、多分参加はしてくれないんじゃないかなというふうに思いますので、そういった何かしらの謝礼ができるような仕組み、地元の牧野組合が負担しなくても何か謝礼ができるような仕組みを、今、県と何かできないかといったところは考えております。

あとは募集に関しては、地域おこし協力隊、ちょっとぱっと良いアイデアというのは出てこないんですけども、ケーブルテレビなりを使うのがいいのか、その辺りはまた何かしらアイデアがありましたときには、御教授いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ちょっと無理な質問だったかと思いますが、野焼きに参加したいと、これはもしかしたら町民の方も募集したら、決して謝礼とか何とかじゃなくて、わあ、もしかしたら私も参加していいんだという方がおられるかも知れません。今まで、ああ私はもう組合員じゃないから野焼きに参加することはできないんだと思っておられる方も、中には相当いるんじゃないかなと。別に謝礼がどうのこうのじゃなくて、一度参加してみたいとか思っている人。この募集をなかなかその組合ごとでは非常に難しいと思うんです。町として、行政として、野焼きに参加しませんかということができたら、きっといろんな方が参加してくれるんじゃないかなと。これは絶対人員がいなければ野焼きはできません。せっかく阿蘇の世界農業遺産登録ができたので、やっぱりこの草原を守っていくことは非常に大事だと思います。

先ほど7番議員が言われました農業公社じゃないんですけど、非常にこの牧野も中山間地の直接支払事業で、次が来年で、その次また来ます。本当にスピード感をもって、何かの対策をしていかないと、次の5年後にはもう相当の数の組合員さんがまた引退される。脱退というよりも、引退ですね。引退されていく。そういうときに、次に新たな人材を投入できるような仕組みを考えていかないと、できないんじゃないかな、存続は難しいんじゃないかなと思います。千年続いてきた草原をしっかり維持して、また次に末永く続いていくことを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） これをもちまして、穴井則之議員の一般質問を終わります。

休憩します。3時30分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

一般質問を行います。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 5番、井野です。

通告に基づきまして、1点質問をさせていただきます。

町内における水力発電の可能性についてであります。化石燃料からの脱却が叫ばれている中、各地で再生可能エネルギーへの転換が盛んに行われております。町内でも太陽光発電やバイオマス発電など、自然にやさしいエネルギーの政策が取られております。

令和5年度に株式会社SMOと委託契約を行い、小水力発電設備を設置し、その可能性を調査されたと思いますが、町内における水力発電の可能性を、町としてどう捉えておられるのか町の考えをお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番、井野議員の御質問にお答えします。

南小国町共有ビジョン並びに第4次総合計画をもとに、エネルギー対策プロジェクトチームが中心となり、南小国町再生可能エネルギー導入ロードマップを作成し、現在まで太陽光発電設備設置に係る補助事業や木質系バイオマスによる熱利用、太陽熱温水器等の設置に係る補助事業など、取組を進めてまいりました。その中で、町内における小水力、マイクロ水力発電設備の導入、維持管理における課題等を把握し、導入可能性を探ることを目的として、令和3年度の繰越事業となりますが、令和4年度に補助事業として、マイクロ水力発電設備導入実証事業を行いました。自治会、水利組合、町内事業者等を対象として公募、現地審査の結果、株式会社SMO南小国を補助事業者として、同社が管理する湯田の農園内にマイクロ水力発電設備を設置し、令和5年4月より発電、実証を開始しました。

補助事業選定の段階で、水路の水量が不安定で、不足することも想定されていましたが、水量が少ない場所での発電が可能かといった実験的意味合いも含め、選定、実施したものでございます。試運転の段階から、実際の運転、実証開始当初は正常

に発電できておりましたが、ごみの詰まりや取水口からの発電施設までの導水管の漏水等により、発電がしばしば停止したり、天候の影響などにより、予想より早い時期に流量不足が生じ、思うような実証結果は得られておりません。今後も引き続き、可能な限り実証を続け、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

十分な結果は得られておりませんが、今回の実証事業や平成27年から28年度に実施した小水力発電可能性調査業務などを通じて、本町でも小水力、マイクロ水力発電そのものは可能であるものの、発電能力や発電した電力の利用用途の範囲、導入並びに維持管理費用、その他発電施設のごみ除去等、日常的な維持管理、水路を利用する場合の水利権者との利害調整など、様々な要件を総合的に勘案すると、現時点では小水力、マイクロ水力発電設備導入に向け、補助制度等を創設し、町内へ展開していくことは難しいと考えられます。

しかし、2050年に国内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという国の方針や、バイオマス産業都市としての役割を踏まえ、引き続き再生可能エネルギー導入についてはその可能性を探りながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） この湯田地区のマイクロ水力発電の件については、以前、議会でもいろいろと話があったかと思いますが、水力発電と一般的にいつても、ダムや貯水池から水を引いて行く、その大規模な発電から、今言われたようなマイクロ発電、一般的にはマイクロ発電、若しくはミニ水力発電あたりが一般的な発電になるかと思います。もうこれが発電量が増えれば、初期投資の経費は下がっていくんですけども、一般的には200キロワット以下の設備投資は、1キロワットの発電量当たり195万円かかるというふうにいわれております。5,000キロワットから3万キロワット、一般的に杖立の発電所あたりは、河川とかダムから水を引いて発電する場合は、1キロワット当たり、大体35万円ぐらいで済むということで、小さくなれば、それだけ初期投資の経費も嵩んでくるということで、なかなかこの辺りが定着しない要因なのかなというふうに考えております。

前回もこの再生可能エネルギーについて質問をさせていただきましたけれども、その際に私も町長のほうも、できるだけ自然景観を損なわないような再生可能エネルギーの開発に力を入れていきたいというような話をされたかと思います。今、大津方面に下っていきますと、道路の両側に大規模なメガソーラーの発電施設がかなり出来上がってきておりますし、その周囲の山肌を見ても、やはりもう木が伐採されて、メガソーラーの設置の工事が進んでいるというような状況で、これから先、本当に化石燃料に代わる持続可能な再生可能エネルギーの確保が、やはりこれから

の人々の生活にはなくてはならないものですから、これをいかに確保していくか。今日も、太陽光発電であるとか、バイオマス構想の取組について質問が上がってきているかと思いますが、やはり今の人々の生活において、電気はなくてはならないものであります。それをほぼすべて外部からの電力供給に頼っているというような状況で、いかにこの町内で電力を確保していくのか。この辺りがやはりこれからの生活、若しくは生産活動を行っていく上で、非常に重要な要素になってくるのではないかと思いますけれども、現時点でそのSMOと委託契約をされた発電設備が、当初どのくらいのその発電能力があったのか。今は水量不足等でほぼ数字に残るような状況ではないかと思いますけれども、本来の当初の計画で、あのマイクロ発電の設備であれば、大体どのくらいの発電能力があって、当初はどのくらいの成果が上がっていたのか、その辺りを教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

当初設置したときに、公称最大出力が0.2から0.3キロワットの発電設備を設置を予定しておりました。常時出力が大体0.19キロワットぐらいで、当時設置をしたときは想定をしておまして、最大出力が0.48キロワットぐらいを想定をしていたというところで、これでいくと、アンペア数でいくと、もうどうしても各家庭で使う電力量には到底賄いきれないような状況で、どちらかという電柵とか、あとはその農園で使うちょっとした電気に使えるように、バッテリーに電力を充電をした上で有効的な活用ができればというふうに考えていたところです。電力量は、こういうような当初の予定でした。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 本当にとっても一般家庭で使えるような発電量はなかったわけですね。今、湯田に設置してあるマイクロ発電の設備は、高低差を利用して、その水の流れの圧力でタービンを回す発電設備ですね。以前、協力隊で南小国に来ていたナタリーさんが、マイクロ水力発電の可能性について、町内でもいろいろやられていたかと思いますが、あれは水路に直接その機械を沈めて、水路の流れの水流によってその発電をするというような発電設備であったかと思います。当初は、水路の流れですから、そんなに水流があるわけではないので、豆電球一つ照らすくらいの発電量だったかと思いますが、マイクロ発電の設備について、いろんな形があると思いますが、先ほど町長が言われたように、河川や水路は水利権がありますので、なかなか個人での取組は難しいかと思いますが、やはり特に今、害獣の被害が多い中で、水路等の維持をしていく中で、例えば水利組

合でそういった水路に発電設備を沈めて、それで発電量が確保できれば、そこで例えばラジオで音量を流して、害獣を近づけないようにするとか、それである程度暗くなったら照明を点滅させて害獣を寄せ付けけないとか、そういった方法が取れないのかなというのは考えたところです。今年もやはり田植え前に水路の修繕、清掃で回ったんですけども、どうしてもやはり水路の周りのちょっと漏水しているところ辺りは、サワガニあたりがいて、そこにイノシシややはり害獣が寄ってきて、水路を荒らされる。それでまた補修をしなくてはいけないというような状況で、やはり長い水路のところは、それだけ維持管理がかかります。その中で、例えばその水路にそういった発電施設を設置して、電源が確保できれば、何かその音を流せば、その辺りでイノシシあたりの接近を防止できるのではないかというふうに考えたわけですけども、町としてはあの発電設備を選定したきっかけ、ナタリーさんが取り組んでいた、その水路に沈めて水流によってタービンを回す発電の設備、その辺りの町としてはこういった感触を得られたのか、その辺りがあればお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

湯田の実際、補助事業としてやったあの箇所ですけども、当初は水量が不足するというところの事態、こちらも重々承知の上ではあったんですけども、要は取水から落差がとれるというところで、こちらが相談をしていたコンサルティング会社であるリバービレッジというところのお知恵を拝借しながらやっていたところなんですけど、どうしても発電を効率的にするには、やはり落差を利用しないと発電がなかなか稼げないというのが現実ありましたので、そのためにはどうするかというところで、あの場所でいえば、落差式の発電が一番効率的であるというところで選定したところでした。実際、実験を行ったところが、やはり当初からごみの詰まりというのが非常にありまして、これは平成２７年度に立岩地区で行った実証事業でも地元の方から上がってきたのは、やはり管理上、やっぱりごみの処理がもう大変だという話はお聞きしておりましたが、その場所でもごみの処理というのは非常に難しいものがあったというところでした。

一方、ナタリーさんのほうは、地域おこし協力隊の活動の一環として、ＩｏＴの技術を農業に活かせないか、その中で電源の確保というのが非常に課題の一つで、それを電源が来ていないところで、いかにそのＩｏＴの技術を活用して、インターネット通信でその水田の情報を得られるかという課題をする上で、小水力発電ができないかということで、発電を導入したところではあったんですけども、結果的に言うと、ＬＥＤの電球を灯すくらいの電気は発電するものの、センサーとかそ

ういったところに利用できるような電気の発電まではちょっとこぎつけられなかったというところが実情だろうというところでした。

この湯田の実証地を決める前に、一旦とある地区が手を挙げていただいたんですが、そこでも、そこでいろいろ地元での協議の中で、やはり辞退をするという話に至ったのは、水利組合の中で話をした中で、どうしても水利組合の組合員の全体の総意としては、賛成できない部分があったと。その原因の一つというのが、水田に水が当たるところに若干影響が出るというところが意見として上がってきて、どうしてもそこが懸念材料としてある以上、導入については賛成できないという御意見があったため、地元の方から辞退という話にもなりました。

先ほど議員のほうからも話があったように、マイクロ水力、ミニ水力となれば、設備投資が非常に金額がかかってしまうと。それに対して、効率を上げようとすれば上げようとするほど、その設計額とか発電施設設備にかかる金額は上がってまいります。上がってくる費用に対して、発電効率がなかなか上がってこないというのが1点と、有害鳥獣駆除を行うにあたって、電柵とかに利用するといった場合においても、ある程度メンテナンスフリーでいければいいんですけど、ごみが詰まって、毎日のようにその現場に行く必要があって、ごみを撤去しないと発電が稼げないというようになるのであれば、逆にいえばもうバッテリーとか、そういった部分の電源を利用したほうが、よりそのバッテリーの電気が切れる前に行ってメンテナンスをする、充電をするとか、バッテリーを交換して、次のバッテリーを充電しながら、次の交換の時期に回っていくというふうなことをしたほうが効率的かなというところで、この水力発電を実証する上で、このごみの問題というのが非常にネックであるのと、水路を利用する場合、水利権者の全員の方が同意を得られれば、実際設置は可能かと思うんですけども、なかなか水田の活用とか、そういった部分が水路の主な理由になりますので、そういったところに影響が出ると、どうしても一枚岩にはなれない部分が出てくるといった点、いろいろ今回の実証事業とか、そういった部分を踏まえると、補助事業を設定したとしても、その補助事業の対象となるべき場所が非常に限定されるというか、限られてしまうというような状況にもなりますので、そういった部分でいくと、全体に普及させる上での補助事業としての設定というのは非常に厳しいものがあるのかなというふうに現時点では考えているところです。

ただ、今後も発電の状況とかを実際観察しながら、今後の状況も観察をしていくとともに、やはりただそれではなくて、また新たな技術も開発される可能性も秘めておりますので、引き続きこの小水力も含めて、マイクロ水力も含めて、導入可能性というのは情報を踏まえて探っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 私もいろいろ資料を調べていく中で、やはりそのごみの詰まり、そして水量が一定しないというような問題はあちこちに出てきていました。そんな中、ちょっと興味を引いたのが、町水道の、市町村の水道があるんですが、その配水管、送水管に、減圧弁が付いていると。その減圧弁のところに発電設備が取り付け可能であるというような部分が載っておりました。それから、下水処理施設、これが処理が終わった水を河川のほうに流すんですが、その処理の終わった水を使って、発電できる場所は数百キロワット程度の、その排水で発電をできるというような記事が載っておりました。ただ、ちょっとどこで実際それが行われているのか分かりませんが、今後、町として小水力発電あたりを考えていかれるのであれば、そういった町水道であれば、よほど濁りが無い限りは、ごみが詰まったりとかいうこともないですし、一定の水量は確保できると思います。また、下水の処理水のほうも、河川のほうにあとは放出するだけですので、そのあたりの水を利用して、そういうマイクロ発電、小水力発電あたりに活かされれば、またこれは一つの大きなきっかけになるかと思うので、その辺りを町としてもちょっと調べていただければと思います。

いずれにしても、町独自でやはりエネルギーの確保というのが、今後非常に大事になってくると思います。まだこれは非公式な話なんですけれども、町内で個人の方が、あるところでちょっと小水力発電をしようかなというような計画を立てられています。先ほど町長もまちづくり課長も、現時点では水力発電に関しての補助事業は考えていないということではありましたが、やはりこういった町でその可能性を求めて、そういった小水力発電に取り組もうかという方がおられますので、実際そういうふうに取り組まれるようになった場合は、何か町からも手立てをしていただいて、町もそこで一緒に水力発電の可能性を深めていただければと思いますので、その点は現時点では補助事業は無理だとしても、今後の可能性を探る上でも、何かしらの町としてのバックアップをお願いできればと思いますので、その点をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。

水道の施設での発電については、私も減圧弁を活用した発電というのはちょっと初めて聞いた部分でありますので、私のほうもちょっとそこら辺は調べて、プロジェクトチームのほうでもその議論ができないかというところで、ちょっと情報は集めてみたいと思っております。

水道施設につきましても、ほかの地域で行われている発電の主な部分は、河川からの導水にかかる発電だと思います。ほかの地区はどうしても規模が大きいものですから、導水管についても1メートルとか、1メートルを超えるような水道管を通ってくる水に対して発電機を付けるものですから、おのずと発電量は大きくなっていくという状況でありますけれども、町内導水管につきましては150ミリとか、せいぜい200ミリとか、そういった部分の導水管が主ですし、特に常時水量が流れている部分ではなくて、井戸からのポンプアップの水源もございますので、そこら辺で効率的に発電ができるかどうかというのと、配水管になれば、逆に言えば、使っているときには流れるけれども、使っていないときには流れないという状況にもなりますので、どこの場所が発電できるかというのと、安全性も配慮した上での部分を考えなければなりませんので、その部分は関係課と十分協議の必要は出てくるかと思います。下水道も同様かと思いますが。

今後、個人でやられる方も、情報がまだ不十分な部分があるかと思います。町としても今、できるできないという御返答はできませんけれども、そこら辺で協力できる部分があれば、協力はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 結果的には、今、まちづくり課長が言いました内容と似たような形になっております。水道に関していえば、さっき話があったとおり、減圧弁を利用した上での発電というのは、ちょっと聞いたことはなかったんですけども、一方でいろいろと情報は聞きながらにはなるんですけども、どうしてもやっぱり水道というのは、閉じ込められた管の中を流れていくというのが水道法に決められた飲料水としての安心・安全な水の供給義務です。その一方に対して、水力、何らかの発電設備を入れるということは、水の勢いを落とすという形になるものですから、逆に言いますと、水圧、水量を確保するための次の段階措置というのも当然ちょっと必要になってくるのかなという気がします。一般的に損失出納といわれるものが発生するんですけども、そういったところも含めて、ただやっぱり再生可能という形の中で、良いものができるのであれば、当然そこにはコスト的な問題も発生するかと思いますが、まちづくり課とも話をしていきながら、いきたいと思います。

下水道に関しては、建設課のほうでも以前、処理場の電力が賄えないかという試算はちょっとやったことがございます。しかしながら、処理水量の量の問題が発電の設備とコストが合わないような形だったものですから、当時はちょっと断念した経緯があります。ただ、まちづくり課長も言ったとおり、エネルギー対策プロジェ

クトチームのほうでの検討というのが、そこで新しい技術の検討という部分も入っているかと思うんですけども、いろいろと検討していければなというふうに思いますし、非常にいっぱい知識をお持ちだと思いますので、御教授のほうを併せてよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） これにて、一般質問はすべて終了しました。

これにて延会といたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後4時01分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 松 岡 洋

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 12 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第2回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第32号 専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 議案第33号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第34号 南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第35号 南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第36号 南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第37号 南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第38号 南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第39号 不動産売買契約の締結について

日程第10 議案第40号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

日程第11 議案第41号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第12 議案第42号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第13 議案第43号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第14 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 議案第45号 固定資産評価員の選任について

- 日程第16 議案第46号 教育委員の任命について
- 日程第17 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第18 陳情第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書
- 日程第19 委員長報告 付託議案陳情第1号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情について
- 日程第20 議員派遣報告について
- 日程第21 議員派遣の件について
- 日程第22 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	福 祉 課 長	佐 藤 淳

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 6 年第 2 回南小国町議会定例会の第 2 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、北里桂一議員、3 番、佐藤毅議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 32 号 専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 32 号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 32 号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）については、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 議案第 32 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 11 日提出、南小国町長、高橋周二。

専第 2 号、南小国町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。専第 2 号、専決処分書。南小国町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日、南小国町長、高橋周二。

本議案につきましては、令和 6 年 3 月 30 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4 月 1 日より施行されるものもあることから、税条例の一部改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、条例改正の改め文です。1 ページか

ら 10 ページの中段までは本文、引き続き 10 ページ中段から 11 ページが附則となっております。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。こちらは、新旧対照表になります。右半分が改正前、左半分が改正後です。下に線を引いてある箇所が改正部分になります。

まず、第 34 条の 7 は、法改正に伴う改正です。公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しについて改正を行っております。

続きまして、第 51 条も法改正に伴う改正です。町民税の減免について改正を行っております。

続きまして、第 56 条、こちらも法改正に伴う改正です。私立学校法の改正に併せて改正を行っております。

2 ページをお願いいたします。第 71 条も法改正に伴う改正です。固定資産税の減免について改正を行っております。

続きまして、第 139 条の 3 も法改正に伴う改正です。特別土地保有税の減免について改正を行っております。

続いて、3 ページをお願いいたします。附則の改正となります。

第 4 条の 2 は、法改正に伴う改正です。町民税の課税の特例について規定を削除しております。

続きまして、第 7 条の 5、次のページをお願いいたします。第 7 条の 6、それから次のページをお願いいたします。第 7 条の 7、続いて 9 ページをお願いいたします。9 ページ、こちらが第 7 条の 8、いずれも法改正に伴う改正です。令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

続きまして、第 8 条も法改正に伴う改正です。条例の条ずれによる改正等となっております。

続いて、10 ページをお願いいたします。第 10 条の 2 も法改正に伴うもの、及び条例の項ずれに伴うものとなっております。

続いて、第 10 条の 3 も法改正に伴う改正です。新築住宅の特例の規定を設けております。また、条例の項ずれによる改正でございます。

続いて、12 ページをお願いいたします。第 11 条、それから第 11 条の 2、第 12 条、続いて 14 ページをお願いいたします。第 13 条、第 15 条、こちらは、いずれも法改正に伴う改正です。年度の更新となっております。

続いて、15 ページをお願いいたします。第 16 条の 3、第 16 条の 4、第 17 条、続いて 16 ページをお願いいたします。第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 20 条の 2、17 ページをお願いいたします。第 20 条の 3、こちらは、いずれも法改正に伴う改正です。個人の町民税の特別税額控除に係る読替規定の追加でございます。

ます。

新旧対照表の前のページ、改め文の 10 ページにお戻りください。下段の附則です。施行期日、第 1 条、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 1 号、第 56 条の改正規定、令和 7 年 4 月 1 日。

第 2 号、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定、及び別表第 1 第 34 条の 7 第 1 項第 1 号キに掲げる金銭の項の改正規定、並びに次条の規定、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 32 号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 3 議案第 33 号 専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第 3、議案第 33 号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第３３号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 議案第３３号、専決処分の報告について。

地方自治法第１７９条第１項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年６月１１日提出、南小国町長、高橋周二。

専第３号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。専第３号、専決処分書。南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日、南小国町長、高橋周二。

本議案につきましても、令和６年３月３０日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、４月１日より施行されることから、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、条例改正の改め文です。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。こちらは、新旧対照表になります。右半分が改正前、左半分が改正後です。下に線を引いてある箇所が改正部分となります。

まず、第２条は、施行令の改正に伴う改正です。課税限度額について改正を行っております。

続きまして、第２３条も施行令の改正に伴う改正です。減額措置に係る軽減判定所得の基準額について改正を行っております。

３枚目の改め文にお戻りください。中段の附則です。施行期日、１、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思います

が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 33 号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 4 議案第 34 号 南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 35 号 南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 36 号 南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 37 号 南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 4、議案第 34 号を議題といたしますが、議案第 34 号から議案第 37 号は、議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。議案第 34 号、南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号、南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号、南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 37 号、南小国町指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第34号、南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第34号、南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の改正に伴い、南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の改正が必要となり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。改め文でございます。南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例。

2ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。今回の議案第34号から第37号の条例改正につきましては、3年に一度、介護報酬に係る改定と併せて、国の社会保障審議会の審議を踏まえた各省令の改正に準じて制定をしております。改正内容につきましては、介護職員の処遇改善や、利用者が安心したサービスを受けられる環境づくりが図られる内容となっております。

この議案第34号につきましては、介護保険の要介護認定を受けた人が自立した生活を送れるように介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですけれども、その方が介護サービスの利用計画書を作成し、サービス事業所との調整を行うための基準を定めた条例の改正でございます。

まず、第2条第4項の内容につきましては、定義されております地域包括支援センターが本改正により以降の条項で用いられるため、略称としたものでございます。

第3条第2項及び第3項につきましては、これまでのケアマネジャー1人当たりの取扱いができる件数が「35人」から「44人」または「49人」まで増えたものでございます。

2ページの第4条第3項第2号につきましては、当該事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲が同一敷地でなくても差し支えない旨、明確化したものでございます。

第5条第2項から第9項につきましては、事業者が訪問介護等の各サービスの利用割合等につきまして利用者へ説明し理解を得ることを努力義務としたこと、その説明に必要な重要事項等を記した文書の交付方法を電磁的記録媒体としたこと、及びこれらを改正したことにより項番号を改めております。

続きまして、第14条第2号の2及び3につきましては、利用者等の身体的拘束に関する事項を加えております。同条第14号につきましては、利用者の心身または生活状況の情報提供先であった歯科医師を主治医に含めることとしたものです。また、4ページの同条第15号イにつきましては、利用者のモニタリングをテレビ電話等を活用することも可としたもので、同条第29号は、事業者を明確にしたものでございます。

第23条は、事業所の運営規程等の重要事項につきましてウェブサイトに掲載することを義務づけております。なお、後ほど附則でございますが、この掲載義務につきましては、1年の経過措置が設けられておりまして、令和7年度からとしております。

続きまして、5ページの第30条第2項につきましては、事業者が整備しなければならない記録に身体的拘束を行った場合の記録を加えたものでございます。

改め文の附則へお戻りください。附則、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とする。

以上でございます。

続きまして、議案第35号をお願いいたします。議案第35号、南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正が必要となり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。改め文でございます。南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

2ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。先ほどの議案第34号が居宅介護支援事業所の基準条例でございます。この第35号議案は介護予防支援を行う地域包括支援センターに関する同様の基準条例でございます。本改正につきましても基準省令の改正に伴うものでございますので、主な改正内容のみ御説明させていただきます。

まず、第3条及び第4条につきましては、地域包括支援センターから介護予防支援プラン作成の委託を受ける居宅介護支援事業所の職員の数を明確化したものでございます。

2ページ目の第5条以降の改正箇所につきましては、先ほどの第34号議案での改正内容と同様でございます。重要事項を記した文書の交付方法を電磁的記録媒体としたもの、事業所の運営規程等の重要事項についてウェブサイトに掲載することを義務づけたもの、利用者等の身体的拘束に関する事項を加えたもの、利用者のモニタリングをテレビ電話等を活用することも可としたものによる改正でございますので、説明を割愛させていただきます。

改め文の附則へお戻りください。附則、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の条例第22条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とする。

以上でございます。

続きまして、議案第36号をお願いいたします。議案第36号、南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正が必要となり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。改め文でございます。南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

6ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

本条例は、原則、本町の住民を対象に受け入れる介護サービス事業、いわゆる地域密着型サービスに関する基準条例の改正でございます。本改正につきましても基準省令の改正に伴うものですので、主な改正内容のみ御説明させていただきます。

まず、1日に複数回の定期的な訪問や介護と看護の連携したサービスが受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する基準条例の改正でございます。

第6条第5項第11号につきましては、令和6年3月31日をもちまして経過措置が終了しました指定介護療養型医療施設を削除しております。

第7条につきましては、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地内でなくても差し支えない旨、明確化しております。

2ページの第9条から3ページの第42条までの改正箇所につきましては、第34号議案での改正内容と同様の重要事項を記した文書の交付方法を電磁的記録媒体としたもの、利用者等の身体的拘束に関する事項を加えたもの、事業所の運営規程等の重要事項についてウェブサイトに掲載することを義務づけたものによる改正で

ございますので、説明を割愛させていただきます。

以降の改正につきましては、各介護サービス事業ごとに先ほど説明させていただいた内容と同様の措置を講じておりますので、改正されるサービス事業名のみお伝えさせていただきながら、個別の改正につきましては、その都度御説明をさせていただきます。

まず、3ページの第48条から5ページの第59条までの改正が夜間帯にヘルパーが自宅に来てくれる介護サービスでございます夜間対応訪問型介護、次の第60条の4から7ページの第60条の20の3までの改正が定員18名以下の小規模デイサービスを行います地域密着型通所介護、次の第60条の24から8ページの第60条の37までの改正が重度な要介護者を対象としたデイサービスの指定療養通所介護、次の第63条から10ページの第81条までの改正が認知症の方を対象としたデイサービスの認知症対応型通所介護でございます。次の第84条から13ページの第109条までの改正がデイサービスを中心に訪問介護、ショートステイを組み合わせた小規模多機能型居宅介護でございますけれども、1ページ戻っていただきまして、12ページの第108条の2に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等に関する検討委員会の設置を加えております。

続きまして、13ページの第113条から15ページの第130条までの改正が認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますけれども、14ページの第127条第2項につきましては、利用者の病状の急変等に備えるために体制構築が必要な協力医療機関等について明確化をしております。

続きまして、16ページの第132条から18ページの第150条までが定員29名以下の小規模な有料老人ホーム等において介護サービスを提供します地域密着型特定施設入所者生活介護でございます。

次の第153条からが定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームにおける介護サービスでございます地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございますけれども、19ページの第167条の2第2項に施設は協力医療機関等の協力を得て、緊急時の対応方法について1年に1回以上見直しを行わなければならない義務を加えております。

また、22ページの第189条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる10人程度の少人数のユニットにおける特別養護老人ホームのことですけれども、管理者研修受講の努力義務を加えております。

改め文へお戻りください。附則、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による

改正後の条例第34条第3項の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とする。

第3条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第94条第7項及び第199条第7項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

第4条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第108条の2の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

第5条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第174条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

以上でございます。

続きまして、議案第37号をお願いいたします。議案第37号、南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正が必要となり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。改め文でございます。南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

3ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。先ほどの議案第36号が地域密着型サービスの要介護認定の

方を対象とした介護サービスに関する基準条例でございます。この議案第37号は同じ地域密着型の要支援の方を対象とした介護予防サービスに関する同様の基準条例の改正でございます。本改正につきましても基準省令の改正に伴う同様のものですので、改正されるサービス事業名のみお伝えさせていただきながら、個別の改正については、その都度御説明させていただきます。

まず、1ページ目の第6条から4ページの第45条までの改正が認知症の方を対象としたデイサービス、介護予防認知症対応型通所介護、次の第46条から6ページの第65条までの改正がデイサービスを中心に訪問介護、ショートステイを組み合わせた介護予防小規模多機能型居宅介護、次の第73条以降が介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの改正でございますけれども、これらの改正内容としたしましては、議案第36号での改正内容と同様で、管理者が兼務できる事業所の範囲を同一敷地でなくても差し支えないこと、指定介護予防療養型医療施設が令和6年3月31日をもって経過措置が終了したこと、重要事項を記した文書の交付方法を電磁的記録媒体としたもの、利用者等の身体的拘束に関する事項を加えたもの、事業所の運営規程等の重要事項についてウェブサイトに掲載することを義務づけたものによる改正でございます。

なお、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましては、7ページの第84条にて利用者の病状の急変等に備えるために体制構築が必要な協力医療機関について明確化をしております。

改め文へお戻りください。附則、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の条例第32条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは削除とする。

第3条、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第54条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

第4条、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第64条の2の規定の適用については、この規定中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ただいま議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 条例の中身の改正はよろしいかと思えますけれども、実際この制度が変わったことによって対応しないといけない施設というのはどちらになるのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 対応しなければならない施設になりますと、こちらで規定をしています地域密着型サービスの事業所になります。要は、町が指定して監督をする事業所等になってまいります。例えば、悠清苑がされていますグループホームと小規模な老人ホームの部分が該当になってまいります。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） 今、これだけ一括で提案されておりますけれども、1 点だけお尋ねしたいのは、確か35名が44名とか何か、そういう項目があったかなと思うんですけれども、そのところをもうちょっと説明していただきたいなと思うんですが、よろしいですか。

○議長（井上則臣君） 何号議案ですか。

○6 番（後藤六男君） すみません、そこは分からないもので、福祉課長がその数字だけでお答えができるかなと思って、今お尋ねしているんですけれども。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 先ほどの人数の件につきましては、議案第34号にございますケアマネさんが1人当たり受けられる件数の部分でございますけれども、これまでケアマネ1人で受けられる人数が35名だったんですけれども、今回の改正につきまして44名または49名ということで、これは今まで要介護者のみのケアプランの人数が35名だったんですけれど、そこに今度は要介護者プラス地域包括支援センターからの委託を受けた事業所に関しては、その要介護者に加えて要支援者の人数に3分の1ですね、要支援者は3分の1を足した人数が44人まで1人で受けられるように拡充したものでございます。

○議長（井上則臣君） 6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） ありがとうございます。

簡単に申し上げれば、人数が増えたということについてケアマネさんの1人当たりの労働負荷というんですか、そこが大きくなるかと思うので、そのところの対応というのはどのように考えたらよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 1人当たりの担当が増えるということは、介護人材の不足ということもございますけれども、その分介護報酬が上がる、またそれ以外の部分が今回改正されておりますけれども、加算の部分でやった分に関してはその分人件費として加算されるような仕組みとなっております。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今、課長からの御説明は、当然報酬加算という形で対応すると言われております。というのは、結局マスコミ報道等にもあるように、介護職員等が大変不足しているということかとは思いますが、それで矛盾するかなと思うのが現在言われている働き方改革、そういうところから事故等が起こるかもしれません。受け持ちが増えるということにおいてはですね。そういうところに対しては、町の福祉課としては、そのときの対応はどのように想定されているか。あまり先のことを考えてもいけないかと思うんですが、私としたら今提案理由の中にそういう心配ですね、何とか苦労という心配も若干出るわけです。いいですか。お答えできればお願いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 介護人材不足というのは、本町のみならず国内においても今非常に問題になっております。昨日の話でもこれはございましたけれども、国のほうでも介護人材不足に対して外国人の受入れを進めております。本町におきましても、国の外国人の介護人材ですね、そういった分に関して国の制度が多数ございますので、関係事業所にはそういったものを周知しながら支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 3 4 号、南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 3 5 号、南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 3 6 号、南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 3 7 号、南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入りたいと思います。11時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

—————○—————

日程第 8 議案第 3 8 号 南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 8、議案第 3 8 号、南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第38号、南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第38号、南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領第2条の表中「自己負担額」についての改正に伴い、南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例第3条第1号の「自己負担額」について改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。改め文でございます。南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。

この条例は、身体や精神等の重度障がい者への医療費助成といたしまして自己負担額の上限を定めておりますけれども、県の補助金交付要領の改正に伴いまして、第3条の助成対象経費を改正しております。

内容といたしましては、第3条第1号アの入院の場合の自己負担額「2,040円」を「2,000円」に改め、同号イの入院以外の場合の自己負担額「1,020円」を「1,000円」に改めており、これにより医療費の個人負担額が軽減されることとなっております。

前のページの附則へお戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑ございませんか。何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 38 号、南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 39 号 不動産売買契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第 9、議案第 39 号、不動産売買契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 39 号、不動産売買契約の締結については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第 39 号、不動産売買契約の締結について。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 11 日提出、南小国町長、高橋周二。

介護保険関連施設整備に係る土地建物購入のため、次の不動産売買契約を締結する。

1、契約の目的、介護保険関連施設整備に係る土地建物購入。

2、対象物件、建物が南小国町大字赤馬場字森園 3366 番地、土地、南小国町大字赤馬場字森園 3366 番外 6 筆。

3、契約金額、2,751 万 3,330 円。

4、契約の相手方、阿蘇郡小国町大字宮原 1530-2、社会福祉法人小国町社会福祉協議会、会長、佐藤旨人。

提案理由。地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年南小国町条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。参考資料といたしまして仮契約書を添付してお

ります。森園にございます旧グループホーム森園の売買に関する仮契約書でございますけれども、町としましては本物件を活用した高齢者のための介護サービスの提供を考えております。なお、予算につきましては、令和5年度繰越予算となっております。契約書の第2条に売買代金の内訳を示しております。土地に対する代金が1,530万8,000円、建物に対する代金が1,109万5,755円、及びその建物代金に係る消費税が110万9,575円、これらの土地・建物代金の総額2,751万3,330円が契約額となります。

次のページをお願いいたします。第17条に本契約について示しております。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定める財産の取得については議会の議決が必要であり、可決を得たときにこの仮契約書の内容をもって売買契約の成立及び本契約書とみなすこととしております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 1点お尋ねをいたします。購入後の利用目的として介護サービスとおっしゃったかと思いますが、具体的にいつからこういったことを始めるのかなど、町としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 購入後の動きということですが、購入後、まず手続きといたしまして、どういったサービスをするかをまずは決める必要がございます。その後、そこに従事していただく事業所の募集に関する仕様書等の作成等が出てきます。その後、選定後にはまた議会の議決を得る必要がございますので、段階を踏んで取り組んでまいりますけれども、少なくとも、今、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険事業の計画を定めております介護保険の第9期介護保険事業計画、こちらに小規模多機能型居宅介護施設の整備をうたっております。これ自体が、今、本町の高齢者が求めるニーズに沿った形で町としましても計画書に位置づけておりますので、まずはこの小規模多機能を第一に考えながら、これから関係団体等とも協議をしていきながら、この事業の実施に向けて動きたいと思っております。

ただ、一つ、この小規模多機能をもしやる場合に、どうしても国の基準といたしまして管理者等が研修を受ける必要がございます。この研修自体が8月でございますので、今年度ができないとなれば来年度に研修を受けていただいた後の開設となりますので、どれだけ早くてもどうしても来年度の後半ではなかろうかと今のところ

ろは考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 契約自体に問題があるわけではございませんけれども、その後の建物の維持管理に関して、事業が今の答弁であれば来年の9月以降だと思います。この管理に関して、今後、その事業者に対して指定管理等で維持管理をずっと行ってもらえるのか、それとも町が直接手を出すのか。もし仮に指定管理となれば幾らぐらい見込んでいるのか、教えていただければと思います。計画があれば。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 事業の実施に関して、指定管理の制度を活用するか、もしくは建物をお貸しする賃貸借契約を結ぶかというのは、今後協議しなければならないことでもございます。ただ、例えば指定管理をする場合にはどうしてもやっぱり事業開始時期と合わせてその期日を決める必要があると思いますので、それまでの間の維持管理に係る経費については町の負担で今のところは考えております。

先ほど議員がおっしゃった9月からというのは、事業開始ではなくて、すみません、研修が8月、9月にございますので、その後、早くても時期を見て、11月とか、そのあたりが一番早い事業の開始段階ではなかろうかとこちらとしては考えております。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 分かりました。維持管理は分かりましたけれど、事業に関して、事業をする事業者に対しての公募というのは、いつする予定でしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 事業の公募自体は、今年度にはそこを開始したいと思っております。どうしても事業者も従業員等の確保とか、そういった部分が必要になってまいりますので、今年度中には仕様書を作りまして、公募をかけるような段階をやろうと思っています。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） では、今年度中は空きの状態という認識でいいですか。建物とか、そういうものに関しては何も活用しないという、できていない状態で今年度はいくということよろしいですか。その確認だけさせてください。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 今年度に関しては、町の管理のもと、活用はできませんけれども、維持管理のみ町のほうで行っていかうと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 契約書の第 8 条、契約不適合、担保責任ということで 4 つ項目が上がっておりますけれども、具体的には来年度の使用開始ということで、購入後、建物の傷み具体あたりは具体的に調査をされるのか、特にシロアリあたりは床下の部分になるかと思いますが、建物自体、何か調査をされる予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 具体的な調査ということではないですけれども、今あそこの施設に関しては、電気・水道等全て光熱費に関しては休止している段階でございます。購入後、町のほうで予算計上いたしまして、そのあたりで給水等に関して電気も含め確認等とはとっていきます。全体的なこちらにありますシロアリ等の被害の確認等に関しては、今のところ目視のみということで考えております。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 第 8 条の分は、例えば来年度使用を開始して、もし不具合が出た場合でも先方のほうにその修繕代の請求は可能ということによろしいですか。例えば、購入後、いつまでのそういう不具合であれば先方のほうが修繕をするのか、そういった具体的な取決め、話はあるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） この第 8 条に関しましては、引渡し後、3 か月以内に不具合が見つかった場合のみ小国町社協さんに請求をすることとなっております。それ以後に関しては請求ができないということでございます。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 建物自体は議会のほうでも見させていただきまして、状態としてはかなりいいかと思っておりますけれども、やはり来年度使用までに早めにそのあたりの確認をしていただいて、修繕が必要であれば契約書内でその修繕が可能な部分はやはり請求をしていただいて、できるだけ町の持ち出しが少ないような形で来年度の使用までもっていつていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第39号、不動産売買契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第40号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第10、議案第40号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第40号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第40号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）。

1ページをお願いいたします。令和6年度南小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,867万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,822万4,000円とする。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。今回378万4,000円を増額し、1億3,799万4,000円とするものです。介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金2分の1の歳入でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回141万2,000円を増額し、569万4,000円とするものです。子

ども・子育て支援事業費補助金として児童手当制度改正システム改修分でございます。

続きまして、総務費国庫補助金です。今回7,146万8,000円を増額し、1億6,120万6,000円とするものです。商工費国庫補助金につきましては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による観光推進事業補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、事業費分5,050万円、事務費分211万7,000円としております。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、交付決定による歳入額の変更によるものでございます。

9ページをお願いいたします。県支出金、県負担金、民生費負担金です。今回189万2,000円を増額し、5,883万円とするものです。介護保険低所得者保険料軽減県負担金として4分の1の歳入でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県補助金、農林水産事業費補助金です。今回100万円を増額し、1億5,844万3,000円とするものです。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金でございます。

11ページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入です。今回89万1,000円を増額し、176万7,000円とするものです。財政調整基金利子89万円、きよらの郷づくり基金利子1,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回4,165万円を増額し、6億6,145万9,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は12億4,594万1,082円でございます。数字で申し上げますと、1245941082でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金です。今回512万6,000円を増額し、749万円とするものです。ここでは災害時に必要とされる携帯トイレ、簡易ポータブルトイレ、組み立て式簡易トイレ、トイレ用目隠し等の準備として計上しております。これにより、予算ベースでの基金残高は2,846万3,251円でございます。数字で申し上げますと、28463251でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回2,145万6,000円を増額し、1億5,086万7,000円とするものです。主なものといたしましては、オーバーツーリズムに係る国庫補助分以外や暮らし体験住宅駐車場修繕分でございます。これにより、予算ベースでの基金残高は18億2,257万3,118円でございます。数字で申し上げますと、1822573118でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 松岡議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 13ページをお願いします。歳出です。

議会費、議会費、議会費、今回17万8,000円を増額し、5,822万7,000円とするものでございます。

補正の内訳です。給料、職員手当等、共済費につきましては、4月の人事異動に伴う補正となっております。

次に、需用費、こちらは議会広報紙の単価アップによる増額でございます。印刷製本費の増額です。

続きまして、役務費、こちらは議会広報紙のホームページ用PDFデータ作成に係る手数料の増額でございます。当初予算に消費税分が含まれておりませんでしたので、その増額となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 14ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回1,187万9,000円を増額し、3億954万2,000円とするものです。報酬の委員報酬につきましては、町の善行表彰等の審議会の増による増額でございます。パートタイム会計年度任用職員分につきましては、水道事業分として今年度より一般会計からの支出となっております。給料から共済費につきましては、4月の人事異動に伴う増減でございます。

15ページをお願いいたします。旅費及び需用費につきましては、福岡の優良企業が集まる福岡ビジネス協議会への町長の出席に伴う旅費及びゲスト分の食糧費の計上でございます。委託料につきましては、職員児童手当システム改修業務委託として10月の児童手当拡充に伴うシステム改修の計上でございます。委託先は、RKKでございます。

続きまして、財産管理費です。今回377万6,000円を増額し、1億7,562万2,000円とするものです。需用費の修繕料につきましては、きよらホールのどんちょうが破れておりますので、55万円を計上、及び舞台照明操作盤の部品交換、修繕で44万円を計上しております。また、庁舎外壁塗装工事に236万円ほど追加で計上しておりますが、これは厚労省の労働安全衛生規則の改正が令和6年4月1日より施行され、足場の墜落防止措置が強化されたことによる増額、及び運搬費、養生資材の単価増による増額となっております。備品購入費につきましては、職員の椅子が古いものは約30年ほど使用しておりますので、壊れてきておりますので、15脚分、34万5,180円の計上と、駐車場横の備品倉庫の照明7万3,810円を計上しております。

続きまして、財政調整基金費です。今回89万円を増額し、2,174万円とす

るものです。財政調整基金積立金として歳入の１１ページにございます財政調整基金利子を積み立てるものでございます。電力会社の東京パワーグリッドの社債の購入による資産運用収入分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回７８万３,０００円を減額し、２億５,０６４万３,０００円とするものです。内容としましては、報酬、職員手当等、共済費につきましては、４月の人事異動に伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬等の減額となります。旅費５０万８,０００円の増額、４月より加入しました福岡ビジネス協議会の月例会等への職員分の出張旅費の増額です。需用費１５９万円の増額、食糧費並びに修繕料の増額です。食糧費につきましては、旅費と同様、福岡ビジネス協議会月例会参加会費に係る食糧費の増額９万円と、修繕費につきましては、暮らし体験住宅の駐車スペースを整地し、駐車できるようにするための修繕料の増額１５０万円となります。

続きまして、１６ページをお願いします。積立金１,０００円の増額、きよらの郷づくり基金の利子分の積立金の増額です。

続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。今回３５万７,０００円を増額し、４,４１２万８,０００円とするものです。内容としましては、役務費３５万７,０００円の増額、光ケーブル伝送路が破損した際に第三者に損害を及ぼした場合の賠償責任に係る保険料の増額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回１０９万８,０００円を増額し、１億４,４２４万３,０００円とするものです。内容としましては、役務費１０９万８,０００円の増額、総合行政システムの標準化・共通化を行うに当たり、国が運用するクラウドサービス環境であるガバメントクラウドと接続する必要があり、その接続に係る回線使用手数料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） １７ページをお願いいたします。徴税費、税務総務費、今回１５０万３,０００円を減額し、６,４７３万６,０００円とするものでございます。報酬から共済費まで４月の人事異動に伴う増減でございます。

続きまして、賦課徴収費です。今回１７０万３,０００円を増額し、１,８２３万５,０００円とするものです。委託料１７０万３,０００円、給付金システム改修業務の委託料となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 18ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回555万8,000円を増額し、8,255万7,000円とするものです。内容としましては、パートタイム会計年度任用職員1名分の増額が主でありまして、そのほかは4月の人事異動による増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 19ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回5,251万円を増額し、1億3,882万4,000円とするものです。内容といたしましては、給料から共済費までは4月の人事異動による増減でございます。需用費及び役務費につきましては、令和6年度住民税情報をもとに新たに住民税非課税及び住民税均等割のみ課税となる世帯を対象とした物価高騰対応重点支援給付金に係るコピー用紙代の消耗品や通知に係る封筒、また切手代等を計上しております。委託料につきましても、給付金に係るシステム改修委託料でございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、当該給付金として対象見込み世帯数430世帯掛ける10万円、及び当該世帯で扶養されている18歳以下の子を対象とした子ども加算の見込みとしまして150名掛ける5万円の計5,050万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。介護保険関連サービス施設管理費です。今回25万9,000円を増額し、826万9,000円とするものです。内容といたしましては、先ほど議決いただきました旧グループホーム森園での施設の維持管理に係る光熱水費及び下水道使用料を計上しております。

次のページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費です。今回429万7,000円を減額し、1,781万2,000円とするものです。内容といたしましては、4月の人事異動に伴う給料から共済費までの人件費の減額でございます。

続きまして、児童措置費です。今回141万3,000円を増額し、2億625万3,000円とするものです。内容といたしましては、令和6年10月からの児童手当制度改正に伴うシステム改修の委託料でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回357万1,000円を減額し、2億1,189万3,000円とするものです。内容といたしましては、給料及び共済費までは育児休業取得による減額、職員手当等につきましては、被扶養者の特定年齢到達に伴う扶養手当の増、及び育児休業に伴う減でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 22ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回74万6,000円を減額し、3億100万8,000円とするものです。内容としましては、区分2番から4番までは4月の人事異動による減額になります。負担金補助及び交付金につきましては、新人社会福祉士の県登録分の社会福祉士負担金3万円、研修への負担金2万2,000円の増額になります。

続きまして、環境衛生費です。今回22万2,000円を増額し、2億3,994万2,000円とするものです。内容としましては、水質事故に対応するために必要な物品の購入になります。使い切りではありますが、油を吸収しても水に浮き、長期的に水面に浮かべて使用できるオイルフェンス6メートルが2万7,500円のを7本購入し、最大40メートルの川幅に対応できるように考えております。軽くフックで簡単につなげて使用でき、緊急時、少人数でも対応可能です。残り2万9,500円につきましては、トラックロープ、杭、ハンマーなど、オイルフェンスを固定するための用具購入になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 23ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額928万4,000円を増額し、1億1,111万2,000円とするものです。

内容につきましては、1報酬から4共済費までは、4月の職員及び会計年度任用職員の人事異動、また新規任用等に伴うものでございます。

7報償費82万円の増額。こちらにつきましては、講演会開催計画に伴います講師謝礼10万円となっております。集落支援員報奨金72万円につきましては、特別交付税の財政措置が加算されたことに伴います増額計上となっております。

8旅費18万1,000円の増額。普通旅費は、職員の追加研修と地域活性化起業人2名の追加旅費となっております。費用弁償につきましては、地域おこし協力隊の就農相談会への参加分を追加計上としております。

24ページをお願いいたします。需用費73万円の増額。食糧費と修繕料の増額となっております。食糧費につきましては、地域活性化起業人2名分を計上しております。協力隊と同数での計上を行っております。修繕料につきましては、きよらかアサの出荷者用の搬入口付近、こちらのガラスが破損が見受けられます。そのため、修繕を行うものです。

18負担金補助及び交付金50万円の増額。認定農業者の会の補助金につきましては、米の地産地消と食育を目的としまして町内の3つの保育園、こちらに米を提供することに対する補助となっております。集落支援員交付金につきましては、報

償費と同様に増額分を計上するものです。

続きまして、農業振興費です。今回補正額１００万円を増額し、１億３，６７９万９，０００円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金１００万円の増額。くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金は、熊本県の補助金でございます。本町の吉原地区に新設されました靱摺り組合、こちらからの要望分となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土地改良事業費になります。今回８０万１，０００円を増額し、７，３０７万７，０００円とするものです。需用費、修繕料になりますけれども、中原地区、中原小学校下でございます四分一頭首工におきまして風船部分の空気漏れがあるため、その修繕にかかる費用を計上しております。続く、工事請負費２０万１，０００円の増額になりますが、当初予算におきまして西部農免の除草工事として３５０万円を計上しておりましたが、人件費等の値上がり等により不足する額を増額として計上を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ２５ページをお願いいたします。林業費、林業振興費です。今回補正額１８４万円を増額し、８，０６７万７，０００円とするものです。内容につきましては、報償費７２万円の増額、農業総務費と同じく特別交付税財政措置によるものです。１０需用費７２万円の増額、消耗品費と修繕料の増額です。消耗品費につきましては、すずめ地獄駐車場トイレの消耗品関係となっております。修繕料は、同じくすずめ地獄駐車場トイレの浄化槽上部の修繕分となっております。１１役務費１０万円の増額、手数料の増額です。同じくすずめ地獄駐車場トイレの浄化槽の清掃、汚泥引き抜き費となっております。１８負担金補助及び交付金３１万円の増額、バイオマス産業都市推進協議会への新規入会に伴います負担金でございます。集落支援員活動交付金につきましては、農業総務費と同じく特別交付税財政措置による増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ２６ページをお願いします。商工費、商工費、観光費です。今回４，０１４万円を増額し、６，５４８万８，０００円とするものです。内容としましては、委託料３，７９２万円の増額、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業業務に係る委託料の増額です。本事業は、

観光庁の補助事業を活用して実施するもので、黒川温泉中心部の混雑状況可視化と周遊促進による観光客の平準化・分散化を行うものでございます。事業内容としては、スマートごみ箱の設置、レンタサイクルの導入、駐車場混雑状況監視カメラの設置、周辺情報の整理ツール作成、露天風呂人数計測センサーの設置、サイネージの設置・マナー啓発ルール制作の6項目を予定しております。なお、委託先につきましては、地域DMOであります株式会社SMO南小国を予定しているところでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金222万円の増額、北阿蘇観光会議における観光庁の補助事業である地域観光新発見事業実施に伴う補助金の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、今回8万4,000円を減額し、9,235万8,000円とするものです。主なものとして、2番から4番につきましては4月の人事異動に伴う減となります。備品購入費12万円につきましては、地盤の高さを測定する機械であるレベルと言われるものの機械が故障したことによる購入費用としております。

続きまして、道路橋梁費、道路維持費、今回138万7,000円を増額し、7,538万3,000円とするものです。工事請負費138万7,000円の増としておりますが、当初予算におきまして町道14路線分の除草工事として1,360万円を計上していますが、先の西部農免農道工事と同様に人件費等の値上がりによる増、また町道手形野線におきます道路敷地内法面部分になりますが、地元要望等も踏まえた追加工事を考慮したことにより増額となっております。

続く、道路新設改良費1,900万円を今回増額し、1億1,577万円とするものです。町道の改良工事等として、町道横道線道路改良工事1,500万円、町道田の原白川線局部改良工事400万円を考えております。詳細につきましては、必要であれば質問にてお受けしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 29ページをお願いいたします。消防費、消防費、非常備消防費です。今回40万2,000円を増額し、1億4,829万9,000円とするものです。車借上げ料として、阿蘇郡操法大会用貸切バス借上げ料16万5,000円の増額でございます。

続きまして、災害対策費です。今回523万9,000円を増額し、1,510万2,000円とするものです。交際費につきましては、台湾東部沖地震に係る災害

見舞金として１０万円、需用費の消耗品費につきましては、災害時に備え、組み立て式簡易トイレやポータブル簡易トイレ、トイレ利用時の目隠し等を内閣府のガイドラインを参考にしながら町での災害時を想定して計上をしております。役務費の通信運搬費につきましては、県防災情報ネットワークシステム回線使用料３２万３,０００円の計上が当初漏れておりましたので、今回計上をさせていただいております。最後の備品購入費でございますが、ＩＰ無線機１４万４,７６０円を２台計上しております。災害時でも使用頻度が高く、役場での使用に計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） ３０ページをお願いします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額４８５万５,０００円を減額し、１億３９９万６,０００円とするものです。内容につきましては、１報酬から４共済費の減額の主な理由は、４月の職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴うものです。７報償費１２万９,０００円の増額についてですが、１報酬の委員報酬９万９,０００円の減額と８旅費の３万円の減額、計１２万９,０００円の減額を支出の性質上、７報償費へ組替えを行ったものであり、この組替えによる増減はございません。１３使用料及び賃借料１２７万２,０００円の増額、教職員の働き方改革に伴う勤怠管理システムの導入によるものです。１８負担金補助及び交付金７９万５,０００円の増額、各小中学校の全学年を対象とした数学検定受験料の補助金になります。

３１ページをお願いします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額１５２万１,０００円を増額し、９,２４７万３,０００円とするものです。内容につきましては、１０需用費１５２万１,０００円の増額です。修繕料の増額となります。中原小学校の校舎東側２階、階段屋根の雨漏り修繕及び市原小学校体育館のバレーボール支柱の床下基礎の修繕となります。

３２ページをお願いします。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額６４万７,０００円を増額し、４,８３７万７,０００円とするものです。内容につきましては、８旅費１万８,０００円の増額、会計年度任用職員の通勤手当に伴う費用弁償分の増額となります。１０需用費２２万２,０００円の増額、修繕料の増額です。南小国中学校寄宿舎調理場のガスフライヤーが故障したため、修繕が必要になったものです。１２委託料２７万５,０００円の増額、南小国中学校防火水槽内外漏水調査の委託料になります。南小国中学校の防火水槽が漏水しておりますが、その箇所を特定することができないため、修繕または改修工事につなげるために調査が必要になったものです。１４工事請負費１３万２,０００円の増額、南小国中

学校職員室前の運動場側のタイルを叩いた際に異音があったため、タイル下が空洞になっている可能性があり、生徒及び教職員等の安全確保及び施設の管理上、早急に対応が必要になったものです。

３３ページをお願いします。教育費、社会教育費、社会教育総務費です。今回補正額９０万円を増額し、７５７万８,０００円とするものです。内容につきましては、委託料９０万円の増額、管理センター解体に伴い、教育委員会倉庫を移設する必要が生じたことによるものです。

３４ページをお願いいたします。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額２４万円を増額し、４,３５３万円とするものです。内容につきましては、１０需用費２４万円の増額、修繕料の増額です。給食センターの冷凍庫配管が経年劣化により冷却不良になる可能性があるため、早急に修繕の必要が生じたものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回１５１万５,０００円を増額し、２０３万７,０００円とするものでございます。詳細説明につきましては、次の農業用施設災害と併せて関連しますので、説明させていただきます。

農業用施設災害復旧費、今回１５１万９,０００円を増額し、３４４万６,０００円とするものです。

まず、農地農業用施設それぞれにおきます単独農地小災害復旧補助金、また単独農業用施設小災害復旧補助金、これらにつきましては、従来、南小国町単独農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱によりまして実施をしておりましたが、補助の内容を拡充したことよっての増額としております。大変申し訳ございませんが、説明が長くなりますので、必要であれば後の質問において対応させていただければと思います。

また、償還金利子及び割引料につきましては、令和５年度災害復旧事業につきまして繰越事業として実施をしております。入札に先立ち、負担金を令和５年度に納付をいただいております。最終的に工事完了後の精算におきまして還付がそれぞれ生じておりますので、その額を還付するものでございます。参考までに、農地の負担率につきましては７．７％、施設におきましては３．３％が負担率となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。１時１５分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後 0 時 0 6 分

再開 午後 1 時 1 5 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算書の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） 1 点お尋ねをいたします。26 ページの小国郷観光会議補助金ですけれども、こちら増額の理由を教えてください。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えします。

北阿蘇観光会議におきまして、観光庁の補助事業である地域観光新発見事業によりまして台湾からのインバウンドを狙ったミニツアーの造成を行い、これをまずは実証を行い、その後、商品化、台湾からの観光客の増加を目指し、北阿蘇観光会議、本町と小国町、産山村の2町1村で取り組んでいきたいというところで話がありまして、実際この観光庁の補助事業に申請をして実証したいというところで、今回追加の補助金の増額を行うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

これは、台湾の現地に行つての商談とかもされるということですか。ツアーを造成して、どこかに営業するというのがあるのかと、必要だと思うんです。そこら辺は、例えばTSMCもできていますので、そちらにも行かれるのかというのも、すみません、細かいですが、教えてください。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 現在の予定としましては、台湾の観光ツアーの事業者に向けて、このツアーをつくって売り込みに行くという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。台湾の方にもこの北阿蘇の魅力を感じていただいて、より観光地としての磨き上げにも何かつながるといいなと思っております。

併せまして、もう1点お尋ねをさせていただきます。この小国郷でいいますと、

来月、7月3日に北里柴三郎さんの新札が発行されるかと思いますが、町が関与する施設、例えばきよらカアサのレジとか、温泉館きよらの券売機とか、そういったところの新札対応というのはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

温泉館きよらは、新札対応ができていたと聞いております。

申し訳ございません。きよらカアサは、確認ができておりませんので、確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。この小国郷というか、お隣の小国町ではとても盛り上げようということでいろいろ取組もされていますので、観光で来られる方からしたら小国町と南小国町って、そう境というのは特になんとも思っていますので、せっかく小国郷で生まれ育った北里柴三郎さんのお札ができるので、可能ならというか、きよらカアサでは使えたほうがいいかと思っておりますので、もし対応がまだということであれば、7月3日が発行ですので、御確認のほど、していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 24ページ、一番下に土地改良事業費ということで需用費60万円、先ほど聞いたら、四分一堰の修繕料ということの説明でした。御存じのとおり、風船堰、いつ破れるか分からない、修繕しても、いつまた空気が抜けるか分からないという、その用水のうち1町ばかり恩恵に預かっていますので、非常に心配なところであります。60万円ぐらいの修繕料で間に合うのかどうか、これから少なくとも9月、10月20日ぐらいまでは水を必要とする田んぼもあろうかと思えます。そしてまた、これから先どうするのかということも含めてお答えをお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御質問、ありがとうございます。

まず、大前提としてなんですけれども、四分一頭首工の所有自体は四分一水路組合というところが所有をしています。ですので、本来、町が修繕をすること自体があり得なかったという状況の中で、今回こういった予算を計上した理由としまして、過去にも議会の中でお話をさせていただいた経緯もあり、経済建設常任委員会の中

でもお話をさせていただいた経緯もございます。また、執行部と地元の水路組合で様々な協議を行ってきまして、去る5月10日だったんですけれども、四分一頭首工の今後の方向性、町としての提案という部分も含め、また非常に耕作者等が高齢化をしておりますので、将来の営農計画についても今後1年間協議をしていきたいという形で提案をさせていただき、了承をいただきました。

そういった中で、現状として風船本体部分の空気漏れが発生している関係から、今回その60万円の計上を行ったところでございます。先ほど1年間と言いましたが、1年間については、結果的に事業を、例えば頭首工本体を撤去する、もしくは新しいものにつくりかえる、もしくは違う水路からの水を利用する、そういったところの提案も含めて協議していく。その協議が定まらないことには何らかの事業が着手できない。だから、その上で営農計画も含めて1年間協議していこうという形にさせていただいたものですから、その間は町が全額負担をするという考えで今回計上に至りました。

その上で、当然今後また違う修繕等が発生する可能性もあるかと思います。執行部としましても、もうちょっと額の増額を考えたところではあるんですが、逆になかった場合だったりとか、逆にその額では足らなかった場合とか、一体どうするかという執行部側の内部部分も含めて、大変申し訳ございませんけれども、今後、もし風船本体だけではなく、風船を膨らませる駆動部分、機械部分とか、頭首工本体が駄目になったときの違う施設のボーリング施設の電気代等、そういった部分も発生する可能性がありますので、そういった場合が生じた場合には専決で対応させていただけないかと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 実際耕作をしている人間にしてみれば、今言った60万円で足らなければ専決をさせてほしいという、そういう話。作っている人間にしてみれば、そこまでやっておくと、この秋までは安心かなという気はしております。ただ、本当にこれから先、あそこも多分耕作者の平均年齢は72歳か73歳ぐらいじゃなかったかなと、17人いたと思いますけれども、72～73歳が平均年齢だったと思います。これから先、どう耕作地といいますか、田んぼを引き継いでいくかということの大きな課題というのはありますけれども、しかし、根本的にどうするかということについて地元の話を何遍もしているかもしれませんが、やっぱりある程度早急に結論を出して、そして早急にそれに取り組んでいくということをぜひともお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほどの質問のお答えがちょっと足りないところもあったかと思います。申し訳ございません。

まず、町としての一つの提案としては、今の四分一頭首工自体を仮につくり直すとしたときに、初期投資としては主要部分がゴムという形なものですから、初期投資は非常に安く済むんですけれども、ランニングコストを考えますと非常に高価になるという関係から、上流側にあります鋼製のゲートと同様のものをもしつくりといたら考えています。その場合に約2億円を超えるような額になります。

一方で、隣接する水路の部分があるんですけれども、そこには当然水利権がありまして、その水利権の関係から四分一水路組合は本来は使えないという形にもなるんですけれども、その整備ができれば水路改修をすることによって賄えるのではないかという案を地元のほうに提案をいたしております。その場合の事業費というのが3,000万円程度で済むという形の中で、通常負担金が5%ですので、2億円の場合は1,000万円、3,000万円の場合は150万円で済むわけですね。ただ、そういった中でも、やはり地元の水路組合としては、いろんなところからのお話もあるんですが、負担の軽減をしていただきたいという話が町のほうに来ています。

一方で、負担の軽減をする際に、先ほど御指摘いただきました平均年齢の高齢化がある中で、将来性が見えない中で単に負担の軽減をするのはいかがなものかというところの考えから、まずは、1年間、将来の営農計画について検討させていただきという形の話で農林課と一緒にしまして、今進めているという段階です。

御指摘のとおり、農家の負担軽減、早期農業の高収入といいますか、収入の増加、そういった部分も考えると、一刻も早い対応というのが必要ではあるんですけれども、非常にこの水利権の問題だったりとか、これは中原地区の水の少なさが一番の原因なのかもしれませんが、非常にネックとなっているという現状もあります。6月末においても地元との協議をやる予定には考えておりますので、できる限り早め早めに動いていきたいと思っております。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） まず、23ページ、農林水産業費で報償費の講師謝礼がありますが、どういう講演を予定しているのかと、同じく農林水産業費の農業振興費で、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金、吉原地区の靱摺り組合ですか、これをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、講師謝礼ですが、新規というか、名称で言えば、菌ちゃん農法という農法がございます。こちらの講演を計画させていただいておりまして、そちらの講師をお呼びして、こちらで開催を計画していきたいというところでの講師謝礼となっております。

それから、続きまして農業振興費の負担金関係、補助金関係ですね、こちらが吉原地区に今年度4月に一応設立ということになります。有志の方々が靱摺り組合が設立されました。その経緯といたしましては、もともと受け入れていただいていた田の原地区関係の受入れが困難といったことが前段としてございまして、それから吉原地区の有志の方々が組合を立ち上げまして、今年度から稼働していきたいと。その中で、乾燥機を今回は要望されまして、県の補助に要望しているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 菌ちゃん農法は、1番議員の下城議員、また穴井議員と視察に行ったところですが、こういうやり方もあるんだなと思って、興味深く聞いてきたところでもあります。

それから、吉原地区の靱摺り組合設立ということですが、近年この靱摺り業者が非常に町内の業者が辞められる。そういう中で、今ある業者も受入れも非常に困難とかいうところもあります。小国町にライスセンターはありますが、どうしても距離的に非常に運ぶのに大変とか、そういう状況もあります。こういう組合ができたことはとてもいいことじゃないかなと思っております。こういう組合に支援をしていって、やっぱり農業振興のためにやってもらいたい、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 23ページ、24ページ、25ページ、農業総務費と林業振興費の中に集落支援員の報奨金というのと集落支援員交付金が両方、農業、林業とも出てきておりますが、先ほど交付税の財政措置があるようになったためという説明があったかと思うんですが、集落支援員のそういう報奨金とか支援金、交付金、もともとなかったものですか。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

もともとありました。すみません、今、資料がすぐに見つからないんですが、交付税措置が増額になったことに伴いまして、こちらの報酬と負担金補助の増額といったことになります。農業総務も林業振興もですね。

ちょっとお待ちいただけますか。申し訳ありません。元の数字が分からないんですが、増額となりまして、現在４８５万円という形で増額になった分を計上させていただいたことになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） 補助金増で増額になったから報奨金と交付金を増やしたと聞き取れるんですが、もともと少ない予算しか張りつけていなかった。たまたま補助金が増えたから増額したということになると、もともとの予算が非常に少ないものであったのかなという気がするんですが、交付税が増えたということであれば財源組替か何かでいくものかと私は考えているんですが、人数が増えたか、それとも金額が少ないのを今回補助金が増えたから増やしたということになるのか、そのあたりを詳しく説明していただくと助かります。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 説明が上手くできずに申し訳ありませんでした。

特別交付税のこの財政措置の上限額、こちらが当初は４４５万円でした。こちらが４月１８日付けでの通知がありまして、４８５万円に引上げとなったといったことに伴いまして、こちらの報酬関係も増額させていただいたといったところになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） すみません、何度も申し訳ないんですが、当初の予算というのは、もともとお配りする金額は、人数は変わらないけれども、少ない予算で上げてあったということになるんでしょうか。例えば、１万円を配るはずでした。たまたま交付金が上がってきたから、それに伴って１万５,０００円に変えますということになるわけですか。何となくそれではいけないような気がするわけですが、もともとから１万５,０００円を予算配分しておいて、お配りする。たまたまそこに交付金が入ってきた。１万５,０００円で、その差額は財源措置の振替とかいうことならば理解できるんですが、交付金が上がったから支援員に支払いをする金額自体を上げるというのはどういうものかなという気がします。それをお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません、本当に説明が、申し訳ありません。

もともとこの特交の措置で445万円、集落支援員を雇用する特別交付税の措置があったと。その445万円をもとにして集落支援員を雇用しているというか、雇っているといったことで予算は計上させていただいておりました。今回4月、新年度になりまして、その445万円の交付税措置が485万円に上限が引上げになったといったことに伴いまして、今回の集落支援員の報酬関係を併せて増額したといったことになります。よろしいですか。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、よく理解できないんですが、もともとの金額を値上げしたということで考えてよろしいですか。了解しました。もともとよりも値上げをして支払うと。次年度からは、またこの金額に基づいて支払うということにしたということですね。

では、これは何人分とかいうのがあるんでしょうか。お一人の金額ですか。それだけを聞けば。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 農政係で1名雇用し、林業で1名、合計の農林課としては2名、集落支援員をお願いしております。
以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 分かったような、分からないような、私、支払う金額に余裕があれば当然そういう金額をお払いいただいたほうがいいのかと思いますし、これからまた大きな仕事があるんだろうと思いますので、了解いたしました。すみませんでした。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 16ページの需用費の中の修繕料、暮らし体験住宅の駐車場の修繕ということで、これは矢ヶ部住宅でいいんですよね。あの杉田の裏の、なるほど、じゃあ、あそこは駐車場を全て舗装するという形ですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えします。

こちらは、昨年度整備しました暮らし体験住宅ということで福一ラーメンの裏にあります旧県教職員住宅を改修した住宅になるんですけれども、こちらが駐車場となる敷地の中が経年の使用なしでの放置によって、ちょっとぬかるんだりとかしておりまして、なかなか駐車するにも入居者に不具合が生じるという状況でもありま

したので、こちらに碎石を敷いて整地をするというところで、そのスペースに駐車ができるような形で整備を行うという修繕を行うというところと、途中の雨水等の排水枡も一部破損している部分がありましたので、そういったところの修繕も含めてこちらで修繕を行おうというところで計上させていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 整地と碎石で150万円ですか。結構な金額だと思うんですけども、面積はどのくらいの面積になりますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 平米数でいきますと300平米ほどの面積になってまいります。こちらの整地と、あとは一部やっぱり掘削してから土砂を取り除いたりとかいうところで、きちんと整地をした上で碎石を入れるという作業を行う関係上、また資材高騰とかいろいろな要件もありまして、それぞれの単価が上がってきておりますので、積算をしますと結果150万円というところの金額となりました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 確かに資材高騰等もあるかと思いますが、これだけの金額を入れて修繕するわけですから、駐車スペースとすれば大体わだちは同じようなところでできると思いますので、追加で修繕補修がまた計上されることがないように十分そのあたりは業者と打合せをしながら進めていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 29ページ、災害対策のところで簡易トイレの購入があったと思います。詳細に何をどれだけ買うのか、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問にお答えをいたします。

町による災害時のトイレの対応の想定というところで「避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン」が内閣府から出ておりますので、それをもとにある程度考えをいたしました。災害時、トイレの回数の考え方というところで1人、約5回と、最悪3日間あたりは確保できなければいけないのかというところで考えております。

まず、携帯トイレというのが携帯トイレの袋と吸収パッドというところで、排せつをした後に介護と同じような感じで紐がついていまして、パッと絞ればそれで使い捨てというところになっております。総人口の3,853人に対して約3割の被災対象と想定をいたしまして675人掛ける1人5回掛けるの3日間で約1万回、

それと学校関係が動き始めたというところで約50人で4校で5回の3日間で3,000回と、最低限、約1万3,000回ほど使用するというところで、そのパッドは1箱30枚入っているものを450箱、225万円でまず確保したいと思っております。

それと、簡易トイレのポータブルトイレ、こちらが指定避難所5施設に男性用1基、女性用2基、多目的用1基という形で4基の5施設、20基、これが4万2,000円の20基で84万円です。こちらは、ある程度しっかりしたトイレで、それに先ほどのパッドをパッとはめて、排せつしたら、すぐに自分で袋をピッと引っ張ればそれですぐに捨てられるという形で予定をしております。

それと、組み立て式簡易トイレ、これが指定避難所、指定緊急避難所を合わせて44施設分で約300個、1つは2,500円で、300個で75万円としております。これは、簡単なダンボールで、先ほどのポータブルトイレよりももっと簡単にダンボールで置いて、先ほどの袋が使えるような簡易なものを300個予定しております。

それにプラスして、ポータブルトイレの利用時のテント5施設に20個、2万円の20個で40万円、その他は、防臭袋とか、便座シートとか、汚物の一時保存所、タープとかを計25万円、総額で449万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 分かりました。避難所運営のところですけど、袋や吸収パッドというのは、実際ポータブルトイレ、ああ、そうか、簡易トイレにも使うということですね。ということは、ポータブルトイレを使うところ5か所に関しては、分配する、配布する部分においては多めにという形になりますよね。指定緊急避難所ですからね。分かりました。テントも同じようにということです。

ちなみに、簡易トイレの44か所ですか、指定緊急避難所が44か所で300個と言われましたね。これ1か所当たりざっと計算すると6個とか、それぐらいを配布するような形になりますか。もう一回。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 言われたとおりでございます。女性用とか男性用とか、幾つか、1つ、2つではなく、先ほどの指定緊急避難所でも男性用1基、女性用2基、多目的というところもありますので、4つ、5つの配布はしたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

いつぞや熊日新聞で下水道、下水管を使ったマンホールトイレというものが紹介されて、県内各地で検討されているというところがあったと思います。当然そのマンホールに直接排せつしますので、こういう袋だとかパッドとか要らないようになっていました。ここで言うならポータブルトイレとテントさえあればそれができるかと思いますが、この辺の検討というのはされたのかどうかというか、その辺の議論がされて、こちらを選択したということでしょうか。なぜマンホールトイレが採用されなかったか、そこも教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、今回の災害トイレに関しましては、産業対策部という形の中で建設課、農林課がトイレ関係については担っている部分もありながら、学校施設、教育委員会関係、福祉関係、当然総務課、そこでいろんな形で協議をしまして、今回、第一段階という言い方は変なんですけれども、まずはこのぐらいという形での検討から入っていこうかということも含めて予算の計上をさせていただいております。そういった中で、当然御指摘のとおり、マンホールトイレというのは実際使われていたりとか、ほかの施設、団体においても今後の利用というのを考えられています。

一方で、マンホールトイレに設置する際には、当然そのマンホールの上に置いて目隠しの状態で使用するという形になるんですが、その大前提として落とすだけではいいんですけれども、やはり水がいます。利用者ではなくて、結果的にそこを維持管理する側としてみれば、やはり水道がないと、もしくはその代わりとなる水がないと、なかなかずっとというか、長期にわたった場合も含めて利用ができない。大前提として今回考えているのは、町水、町の水道が出なくなった場合ということを前提として考えています。しかしながら、一方で、先ほど総務課長からも話がありましたけれども、対象人数、それとあと44施設となる指定避難所等も含めたところもあるんですが、一方で、当然車中泊をされている方だったりとか、御自宅にいらっしゃる場合だったりとか、例えば家屋にトイレは現存、そのまま使える状況だけでも、水が出ない。それは、学校も同じような状況だと思います。一方で、和式トイレという形の中でなかなか目隠しはできるけれども、和式トイレという形の中で利用ができないという部分も含めて、こういった簡易トイレ組み立て式だったりとかというところを考えています。

やはりマンホールトイレというのは今後の検討課題という部分は当然含めていく上においてなんですけれども、今回の財政措置の中では防災対策、熊本地震における熊本県から配分がありました基金、交付金というのを活用しています。まだまだ残額があるような状況ではあるんですが、一方で、各施設における発電設備だった

りとか、多様に今後の必要性というのがありますので、まずはこの段階からスタートしてみて、どれぐらいの災害までを想定するかというのが非常に大きな議論の部分、対象人口、全人口を含めて、先ほど3日間と言いましたけれども、長期になる場合も当然あるわけなんです、そこをどこまで考えるかというのが議論というところで、まずは、すみません、第一段階という形で計上させていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 災害の想定というのは非常に難しいですが、最悪を考えたところで、水が出ない、使えないというところでこういう準備というのは確かに大事、あと数に関しても本当にこれで足りるかどうかなというのもありましょうし、多すぎるということもあるかもしれませんが、これは準備段階ですので、内閣府と県とか、その辺いろいろと資料を見てされている部分であればよろしいかと思います。

併せて、もう一つ質問をさせてください。先ほどのグループホーム森園と関連します。20ページです。介護保険施設のところで旧グループホーム森園の跡地の部分で水道光熱、下水道が計上されています。先ほどもありました1年間は多分使用がないということで、これはまた局地的な話、地元の話になりますけれど、馬場地区において指定避難所が役場、小学校となっています。今年の3月のとき、一般質問でもさせてもらいました。町が購入するのであるならば馬場の避難所として利用させてもらえないかということをお願いしたところです。役場とか小学校まで来るには危険を伴う場合もありますので、できましたら旧グループホーム森園、ここを馬場地区の避難所として、ぜひ購入手続が済んだ後、利用できるようにしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの質問に対して御説明させていただきます。

旧グループホーム森園、先ほど議決いただきまして、今後、町の管理ということでもしていきますけれども、災害発生が予想される際、まずは高齢者避難を町としても促してまいります。その際には町のほうで指定避難所の開設を行いまして、職員がそこに配置されるような形で避難所運営を行っていくんですけれども、大雨と、そういった部分で大規模もしくは災害が予想される場合には早めの避難をお願いしておりますので、その際は役場等の避難で対応していただきたいと、まずは考えております。ただ、地震等予想できない部分に関しては、もちろんそういった旧グループホーム森園の避難所としての運営も今後検討していかなくてはならないとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） では、自治会としての避難所としては緊急避難所、一時的な避難所として使うことは難しいということですか、それとも場合によっては使ってもいいですよと、来週ちょうど自治会の総会がありますので、今月の「広報きよら」には馬場地区の指定避難所というのは役場になっていたと思います。そういう記事が載っていたと思いますけれど、もしそれが変えられるのであるならば、ぜひ今から梅雨時期になりますので、早くお話をさせてもらいたい。来週ちょうど総会がありますので、できたらそこも自治会として避難所としていいよという返事をいただくと非常にありがたいんですけど、駄目でしたら役場にと話はしますけれど、いかがでしょうか、再度。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 少し時間が短いかもしれませんが、水害関係のときには、りんどう荘、そしてグループホーム森園、市原小学校の体育館等が少し今厳しいという状態のところも話がありますので、そこは協議させていただいてもよろしいでしょうか。そのあたりは、できる限り災害のときにはいろんな役場、町の関係の施設というのは町民の方に使っていただいて、早く避難というところでどうか考えたいと思っておりますけれども、ただ、水害の部分で少し水が上がるという区域の中にその3か所、市原小学校体育館、りんどう荘、グループホーム森園も確か入っていたと思うんです。ですので、少しそこを議会が終わってすぐにでもいいですけど、協議をさせていただいて、すぐにOKというのがなかなか出せないかなというところがありますので、そこはよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 26ページ、観光費のところのオーバーツーリズムの未然防止・抑制による観光推進事業の業務委託、これの3,920万円の6項目あると言われましたけれど、詳しく教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の業務委託として、先ほど申し上げた6つの項目ですけれども、まずスマートごみ箱の設置ということで、こちらは捨てられたごみのある程度定期的に圧縮をして、回収の手間をなるべくかけないようにするといったごみ箱でございます。こちらがラッピングの費用も込みまして197万6,700円と、受入れ観光の整備に関わるも

のとしてレンタサイクルの導入におきましては、通常の自転車のタイプが5台とBMXのタイプが5台と、それに関するヘルメットと諸経費を込みまして195万5,580円と、駐車場の混雑状況の監視カメラの設置、こちらで黒川の管内の駐車場の混雑状況を把握し、これを可視化して情報を提供するというものでございますが、こちらが設置工事も込みまして209万円となります。周辺情報の整理ということで中心部からの分散を目的としたツールの作成を行います。こちらが182万6,000円と、露天風呂に人数計測センサーを設置しまして、こちらも露天風呂の混雑状況を可視化し情報提供するというものでございます。こちらが人感センサーの設定も含めて1,258万8,400円と、工事費が別途で849万9,150円と、マナー啓発としましてサイネージの設置、マナー啓発ツールの作成ということで898万3,700円、合計しまして、また1,000円未満の端数を切り上げて、3,792万円の計上となります。こちらで黒川温泉中心部の混雑状況を可視化し、また周遊促進によりまして観光客の平準化・分散化をしたいというところで考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

これは、レンタサイクルの5台と5台の設置は黒川温泉に限られるんですか。市原町の中心部とかには置かないんですか。BMXと普通のサイクリングの10台があると思うんですが。それと、やっぱり監視のシステムに大体2,000万円ぐらいかかるような感じですよ。これは、いつから稼働するような形になるんですか。結構な事業みたいですが、お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） まず、レンタサイクルでございますけれども、これは黒川地区でのそれぞれの周遊に使っていただくというところで黒川地区の整備を考えているところでございます。

露天風呂の人数計測センサーについても旅館等に設置するものですから、結構数も多いですし、高額となってまいります。こちらの稼働につきましては、一応事業が来年、令和7年の2月末がこちらの補助事業の工期となっておりますので、完成を含めて、また調整をいろいろもろもろ込めて年度内には試験運用を含めて開始ができればとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 言い忘れたんですが、スマートごみ箱ですか、こういった圧縮

したごみ箱というのは、黒川温泉は旅館でも商店でもそうなんですが、個々に民間のごみ回収業者と契約をしているんですよ。だから、それで回収してもらうような形か、公共のところで週に1回ずつ回収に来る業者が回収していくのかは分からないけれど、こういった形で回収されるんですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） こちらは、完成後、黒川の観光協会もしくは黒川の旅館協同組合等々の関係団体等の協議の上での決定という形にはなるかと思います。最終的には何らかの形で回収をして処分するという形にはなるかと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 30ページの負担金補助及び交付金で数学検定受験料の補助金ということで、これは今年度初めて上げられている分になるかと思うんですが、対象は小中学校ということで、これはそういう数学の指定か何かを文科省か何かから受けての事業なのか、町で単独で数学検定の試験に対して補助をするのか、内容を教えていただければと思います。

それから、33ページの教育委員会の倉庫の移設、これは管理センターにある教育委員会の倉庫を移設するという事でよろしいんでしょうか。移設先は、役場内になるのか、どこに移設の予定なのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 教育の部分が、一つは当然子どもたちの学力を身につけるといふところは大きな目標なんです、地域創生という部分でも教育の部分が役に立つといふか、こういったところで教育が充実しているから、例えば移住の方々がいらっしゃるとか、一つの売りになる部分だということも考えているんです。そこで、町長さんとも3月末からいろいろ話しながら、南小国の教育の魅力というのを考えてきたときにアピールする場面をしっかりと持っていく必要があるといふところで、何をアピールするかといふのをずっと考えてきたんですけれども、やっぱり一番は学力ができれば自分としては阿蘇郡市の一番の学力なんですとか、熊本県でもトップクラスですとかいふ、そういうアピールの仕方をやりたいものですから、その学力向上といふことを考えたときに、一つの検定といふか、子どもたちの一人一人の学力を保障していくといふところで英語検定と算数・数学検定を考えていきたい。英語検定は、今、中学校だけやっているんですが、今年から小国小学校に英語の専科の先生が入られて、南小国の小学校もその英語の専科が入って授業をされるようになりました。英語の検定というのも考えて、その英語専科の先生とも話を

しながら、南小国の５、６年生にも英検の５級とかを受けさせたらどうだろうかというところで最初は考えておりました、相談をしたら、ちょっと難しいと。小学校では５級はちょっと難しいんじゃないかなというところで、単語とか、ああいったのがやっぱりかなり出てくるそうなんです。そこがやっぱり英語の授業だけできちんと学ばせられるかというところと厳しいかもしれないというところで、英検は一回保留させてもらって、算数・数学検定が小学校１年生から、これが１１級からスタートして、中学３年生で３級というところで、一人一人受けさせるということが、うちとしては算数・数学、小学校はそれかなりの実力はあるんですが、中学校になると数学がなかなか厳しいところが出てきたりしているものですから、そこを一人一人の数学の学力保障というところでも一つの数学・算数検定を受けさせることで自分たちにも実力をつけながら、自信もつけながら算数の力を身につけさせようというところで考えてきているところです。一応、町から全員分の算数・数学検定の補助を英検と同じようにしてもらって、この議会でこれが通れば校長会の中で話をして、そしてできたら２月頃に検定を受けさせようと今のところは考えているところです。

算数・数学検定については以上になります。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 倉庫の移設の件になります。倉庫は、現在、管理センター裏にある倉庫になっております。移設先は、役場庁舎裏のプレハブが立っているところの横に移設する形になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ５番、井野和哉議員。

○５番（井野和哉君） 説明、ありがとうございました。

私個人としては、数学検定は小中学校対象ということで、英検も小学生に広められたらと思って、それも併せて質問をさせていただいたんですが、ちょっと小学生は難しいということで、今、特に保育園あたりから英語のそういった少しでも身近になるような時間がとられておりますので、後々、小学生あたりもそういう英検を受けようかという意欲がある子が出てくれば、町のほうもそのあたりはまた検討していただきたいと思いますし、今、子どもたちがなかなか漢字が書けないという話も聞いておりますので、以前これも議会で話が出たかと思いますが、漢字検定あたりでもできれば、算数が得意な子がいれば、国語が得意な子もいると思いますので、やはりそういった意欲のある子どもたちに少しでもそういう学ぶ場を与えていただけるように、そのあたりも今後検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 御指摘、ありがとうございます。漢字検定も今後は考えてはいきたいと思いますが、何で数学検定を先にするかと言いますと、算数・数学検定が、例えば中学校から熊本高専とか、そういう理系の専門のところにこの数学検定の何級を持っているというのが入試に非常に大事になってくるといとか、プラスになってくるものですから、これは当然高校からまた大学にというところでの一つの資格として優遇される部分があるものですから、まずは数学・算数検定を先に、漢字検定もありますので、その辺は追々また考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） 29 ページ、災害対策の需用費の項目なんですけれども、これに該当するかどうか分からないんですが、先の台湾の地震のときに災害が起こってから本当に何時間後か被災者にとりましてテントを早急に立ち上げたところがテレビの映像なんかに出たと思うんですね。ということは、テントの準備をしておく非常にこういう庁舎とか、仕切りをして避難所にするというのなかなかプライベートな面とか、いろいろな諸問題があるかと思うので、できればテントを用意しておく。一遍にはできないかもしれませんが、その場合の設置場所等につきましては、昨日の最後の質問とかにありましたかと思いますが、現在、J A 跡地とか、その場所がなかなかなかった場合においては田んぼの遊休地なんかそういうところが設置できる場所とかがあればそういうことも考える方策はどうかというところで、総務課長にどうでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問、ありがとうございます。

今現在、テントとか仕切りも、町長も一緒に入っていて、災害の物品のところで今現在上げているトイレ関係以外の部分を総務のほうでも検討しております。確かにテント、そしてプライベートな部分をつくる仕切りというところがとても必要になってくると思います。それと、高齢者の方のマットというか、ベッドですね、ちょっと高さで寝起きがしやすいとか、そういう部分もありますので、今検討しておりますので、今後また計上させていただくことがあると思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 先ほどの2番議員さんの質問に関連してお尋ねをいたします。

先ほどスマートごみ箱というのがあったかと思いますが、これは何台設置をされるのかというのをお尋ねしたいです。また、露天風呂の人数計測に関しましても、これは先ほどの説明では全体的に黒川をとということだったと思うんですけども、この露天風呂の人数計測も黒川地区だけなのかというのが2点目。3点目が、マナー啓発というのがあったかと思いますが、このマナー啓発に関しましても、もう少し具体的な御説明をいただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

スマートごみ箱については、このごみ箱自体の単価が非常に高いものですから、これは1台の金額となります。

露天風呂の人数計測センサーについてですが、こちらも黒川温泉の旅館というところで考えているところでございます。

マナー啓発については、宿泊施設等に泊まれた外国人の方々が非常に一部の方ではあるかと思うんですけども、日本国内の旅行者の方とはまた違った形でのマナーの悪さとか、そういったものがありますので、こういったところを外国語で表記をして、こういったところはお守りくださいとか、そういったところを各旅館で周知いただくというところに御利用いただくようなデジタルサイネージまたはマナー啓発のツールを作成しまして活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

まず、スマートごみ箱ですけども、私も以前調べたときに単価が高かったなという印象はあるんですけども、私たちが実際にごみ拾いをしてみて感じるのが分別の大事さです。ごみを拾った後に私たちは必ず分別をして滝美園に持って行くんですけども、中には1つの袋に燃えるもの、可燃物も空き缶もいろんなものがまとめて捨ててあるというときがありますので、こういうことをされたときにごみの回収の業者さんがなかなか家庭ごみであれば持って行かれないケースもありますので、分別もなかなかしっかり伝えていただくというのは難しいのかもしれませんが、何かしら分別をしていただけるような方法を検討いただけたらなというのを思っていますというのが1点。

あと、カメラに関しまして、人数計測をします。その結果は、例えば一覧で出るのかなと思うんですけども、それは一体一般消費者、観光客はどこから見るができるのかというのをお尋ねしたいです。黒川温泉は特に入湯手形もありますの

で、黒川温泉というのは分かるんですけども、黒川以外でも立ち寄り湯をなさっているところもあるかと思います。そういったところへの声かけなども必要ではないのかなと思いますというのが1点です。

以上、その2点、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、スマートごみ箱ですけども、ごみの分別というのは、議員がおっしゃるように、外国の方に対する啓発というのは非常に難しい点があるかと思います。そういったところも留意しながら、今後、活用していく黒川の観光協会なのか、旅館協同組合なのか、そこら辺のところが決まり次第、そういったところと非常に打合せをしながら周知啓発については努めてまいりたいと思います。

カメラの設置でございますけれども、人数把握とか、駐車場も含めてなんですけれども、こちらは一応今の想定としましては旅館組合ないし観光協会の事務局で取りまとめをいただいた上でそちらのシステムからホームページ上にアップするとか、そういったところで情報が提供できればと考えております。最終的には、そちらのどちらが取りまとめをするかというところが決まり次第、その団体と詳細な部分は打合せをしまして、やりたいと考えております。

あと、こちらの露天風呂等に関しましては、当初この補助事業を申請するのが黒川地区を中心としたオーバーツーリズムに対応する事業ということで補助金申請をしておりますので、一応今回の事業につきましては黒川の旅館等を中心としてという事業となってくるので、そのところは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

申請がその時点で黒川を中心としたというところであるという御説明でしたので、承知いたしました。ありがとうございます。

デジタルの看板というか、デジタルサイネージですけども、これはどこに設置をされるのかというのを1点、伺いたいです。

あと、別件で1つお尋ねです。24ページの認定農業者の会の補助金というところで、御説明の中で保育園へのお米の寄附という説明だったかと思います。昨年も町の保育園に対して農家の方たちから120キロの寄附をいただいていたかと思います。大変にありがたかったなと思っています。この食糧が高騰している中で、保育園の先生たちもすごく工夫いただいて、例えば3時のおやつをおにぎりにすると

いうところで、保護者への毎月の副食費などの転嫁をなるべくしないでいいようにということで工夫をいただいております。そこで、1点お尋ねなのが、昨年までもこういう形で寄附をいただいた方に対して補助をされていたのかというのをお尋ねしたいのと、本年度は何キロほどいただけるのかという、そこも教えていただけたらと思います。厚かましいですが、お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

デジタルサイネージですけれども、こちらがデジタルの看板で表示をするという形なんですけれども、今、想定としては、各旅館の中への設置とか、旅館組合とか、観光協会のところとか、詳細まではまだ決めておりませんが、少なくとも各旅館には配置をして、旅館での泊まり方とか、日本独自の入浴のマナーとか、そういったところを外国語対応で外国人の方に周知をしたいとかいうところを想定しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

認定農業者の会からと昨年まであったかと思うんですが、去年の米の支給が有志の方の個人的な園への提供だったと思います。今年度、認定農業者の会として協議しまして、会としての事業として執り行っていきたいと思いますということになりました。それで、1年分を提供できたということを計算していただきました。認定農業者の会からのお話で、今年度30キロ、19袋を提供させていただきたいということのお話がありました。町としては、その分少しでも補助できたところ、19袋をそれぞれ各保育園に持って行ったりとか、多少手続等々も含めながら、認定農業者の会のほうでいろいろ動いていただけるということで運搬費、手数料込みでの金額を計算しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 35ページの農業災害、あと施設災害の部分で、すみません、間違っていれば訂正していただきたいと思うんですが、これは災害復旧の工事に当たらない小規模な災害の部分で町で機器の使用料あたりの補助をする部分だったかと思うんですが、説明の中で内容の拡充ということで増額をされておりますけれども、具体的にどういった内容の拡充になるのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、従来あった、今もですけども、要綱としましては、単独農業用施設小災害復旧事業補助金ということで農業用施設だけに限った要綱になっております。その上で、御指摘があったとおり、機器の使用料だったりとか、あと例えば水路が崩壊した際に塩ビ管もしくは暗渠排水管等を利用して復旧をすると、そういったときにそれにかかった費用の40万円を上限として2分の1、20万円を限度として補助を行っておりました。御指摘のとおり、国庫暫定法に伴う補助を利用できない場合に対応していたんですけども、実際の実務としまして災害が発生し、国の災害査定というものを受けます。そこで額がある程度決定しまして、その後、実施設計、入札、精算という形の中で補助事業が動くんですけども、最終的な精算事業費が40万円を下回った場合にはその暫定法の対象となりません。あくまでも査定の決定金額というのは簡易な積算によって積み上げられたものですから、どうしてもそこに差が生じてしまう。当然入札先も同様なんですけれども、その結果、失格、欠格、そういったものが発生してしまうと、後々の災害査定において非常に影響を及ぼす関係が出てきます。そういった観点から、一部分にはなるんですけども、災害査定、私たちが申請をする際に40万円という見切りではなく、50万円、60万円、それぐらいかかるものを国庫補助という形で申請を行っております。ですので、それ以下については、従来、こういった単独の部分を使ってやっていくと。その部分におきまして、やはり近年、農地の災害復旧が非常に多い。当然そこにはうちの職員の負担も大いにかかってくる。また、農地農業用施設の災害復旧のコンサルタントを見つけるというのが非常に最近厳しい状況になっています。そういった観点から、できる限り早期復旧を考える上においては、地元の水路組合だったりとか、関係者2人以上おられる方において復旧をしていたくのがいいのではないかという考えから、もともと国庫補助事業を利用した場合の農業用水路の場合の補助率が65%になっています。ですので、それに合わせた形で1か所が大体60万円の65%の5件分ということで今回195万円を農業用施設の場合には計上を行っております。

その上でになりますけれども、農地の災害復旧において新たに150万円を計上しております。ここの部分が新規という形で、かつさらなる拡充という形になるんですけども、令和2年の豪雨災害を見ますと、非常に田んぼの中に河川からの土砂が入り込んできた経緯が多かったという形になっています。令和2年の豪雨災害の際には、農林課の補助金が出まして、別口に補助金を出してやったんですけども、非常にこの国庫補助の資料作成をやったりとか、コンサルタントの確保だったりとか、あと最終的な補助の採択というのがなかなか厳しい現状としてあります。ですので、そういったところも含めたところで、やはり田んぼに土砂が入った中で

個人での復旧というのはなかなか厳しいんじゃないのか。あくまでも、以前、農林課で出していた補助金についてはその災害限りという形で出しましたので、現状ではそういった補助が全くないという状況です。そういったところを踏まえて、補助率を、これも国の補助率になるんですけれども、50%に合わせたところで1か所当たり60万円の50%の5件分という形で150万円を計上しています。

すみません、1点言い忘れましたけれども、農地の場合は補助の上限が30万円と、施設の場合は上限が39万円という形になっています。できる限り国庫補助にもっていくという考えのもとでこういった設定はしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、何度もお聞きして悪いのですが、もう一度、先ほどの26ページだったかな、あそこの集落支援員さんのものについてお尋ねをします。先ほど理解できずに迷っているところでございますので、この2つを合わせますと102万円という金額を今回支援員さんに増額するという、お一人の方ですね、農業総務費に限って言っても、林業も同じですけれども、102万円ずつを増やすということになるかと思うんですが、それに対して、先ほど説明では交付金が増えるということでありまして、特定財源を見ますと20万円の増ということになっておりますが、この20万円の交付金だとしますと、あと82万円が一般財源から持ち出していくのかなと思いますが、一番当初から102万円も少ないような金額で4月から支援員さんにはお支払いするというお話で契約が成立しているのか。そして、たまたま交付金が増えたから、その102万円を追加して支払うのかということの確認を、大変申し訳ないんですけれども、もう一度詳しく、個人的なお金の支払いもあるものですから言えないと思うんですが、当初は102万円、少ない金額で契約がなされていたのか、もしこの交付金が増えなかった場合は、その102万円、少ないままで1年間通したのか、たまたま交付金が増えたから102万円を増額するのか、そのあたり、すみません、実例で大体どのぐらいでどうなったという金額でお教えもらえないでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） どのように説明していいか、すみません、私も不慣れな部分もあるんですが、もともと特別交付税、特交措置というのがこの集落支援員を雇用することで財政措置がなされるといったところで要綱等も整備された上で、裏を返せば、特別交付税の措置が445万円という形であるからその分で集落支援員を雇用する形かと思っております。雇用するから、また特別交付税措置があるという

ところにもなるかと思うので、その交付税措置の上限が４４５万円から４８５万円に増額された分を支援員にも交付金として補助金として増額されたといったことになります。よろしいですか。

○議長（井上則臣君） ７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） それでは、一番最初に言うときにはこの１０２万円という金額は言わずに、例えば５００万円だったとすれば３９８万円で当初は契約をしていたということになるわけですか。４月からの採用になるのか、それとも６月、これが決まってから後の採用になるのかというのも別になるかと思いますが、そのあたりもお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません、もう一度整理してから説明させていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 採決後でよろしいですか。採決は、明日にしますか。
では、休憩します。

—————○—————

休憩 午後２時４５分

再開 午後２時５７分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

先ほどの質問の答弁をよろしくお願いします。

穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません、先ほどから少し繰り返しの説明に近いかもしれませんが、国から県を通じまして通知があった際、本年の４月に今回の集落支援員の特別交付税措置の上限の見直しが行われました。そこで、４４５万円から４８５万円、４０万円の増額の通知があったところでございます。そこで、集落支援員の報酬というか、雇用しております報酬に増額させたというか、加算があった分を増額させてお支払いをすると、交付金関係につきましても同じく増額をする形で今回見直しの計上とさせていただいたところでございます。林業費につきましても同じなんです、同様の理由での増額の計上とさせていただいたところなんです。

以上になります。

○議長（井上則臣君） ７番議員、よろしいですか。

○７番（穴井秀房君） 組み立て方にもいろいろ難しい組み立て方を最初にしてもらったのかなということが分かりました。単純に説明、私のほうからしていいかとお聞きしたのを確認したいというのが、４４５万円という交付税措置がある金額を当初

の支払額は400万円ぐらいだったのかも分からないということですね。今度485万円という交付税が決定したから102万円上げて485万円をフルに使うような形にしたということでよろしいですか。了解しました。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） すみません、先ほど関連で聞けばよかったんですが、28ページの道路新設改良費の中で工事請負費1,900万円の中で町道横道線の改良工事が1,500万円ということで説明がありましたけれども、これは当初予算ではなくて、今回この補正のほうで上げられておりますが、これを当初ではなくて、補正で上げられた経緯と、こういった改良工事の内容なのか、その点を教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、答弁をする前に、議長、申し訳ございません。配付資料がございますので、そちらで説明させていただいてよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 許可します。

[資料配付]

○建設課長（本田圭一郎君） 1,900万円のうち1,500万円が横道線の道路改良工事という形になってきます。補正に至った経緯につきましては、現在、当初予算に計上しています瓜上矢田原線道路改良工事がございます。その発注内容を現在確定しているといえますか、方向性を決めているところです。そういった中で、現場から発生する残土処理を、すみません、横道線の場所が矢田原公民館がある手前から少し手前に右側に入っていく道がございます。閉じてあるものを右側にしたところで、右側の一番端に赤い縦線が入ってございますけれども、そこ付近が矢田原公民館になるところです。その手前から入っていく沿線上が横道線と呼ばれるものになります。途中には牛舎があったりとか、一番奥には1軒、お住まいの住宅があるところです。真ん中付近に白いところで町土捨て場と書いてあるところがございます。そこが、先ほど言いました瓜上矢田原線の道路改良工事で発生する残土の処理地という形で今計画を行ったというところです。

そういった観点を含めまして、1枚めくっていただきますと現状の写真がございます。2ページ、3ページ以降とあるんですけども、写真で分かるとおり、非常に幅員が狭い状況です。かつ、見通しもきかないような状況になっています。実際道路改良工事をやっていく上におきましては、ダンプトラック10トンが複数台にわたって通行すると。一方で、途中にある牛舎の関連車両と一番奥にお住まいの方の自家用車両、そういったものが通行します。そういったところを鑑みまして、途

途中で離合箇所をつくると、10トンダンプで離合できるような箇所をつくりたいということで3か所考えております。部分部分になりますので分かりづらいかと思うんですが、4ページにある場所が最初の1か所目、右側に約3メートル90センチほど広げまして、上をカットすると。また、7ページになります。今度は、左側が矢田原側から来るところなんですけれども、左側を約3メートル弱広げる。それと、11ページになりますけれども、ここは残土の処理箇所よりも先になる場所なんです、非常にその手前の、9ページ、10ページを見ていただきますと、山が切り立っておりながら、オーバーハングをしているような状況がございます。10ページの写真になるんですけれども、そういった危険箇所等もございます。一番の補正を行う理由としては、瓜上矢田原線の道路改良工事による影響と、それと併せたところで危険箇所を一部分でも排除していくという観点から横道線の改良工事の発注を行っております。

参考までに、12ページ以降は、もう一つの予算の田の原白川線になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 場所的には奥に水源地に行く道路ですよね。途中は、確かアスファルト道路とコンクリート道路と路面も2種類の舗装の状況だったと思うんですよ。この舗装までやり替えるということによろしいですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今回補正を行うに当たりまして、地元からの要望も含めてそういった観点も要望を受けております。ただ、非常に延長も長く、金額も大きなお金が発生します。先だって、湯田自治会、湯田共有、湯田法人が陳情といいますか、そういった形で来られたんですけれども、そういったお話も含めまして、まずはこの部分からやらせていただきたいというところを踏まえまして、舗装もオーバーレイだったり打換えだったり両方あるんですが、できる限り早急にやっていきたいなという考えはございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） まだ工期はいつからというのは決まってないわけですよね。その奥に民家があるということで、多分工事期間中は時間通行止めか何かになるかと思うんですけれども、そのあたりも地元の方と十分連携を取りながら、早めに、先ほど聞いたように水源地もありますので、そのあたりの部分も含めて円滑に工事が進むようにお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君）　ありがとうございます。

水源は、非常に今、水が少ないような状況なものですから使われていないという現状もあるんですけれども、発注時期としましては、次に発注します瓜上矢田原線道路改良工事とできる限り合わせた形でやっていかないと今回の補正の意味もありませんので、そういう形で考えております。できる限り、例年、繰越し繰越しという形でやっているんですけれども、今発注している工事が大体10月ぐらいにはめどがつくかなと思っていますので、それに合わせた形で発注できればと思っていますが、まだ用地買収が完全に終わっていませんので、そこも含めて対応していくという形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君）　質疑ございませんか。質疑がないようであれば討論に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第40号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君）　起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これにて延会いたします。

明日は、また10時から再開したいと思います。

お疲れさまでございました。

—————○—————

延会　午後3時10分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 松 岡 洋

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 13 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第2回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月13日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第41号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第3 議案第42号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第4 議案第43号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第5 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第45号 固定資産評価員の選任について

日程第7 議案第46号 教育委員の任命について

日程第8 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

日程第9 陳情第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書

日程第10 委員長報告 付託議案陳情第1号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情について

日程第11 議員派遣報告について

日程第12 議員派遣の件について

日程第13 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 下 城 孔志郎

3番 佐 藤 毅

5番 井 野 和 哉

7番 穴 井 秀 房

9番 井 上 則 臣

2番 北 里 桂 一

4番 森 永 一 美

6番 後 藤 六 男

8番 穴 井 則 之

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	松岡洋	会計年度任用職員	室原明子
--------	-----	----------	------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤淳

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 6 年第 2 回南小国町議会定例会の第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、森永一美議員、5 番、井野和哉議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 議案第 41 号 令和 6 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 41 号、令和 6 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 41 号、令和 6 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 41 号、令和 6 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）。

次のページをお願いします。令和 6 年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 5,000 円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 8,982 万 9,000 円とする。

令和 6 年 6 月 11 日提出、南小国町長、高橋周二。

6 ページをお願いします。歳入でございます。県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回 16 万 5,000 円を増額し、4 億 2,495 万 2,000 円とするものです。内容としましては、歳出に対する保険給付費等交付金の増額になります。

7 ページをお願いします。歳出でございます。保健事業費、保健事業費、保健衛生普及費です。今回 16 万 5,000 円を増額し、904 万 2,000 円とするもの

です。内容としましては、40歳未満の特定保健指導対象者に対し、バスマット型の体重計と健康アプリを組み合わせた保健指導10名分の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） ごめんなさい。今の説明だと実際何をするのというのがよく分かりません。だから、もうちょっと具体的に何を使って、どういうふうにする。それも1人が1万6,500円、10人分ということ、そのあたりをもうちょっと分かりやすくお願いします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。質問、ありがとうございます。

今まで40歳未満の方の保健指導は、町保健師で対応しておりました。今後の重症化予防を考えますと、40歳未満の方の保健指導は重要であり、何か新しいほかに取組はないかと模索をしていたところです。新年度になり、今回導入を考えているアプリについて、その内容説明を受ける機会がありまして、今回補正予算に計上させていただいたものになります。

流れは、通常の特設保健指導と同じで1日7,000歩歩くとか、夜9時以降何も食べないなど、行動変容のための無理のない目標を設定していただきます。今までと違うのは、事前に本人のスマートフォンに設定したアプリへバスマット型体重計に乗ったときの値が記録されることと、ライン通知で設定した目標の確認通知が届き、達成状況も記録されるようになります。その状況で専門家のアドバイスを受けることができ、2か月後に評価を行うものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） せっかくなら10人分じゃなくて、アプリですのであれば、もうちょっと多くの希望者がいっぱいいるんじゃないかなという気はするけれども、これは県の予算だから16万5,000円以上は無理なのかもしれないけれども、そのあたり、今後どのように数を増やすとか、そのつもりがあるかどうかというのを伺います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） このアプリは、2023年9月から開始されているもので

あり、現時点では重症化の予防を目的とされております。それで、今回は、40歳未満の若い世代の方の特定保健指導対象となられた方で考えております。そして、この状況、もしくは現在説明にこの会社さんもあちこち回っていらっしゃるということです、そういった周りの状況等も考えながら来年度以降の事業計画に反映させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第41号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第42号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、ここで、議案第42号と議案第43号は、前議会運営委員会で一括審議となっておりましたが、内容的にいろいろ違いがあるということで執行のほうから申し上げまして、先ほど議会運営委員会を急遽開きまして、1案ごとの審議ということに決定しております。それに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

議案第42号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第42号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）につきましては、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、説明に入らせていただく前におわびを申し上げます。今回、審議に先立ちまして予算書の差し替えをさせていただきました。「補正予算書」と書かれているものの2ページになりますが、1行目に「簡易」という言葉の追加、第3行目、第1条中に、もともと「公共下水道」の「下」というものが入っていたんですけれども、それを削除し、「簡易」を追加、第6行目、第2条中に、同様に「簡易」を追加しております。また、3ページの第6条、繰越明許費、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託費、これが当初「35万7,000円」という記載をしておりましたが、「35万8,000円」という形で訂正を行わせていただきました。大変申し訳ございません。

その上で、資料の確認等をさせていただきますけれども、「補正予算書（第1号）」と書かれたものと「補正予算（第1号）説明書」とあるものの配付をさせていただきます。

その上ではございますけれども、議長、追加の資料がございますので、配付をお願いしてもよろしいですか。

○議長（井上則臣君） お願いいたします。

[資料配付]

○建設課長（本田圭一郎君） それでは、説明に入らせていただきます。

議案第42号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）。

次のページになります。令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款、水道事業収益、今回2万4,000円を増額し、1億6,255万9,000円とし、その内訳として、第2項、営業外収益を同額増額するものです。

続きまして、支出です。第1款、水道事業費用、今回93万5,000円を減額し、1億9,173万9,000円とし、その内訳として、第1項、営業費用を54万5,000円、第3項、特別損失を39万円、それぞれ減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入です。第1款、資本的収入、今回180万円を新たに増額し、205万7,000円とし、その内訳として、第1項、企業債を追加し、同額増とし、繰り下げました「加入金」を「水道加入金」に科目名のみ変更をするものでございます。

支出の補正はありません。

第4条、予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

未収金です。今回23万1,000円を減額し、291万円とし、また、未払金を1,173万4,000円減額し、148万1,000円とするものです。令和5年度実績に基づくものとなります。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

公営企業会計適用債180万円を新たに増額するものです。なお、利率については、今後の入札結果により決定されます。

第6条、繰越明許費は、次のとおり定める。

水道事業費用、営業費用、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託35万8,000円、続いて、資本的支出、建設改良費、南小国町簡易水道事業（市原地区）新規水源さく井試験調査業務委託4,247万9,000円、同じく新規水源さく井試験調査に伴う関連工事712万7,000円。これらにつきましては、令和6年第1回議会におきまして、起債の内容について水道事業特別会計において繰越明許の承認をいただきましたので、その起債を行うものでございます。

第7条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

会計年度任用職員給与費について、今回57万2,000円を減額し、250万2,000円とするものです。当初予算において、第8条に職員給与費として1,849万1,000円を計上しております。その際、一般職員2名、会計職員1名分としておりましたが、4月の人事異動により会計年度任用職員の入替えがあったことによる職員給与費のうち、会計年度任用職員給与費を減額するものでございます。7ページに給与費明細書を添付しております。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

続いて、4～6ページに補正予算に関する説明書が添付されておりますが、現時点におきましては予算の内容が分かりにくいかと判断し、参考資料であります令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）説明書により説明をさせていただきます。参考までに5～10ページは、財務諸表を添付しております。資料は、よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第1号）説明書、参考資料になりますが、収益的収入及び支出になります。

まず、収入です。水道事業収益、今回2万4,000円を増額し、1億6,255万9,000円とするものでございます。その内訳としまして、営業外収益、雑収益、今回2万4,000円を増額し、6万6,000円とするものでございます。簡易水道事業研修会、後に支出で出てきますが、それに対する熊本県簡易水道協会からの補助があることによる増額となります。結果、収益的収入合計1億6,255万9,000円となります。

次のページになります。支出です。水道事業費用、今回93万5,000円を減額し、1億9,173万9,000円とするものです。その内訳としまして、営業費用、総係費54万5,000円を減額し、5,279万円とするものでございます。給料から法定福利費引当金繰入額まで4月の人事異動による会計年度任用職員1名の入替えに伴い、それぞれ減額するものでございます。また、備消耗品費2万5,000円の増については、収入で計上されています研修会参加費の計上を行っております。続く内訳としまして、特別損失、その他特別損失39万円を減額し、819万5,000円とするものでございます。賞与引当金分、法定福利費引当金分、それぞれを減としておりますが、先ほどの人事異動、また4月からの会計年度任用職員の新規採用という形になりますので、令和5年12月から令和6年3月分までの損失分を減額としております。結果、収益的支出合計1億9,173万9,000円となります。

続きまして、資本的収入及び支出になります。

収入です。資本的収入、今回180万円を増額し、205万7,000円とするものです。その内訳としまして、企業債、企業債、今回180万円を増額するとしております。公営企業会計適用債の増額となりますけれども、当初予算において地方公営企業法適用業務委託を計上しております。その額のうち、現在432万円相当額の契約を行っておりますが、後に公共下水道のほうでも出てきますけれども、その額の54%に相当する額180万円を新たに財源として計上をするものでございます。結果、資本的収入合計205万7,000円となります。

支出はございません。

その上でなんですけれども、先ほど配付をさせていただきました令和6年度6月議会、南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）資料の左側に令和5年度歳入歳出差引額から一番下段、他会計補助金合計までの各項目につきまして、当初予算と今回の補正を踏まえた部分、決算等を含めた部分の増減額の計上を行なっております。

1 項ずつ申し上げますが、令和 5 年度歳入歳出差引額 5 1 8 万 6, 6 7 7 円の増、基金残 1 9 5 万 8, 6 4 3 円の増、結果、現預金 7 1 4 万 5, 3 2 0 円の増、令和 6 年度期首未収金 2 3 万 2 4 0 円の減、同未払金 1, 1 7 3 万 4, 3 9 8 円の減、令和 6 年度期末未収金 2 3 万 2 4 0 円の減、同未払金 8 7 万 8, 3 9 8 円の減、4 条企業債、その他、これは資本的収入及び支出の収入になりますが、先ほど説明しました公営企業会計適用債 1 8 0 万円の増となります。それから下段の項目についての増減はございません。

先ほどの参考資料の説明書にお戻りください。財務諸表が 5 ページ以降に添付されております。順番が最も一番後ろの 1 0 ページになりますけれども、予定損益計算書、また 8 ～ 9 ページに期末における予定貸借対照表、6 ～ 7 ページに期首の予定開始貸借対照表、5 ページにキャッシュ・フロー計算書を添付しております。

キャッシュ・フロー計算書の主なものについて説明いたします。下段にあります資金増加・減少額について、当初予算と比較し、1, 3 5 3 万 4, 2 7 3 円の増となっております。これは、現預金が当初予算に対し、7 1 4 万 5, 3 2 0 円の増となったこと、また、期首の未収金、未払金が減少したことによる増が原因となっております。結果、資金期末残高は、令和 6 年度事業を踏まえ 4, 3 1 2 万 4, 6 9 8 円となり、当初予算と比較し、2, 0 6 7 万 9, 5 9 3 円の増となります。なお、令和 5 年度決算については執行部のみの反映ということで、今後、監査、決算報告となりますので、暫定数値として報告させていただきますとともに、当初予算におきまして見込額が多かったこと、また公営企業会計に移行した初年度であることを踏まえ、本議会におきまして参考として財務諸表を添付させていただきました。そのほか必要があれば質問において対応させていただきます。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

8 番、穴井則之議員。

○8 番（穴井則之君） 繰越明許に市原地区においての新規水源さく井試験調査業務委託がございしますが、進捗状況といいますか、どのくらい進んでいるのか、お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 現在、南小国中学校プール横の建設課で管理しております土地におきまして同調査業務委託を発注しております。当初設計におきまして地盤高から 1 0 0 メートル程度の掘削を行うとしておりまして、5 月いっぱいボーリング工事本体は作業をしております。その後、ケーシング、またストレーナと言

われるものを既に挿入済みということにしておりまして、すみません、水源情報になりますので、できる限り秘匿といいますか、そういう形でお願いしたいと思っておりますけれども、地盤から25メートル34センチ下がったところから水位が確認をされております。その後、電気検層というものを行いまして、それは電気と抵抗力を反映させて、どの水位が最も水が採水しやすいかという状況を踏まえて、パイプに編み目が空いているものをその位置に設置するんですが、それも工事が終わっております。今現状は、掘った坑口の部分、一番上部になりますけれども、そこをある程度固め終わった状況であり、現在、そのボーリング内部の清掃作業を行っております。その清掃作業が終わりまして、今月中旬以降からになりますけれども、今度はボーリングの孔から排出される水の量と水質が適正かどうか、もしくはその周囲に影響を与えないかどうかというところの準備に入っていきます。準備が完了次第、3か月に1回、約1週間程度、水を出しながら、周辺のボーリング、個人さんで持っておられる井戸の方とかいらっしゃると思いますので、そこら付近への影響、もしくは最終的に計画給水量に事足りるボーリング箇所なのかどうかという判断を3か月に1回、約1年間、ちょうど期限的に3月ぎりぎりになるかと思いますが、そこを行っていくとしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、基本的なところで申し訳ないですけど、繰越明許費に上がっている部分で資本的支出の部分ですけど、これ実行されて支払いがされたときって、最終的にどこの勘定科目に表現されてくるんですか。経理処理で申し訳ないけれど、分かれば。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

まず、予算書の3ページに繰越明許費の記載がございますが、一般会計と同様、予算書の中には反映されません。その結果、最終的に上がってくる部分といいますのが決算書に上がってきます。決算書に上がった状態におきましては、一般会計と異なるのが繰越明許費という勘定科目は公営企業会計上ございません。ですので、結果的に上がってきますのが、例えば紙が変わってくるんですけども、システム改修業務委託という部分に関してはソフト部分になりますので、減価償却費等が発生しないという考えを持っています。それ以下のさく井試験業務委託、関連工事につきましては、仮設の部分は除きまして、先ほどの繰り越しで行っていますボーリングの資材の財産価値というのが発生しますので、そこらあたりは資本的収入、支

出に出てきながら、財務諸表上では資産かつ減価償却費が今後発生していくという形になります。当然のことながら減価償却費は初年度には発生しませんので、令和7年度からそういった部分がまた減価償却費で上がってくるという形になってきます。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） では、システム改修業務委託というのは、この資料下でいくと予定損益計算書なり、貸借対照表からいくと10ページの総係費か何かに入ってくるということですよ。建設改良の部分においては、有形固定資産の構築物なり、そこに表現されてくるという認識でよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御指摘のとおりです。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 予算とは関係ありませんが、PFAS汚染といいますか、今、全国で水道水の汚染が問題になっている。国内で100何か所かで健康被害も少しずつ確認されているということであっていますが、熊本県は、熊本市内あたりの、市だったかな、宇城か、そこら辺がそういう汚染があるということで報道があっていましたが、あと、熊本県は、南小国町、小国町、ここら辺、ほかのところは出てなくて、日田あたりは大分県、小国周辺はまたそういう汚染が確認されているということだったんですけれど、この町でもそういう調査とか、そこはやっているんですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、御指摘いただいている、質問いただいているものが多分PS、PFOAの水質検査だと思うんですけれども、こういう言い方がどうか分かりませんが、本来禁止されている薬物等を利用して、結果的に洗浄する際にそれが地中に流れていって、そういった結果が熊本市内だったりとか、各所の井戸で発生しているかというのが現状だと思います。

令和5年度予算におきまして、本町においても、この基準自体は、あくまでも任意という形になっていますので、義務ではございません。しかしながら、今後、法改正等が発生する場合も十分考えられるのかなと思っています。ただ、やはり現状、南小国町としましては、過去に市原簡易水道の濁りが発生したこと等も踏まえて、また報道等による新たな危機感というのが利用者の方に発生するのかなという思いがありまして、非常に試験費用代というのも1検体当たり11万円程度かかるんですが、各水源で全て実施を行いました。その結果、基準値以下、検査結果というの

はNDという形で上がってくるんですけども、要は検測できない値ぐらいしか認められない。要は、当然基準値以下でもあるということで結果を受けております。ただ、阿蘇管内におきましては、まだまだやっていないところがほとんどじゃないのかなと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑がないようであれば討論に入りたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） では、これから討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第42号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第43号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第43号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第43号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続く、だみ声で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

また、おわびを申し上げます。今回、また審議に先立ちまして予算書の差し替えをさせていただきました。予算書中、3ページ、第7条の補正予定額730万3,

000円と差し替え後はございますけれども、その訂正を行わせていただきましたとともに、10ページにあります給与費明細書の最上段中にございます一般職員の比較の給与費の合計と一番右側にございます給与費の合計を訂正させていただきました。大変申し訳ございません。

その上で、議長、申し訳ございません。追加資料がございますので、配付をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） これを許します。

[資料配付]

○建設課長（本田圭一郎君） 資料の確認等をさせていただきます。「南小国町下水道事業会計補正予算書」と書かれたものと、先ほどと同様「南小国町下水道事業会計補正予算（第1号）説明書」資料というものを配付させていただいております。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第43号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

本条につきましては、令和6年第1回定例議会におきまして御指摘を受け補正するものであり、第1回の際に了承を得ておりますけれども、南小国町ホームページ上の更改については訂正を行っております。その上で、2号の年間総処理水量を19万8,637^mとし、3号の1日平均処理水量を544^mとするものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正はありません。

支出です。第1款、下水道事業費用、今回834万3,000円を増額し、2億2,462万6,000円とし、その内訳として、第1項、営業費用を742万5,000円、第3項、特別損失を91万8,000円、それぞれ増とするものでございます。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款、資本的収入、今回360万円を増額し、1億1,119万6,000円とし、その内訳として、第1項、企業債を同額増とするものでございます。支出の補正はありません。

第4条の2、予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の金額を次のとおり補

正する。

未収金です。今回40万9,000円を減額し、234万7,000円とし、続く、未払金におきまして、今回1,239万2,000円の減額として、998万3,000円とするものです。令和5年度実績に基づくものです。

第5条、企業債の変更は、「第1表 企業債補正」による。

次のページをお願いいたします。下水道事業債、今回10万円を増額し、200万円とするものです。利率は1.6%になります。過疎債20万円を増額し、200万円とするものです。利率は0.9%になります。資本費平準化債80万円を減額し、6,340万円とするものです。利率は1.4%となります。公営企業会計適用債150万円を新たに増額します。利率は、今後の入札によります。

1枚、お戻りください。第6条、繰越明許費は、次のとおり定める。

公共下水道事業費用、営業費用、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託20万4,000円です。水道と同様、令和6年第1回議会におきまして、公共下水道事業特別会計3月補正起債の業務委託につき繰越明許の承認をいただきましたので、起債を行うものです。

第7条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

一般職員給与費について、今回730万3,000円を増額し、1,234万9,000円とするものです。当初予算におきまして、第8条に職員給与費として765万3,000円を計上しております。その際、一般職員1名及び会計年度任用職員1名分としていましたが、4月の人事異動に伴い、係長1名の増になったことにより、職員給与費のうち一般職員給与費を増額するものでございます。10ページに給与費明細書を添付しております。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

続いて、5ページから9ページに補正予算に関する説明が添付されておりますが、現時点においては、水道と同様、予算の内容が分かりにくいかと判断しております。参考資料による令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第1号）説明書により説明をさせていただきます。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第1号）説明書になります。

まず、1ページから3ページは、内訳となります公共下水道事業、農業集落排水処理事業、特定地域生活排水処理事業を合計したそれぞれの収益的収入及び支出、また資本的収入及び支出になりますので、割愛をさせていただきます。

4ページになります。本ページは、公共下水道事業の内訳説明書になります。

収益的収入及び支出になります。

支出です。公共下水道事業費用、今回834万3,000円を増額し、1億6,7

35万9,000円とするものです。その内訳としまして、営業費用、污水管渠費11万2,000円を増額し、817万9,000円とするものであり、備消耗品として酸素・硫化水素濃度計1台を購入するものでございます。マンホール内や処理場におきます職員の点検等を行う際にヘルメットに装着する器具として今までそれを所有しておりませんでした。代わりにヘルメット装着型ではないタイプを使用していたんですけれども、非常に作業の際に常時感知することができないということから、今回その1台を購入することとしております。

続きまして、総係費、今回731万3,000円を増額し、2,447万4,000円とするものでございます。4月の人事異動に伴い、職員1名の増に伴うものでございます。なお、当初予算でも説明しましたが、実質的には一般会計の負担として戻すという形になります。実際の支払いは、一般会計から職員に渡っていくという形になってきます。先ほど説明しませんでした、水道も同様の形になってきます。

続きまして、特別損失です。今回91万8,000円を増額し、363万円とするものでございます。9ページになりますけれども、先ほどの人事異動に伴う賞与、法定福利費に対します令和5年12月から令和6年3月までの経費を特別損失として計上を行っております。結果、収益的支出合計1億6,735万9,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出、収入、資本的収入になります。今回10万円を減額し、8,489万3,000円とするものです。企業債、企業債、その他企業債10万円の合計減となりますけれども、当初、完全にまだ公営企業会計に移行していなかったという関係から、熊本県等との調整により、従来の特別会計による算出方式によって起債の額を決定しておりました。当然、公営企業会計に移行するということは分かっていたことではあるんですけれども、熊本県との調整でそういったことになっております。現在におきましては公営企業会計に完全に移行を行っておりますので、再度、公営企業に則った形での算出方式に載せ替えまして資本費平準化債が160万円の減になっております。公営企業会計適用債については、先ほど水道のほうで上がっております内容と同一であり、残額となる46%分の計上を行っております。その結果、資本的収入合計が8,489万3,000円となります。

7ページ以降は、農業集落排水処理事業に伴う説明書になります。

収益的収入及び支出の補正はございません。

資本的収入及び支出です。資本的収入、今回350万円を増額し、1,583万円とするものでございます。その内訳としまして、企業債、企業債、その他企業債350万円を増額し、1,190万円とするものでございます。公共下水道に出て

きました資本費平準化債と同様の考えでございます。結果、資本的収入合計1,583万円とするものです。

8ページになります。特定地域生活排水処理事業の内訳になります。

収益的収入及び支出の補正はありません。

資本的収入及び支出、収入です。資本的収入、今回20万円を増額し、1,047万3,000円とし、その内訳として、企業債、企業債を500万円とするものでございます。建設改良のための企業債として下水道事業債、過疎対策事業債、また、その他企業債、資本費平準化債につきましても、先ほどと同様の考えから、今回それぞれを増減額するものでございます。資本的収入合計1,047万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の支出の補正はございません。

それでは、先ほど追加で配付させていただきました令和6年度6月議会南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）の資料を御覧いただければと思います。内容的には水道と同様の考え方で作成を行っております。先ほど説明は行いましたけれども、それぞれの内訳の合計金額については省略をさせていただきます。これらの増減額を踏まえまして、補正予算説明書の内容を踏まえ、財務諸表に反映をさせております。こちらの説明書の14ページから17ページにかけまして、合計となる下水道事業予定損益計算書、その内訳としまして、公共下水道、農集、特定地域のそれぞれの予定損益計算書を添付しております。また、12～13ページに期末における予定貸借対照表、10ページから11ページに期首の予定開始貸借対照表を添付しております。また、9ページにキャッシュ・フロー計算書を添付しております。

キャッシュ・フロー計算書の主なものについて説明いたしますが、下段にございます資金増加・減少額について、当初予算と比較し、233万7,597円の増となっております。先ほどお配りしました一覧表にもあるとおり、現預金が912万4,237円の減となったこと、また、期首の未収金が40万9,000円の減となったこと、未払金が1,239万2,656円の減となったこと等によります結果的、増となります。その上で、資金期末残高、令和6年度の各予算を反映し、6,379万692円となり、当初予算と比較し、678万6,640円の減となります。水道と同様になりますけれども、令和5年度決算については執行部のみにより今回反映をしております。監査、決算報告は、今後となりますので、暫定数値として報告させていただきますとともに、当初予算におきまして見込額が多かったこと、また資金ショート等の防止を考慮し、また公営企業会計の移行が初年度になることを踏まえて、暫定値ではありますが、財務諸表を添付させていただきました。

今後の事業展開を踏まえ、最終的には来年の決算報告での御審議になるかと判断しております。そのほか必要であれば質問において対応をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） これは簡易水道にもございましたけれども、3 ページの特例的収入及び支出で未払金が 9 9 8 万 3, 0 0 0 円ということになっておりますが、この未払金の内訳というのはどういうものになりますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 未収金、未払金も同じ考えにはなるんですけれども、一般会計の場合には出納整理期間というものがございますので、3 月 3 1 日を過ぎた 4 月 1 日から 5 月 3 1 日までの前年度分の支払いという部分が一般会計、特別会計も令和 5 年度分として認められておりますけれども、公営企業会計におきましては 3 月 3 1 日打ち切り決算となりますので、例えばなんですけれども、処理場の維持管理委託費が 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までとなっております。その結果、1 年間の委託費というのは 3 月 3 1 日を過ぎた後でないと払うことができない。また、3 月の電気代等が翌月にしか請求が上がってこないという形になりますので、そういう場合を含めたところで 9 9 8 万 3, 0 0 0 円という額が上がっております。一方で、補正予定額の 1, 2 0 0 万円が結構大きいところがあるんですけれども、当初予定していました請求を受けて最終的に支払うまでの期間も想定したところで未払金を計上していたんですが、結果、前倒しで払うことができましたものですから、こういった額が補正として上がってくるという状況になります。未収金についても同様の考えになります。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 資料の確認をさせてください。数字の確認ですね。2 ページの資本的収入で企業債、今回 3 6 0 万円補正して、6, 8 9 0 万円になっているんですよね。予定額が 6, 5 3 0 万円だったと思うんですけれど、この企業債補正の詳細な部分、次の 4 ページにあるもの、これは 6, 7 9 0 万円が補正前になっているんですけれども、その差というのはどこでしょうか、教えてもらえますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、4 ページの企業債補正の御指摘にありました補正前額が 6, 7 9 0 万円の額の算出なんですけれども、ここに記載しています額は、

従来、補正を行っておりますので、特別会計時点における限度額を算出した際の額になるんですが、実際の借入額と限度額という部分で違いがありまして、第1表の企業債補正ではあくまでも算出方式に則った最大枠と考えていただければと思います。2ページの第4条におきます第1款、第1項の企業債につきましては、実際の借入額という形で見ていただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 内容について、正直に言います。私程度の頭ではこれがいいのか、悪いのか、どこを質問していいのかというのがよく分からないというのが正直なところですよ。補正予算、この金額は恐らく間違いはないと思いますし、それからこういう形式での議会への提出をしなければならないという感じなんだろうと、キャッシュ・フローがついていたりとか、何とかだと思っんです。ですから、これについて文句を言っているわけでも何でもありません。ただ、多分補正予算が上がるということは、何かの収入が入ってきたとか、例えば何かの収入が減ってしまったとか、何かの事業をするからこれだけのお金が必要だから企業債を借りるんだという、結局何らかの原因があつて、その結果こういうふうにお金が多くなったり少なくなったり、また借りたりという、そういうことだと思っんです。違いますか。これは、一般会計もみんな、個人の家庭もそうですけれど、何かの原因があつて、今度冷蔵庫を買わなければいけないから、それならどこから金を持ってこようとかとかという話と全く同じだろうと思っんです。正直な話を言ひまして、これは質問でも何でもありませんので、答える必要はありません。もっともっと分かりやすい提示の仕方ってないんだろうかと。先ほども建設課長とそんな話はしたんですけども、私程度の頭では分かりかねる、非常に分かりにくいというか、質問はどこをされているのかもよく分からない。もっともっとうまくというか、もっと分かりやすく何か出していただけたらありがたいなという、こういう要望です。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 回答は要らないと言われながら、すみません。本来でいけば、私も思っている中では別口に配付しました、この説明資料が一番の今回の補正で必要な部分ではないかと思っています。企業債については、当初予算の中で説明している部分もありますので、そこはどう受け答えをするかという部分もあるかと思っんですけれども、一方で、先ほどから話をしていますとおり、公営企業会計に移行した初年度であると。そして、その上で、第1回定例議会におきましても資金ショート防止という観点が一番大きな観点だったと思います。それらを踏まえ

たところで、本来でいけば補正等におきましては財務諸表は必要ないと思っております。執行側としましてはですね。ただ、やはり先ほど言いましたとおり、初年度であるということが一番今回添付をしている内容でございます。最もこれが出てくるのが決算の際に財務諸表はどうしても事詳しく出てこざるを得ないと思うんですが、ただ、一方で、議会で当然報告はいたしますが、ここの中身を事詳細にこの場で説明するというのは、正直私の知識不足もあるかと思うんですが、困難です。できれば議会の事前前といいますか、何らかの場を持っていただいて、双方形式でやらせていただければ非常にありがたいという気持ちもございます。今後の議会側と執行側との検討課題として、より分かりやすい説明等も踏まえてやらせていただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 分かりました。検討いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第４３号、令和６年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第１号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。１１時２０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時０９分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第５ 議案第４４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第44号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第44号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、佐藤郁雄。

3、年齢、満66歳。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに固定資産評価審査委員会委員の現在の名簿を載せておりますけれども、現在3名の方が委員になっていただいております。そのうち、一番下段の大塚嘉久氏が今回退任をされるということに伴いまして、今回の選任に至ったところでございます。委員の任期に関しましては3年でございまして、定数に関しては地方税法にて3人以上と規定をされております。

続きまして、佐藤郁雄氏に関してでございますが、現在は農業や林業の振興にいろいろな形で御尽力をいただいておりますとともに、地元の伝統芸能でございます吉原神楽にもその存続に関してお力添えをいただいているところでございます。また、町の役職等々もいろいろと就いていただき、幅広い知識を有していただいている方と認識をしている。このことから、今回委員の選任に推薦をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となって

おりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、それでは投票といたします。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、7番、穴井秀房議員、8番、穴井則之議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（井上則臣君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

開票立会人は前をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告いたします。

投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。有効投票中、○が8票、×が0票。以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 議案第45号 固定資産評価員の選任について

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第45号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

河本孝博さんは、議場からしばらく退場をお願いいたします。

[河本孝博氏 退場]

○議長（井上則臣君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第45号、固定資産評価員の選任について。

次の者を固定資産評価員に選任したいので、同意を求める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺。

2、氏名、河本孝博。

3、年齢、満53歳。

提案理由。固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

河本孝博氏につきましては、皆さん御承知のとおりかと思えますけれども、代々こちらに関しましては税務課長が務めていらっしゃいます。そういった中で、現委員は松岡洋委員でございましたけれども、今回の異動に伴いまして提案をさせていただくものでございます。河本氏につきましては、長年、財政関係の担当として、また以前も税務課職員として職を歴任していただいております。そういった意味では、固定資産に関しましても深い知識を有していらっしゃるものと思えますし、公平・公正な判断ができる方であると考えておりますので、ここに選任をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、それでは投票といたします。

開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、

1 番、下城孔志郎議員と 2 番、北里桂一議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。お願いします。

[投票用紙配付]

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

固定資産評価員の選任に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。

また、会議規則第 8 4 条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票してください。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

開票立会人は前をお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告いたします。

投票総数 8 票、有効票 8 票、無効票 0 票です。有効投票中、○が 8 票、×が 0 票。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定いたしました。

河本孝博さん、議場へお戻りください。

[河本孝博氏 入場]

-----○-----

日程第 7 議案第 4 6 号 教育委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第 7、議案第 4 6 号、教育委員の任命についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 4 6 号、教育委員の任命について。

次の者を教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和6年6月11日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場。

2、氏名、下城彩。

3、年齢、満44歳。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

今回、下城彩氏を推薦させていただきます。現在1期、教育委員をしていただいております、選任されれば2期目ということになります。1期の年数が4年でございます、定数は4名でございます。そういった中で、1期目も精力的に活動をしていただいております、子育て世代という観点からの知識をいろいろな形でいただき、町の教育行政の発展に御尽力をいただいておりますし、教育委員として非常にふさわしい方であると思っております。また、委員の構成からしてもジェンダーバランスの観点から、また年齢の構成からしても、そういった観点から見ても必要な人材であると認識しておりますため、下城彩氏を御推薦させていただきます。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、投票といたします。

開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、3番、佐藤毅議員、4番、森永一美議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

教育委員の任命に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

開票立会人は前をお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告いたします。

投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。有効投票中、○が8票、×が0票。以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開放します。

[議場開放]

-----○-----

日程第8 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第8、報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告について、説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度南小国町一般会計・水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので、報告する。

令和6年6月11日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。令和5年度南小国町繰越明許費繰越計算書。

一般会計でございます。

総務費、総務管理費、LPガス使用世帯支援事業補助金、総事業費784万4,000円、繰越額784万4,000円でございます。進捗率は30%でございます。

戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修業務、総事業費574万2,000円、繰越額574万2,000円でございます。進捗率は10%でございます。

戸籍システム改修業務、総事業費804万1,000円、繰越額804万1,000円。進捗率は30%でございます。

戸籍附票システム改修業務、総事業費580万8,000円、繰越額580万8,000円でございます。進捗率は10%でございます。

民生費、社会福祉費、グループホーム森園購入費、総事業費2,786万3,000円、繰越額2,786万3,000円。進捗率は0%でございます。

低所得者等給付金事業、総事業費2,056万円、繰越額2,056万円でございます。進捗率は54%でございます。

災害救助費、令和2年7月豪雨宅地復旧補助金、総事業費300万円、繰越額300万円でございます。進捗率は10%でございます。

農林水産業費、農業費、令和5年度団体営農業農村整備事業、総事業費5,650万円、繰越額4,562万6,000円でございます。進捗率は60%でございます。

商工費、商工費、南小国町観光基本計画策定委員会委員報酬、総事業費14万9,000円、繰越額14万9,000円。進捗率は20%でございます。

南小国町観光基本計画策定委員会費用弁償、総事業費4万5,000円、繰越額4万5,000円。進捗率20%でございます。

南小国町観光基本計画策定業務委託、総事業費500万円、繰越額500万円。進捗率20%でございます。

次のページをお願いいたします。土木費、土木管理費、民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金、総事業費922万円、繰越額922万円でございます。進捗率は90%でございます。

道路橋梁費、道路維持事業、総事業費4,760万円、繰越額1,200万円。進捗率10%でございます。

社会資本整備総合交付金事業（町道瓜上矢田原線）、総事業費3,500万円、繰越額3,500万円。進捗率5%でございます。

道路改良事業、総事業費 600 万円、繰越額 600 万円。進捗率 0 %でございます。

道路メンテナンス事業、総事業費 7,085 万円、繰越額 5,885 万円。進捗率 20 %でございます。

道路舗装事業、総事業費 3,950 万円、繰越額 1,200 万円。進捗率 90 %でございます。

教育費、中学校費、制服等購入業務委託、総事業費 735 万円、繰越額 463 万 8,000 円。進捗率 35 %でございます。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、令和 5 年発生農地等災害復旧事業、総事業費 1,270 万円、繰越額 1,138 万 9,000 円。進捗率 75 %でございます。

公共土木災害復旧費、令和 5 年発生公共土木施設災害復旧事業、総事業費 7,000 万円、繰越額 6,484 万円。進捗率 85 %でございます。

普通河川小田川河川改修工事（災害改修）、総事業費 9,500 万円、繰越額 9,500 万円。進捗率 30 %でございます。

応急災害復旧事業、総事業費 900 万円、繰越額 690 万円。進捗率 50 %でございます。

次のページをお願いいたします。水道事業特別会計でございます。

水道費、水道管理費、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託、総事業費 35 万 7,000 円、繰越額 35 万 7,000 円。進捗率 0 %でございます。

南小国町簡易水道事業（市原地区）新規水源さく井試験調査業務委託、総事業費 4,247 万 9,000 円、繰越額 4,247 万 9,000 円。進捗率 70 %でございます。

新規水源さく井試験調査に伴う関連工事、総事業費 966 万 5,000 円、繰越額 712 万 7,000 円。進捗率 80 %でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

下水道費、下水道費、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託、総事業費 20 万 4,000 円、繰越額 20 万 4,000 円。進捗率 0 %でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 報告の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 教育費の制服ですけれども、新入生は新しいものになっていると思います。あと、在校生に関して、いつ頃着用ができるようになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 現在の進捗状況 35%と報告した分になるんですけども、現在、新入生分につきましては、夏服の保護者への引渡しが終わったところです。在校生につきましては、昨日、夏服の制服が出来上がったということで出来形検査を終了したところで、これから保護者に引渡しの連絡を学校を通じて行う予定です。在校生の冬服の分につきましては、またこれからおおむね9月中旬頃を引渡し予定にしているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを終了いたします。

-----○-----

日程第9 陳情第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書

○議長（井上則臣君） 日程第9、陳情第2号を議題といたしますが、お手元に配付しております。陳情第2号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

-----○-----

日程第10 委員長報告 付託議案陳情第1号 経済建設常任委員会 令和6年付託 町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情について

○議長（井上則臣君） 日程第10、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員長より、付託議案陳情第1号、町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情についての審議結果の報告を求めます。

穴井秀房委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君） 委員会の審査報告をいたします。

令和6年3月11日に本委員会に付託された事件につきましては、令和6年4月26日に経済建設常任委員会を開催いたしました。町道樋ノ口吉ノ本線現場及び帰庁後に議員控室にて開催をしております。

陳情の箇所は、樋ノ口より大分県の吉ノ本地内に向かう町道でございます。今回陳情箇所は、本箇所を除き、既に上下流部ともに町道改修を行っております。本部分のみが未改修のまま残っております。現地は、コンクリート張りの路面であります。段差があり、また側溝等もなく、通行に支障を来しているところでござい

す。このことから、全委員で一致した意見といたしまして採択することと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（井上則臣君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　質疑はないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君）　起立全員です。よって、付託議案陳情第１号、町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１１　議員派遣報告について

○議長（井上則臣君）　では、これから資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君）　日程第１１、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可しました議員派遣につきましては、別紙のとおり報告いたします。

—————○—————

日程第１２　議員派遣の件について

○議長（井上則臣君）　日程第１２、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思います。御異議ございませんか。今、配付した資料を御確認ください。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣については許可することに決定いたします。

—————○—————

日程第 13 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第 13、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付したように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の 2 特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、令和 6 年第 2 回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後 0 時 02 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 松 岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第32号	専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）	6月12日	承認
議案第33号	専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月12日	承認
議案第34号	南小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
議案第35号	南小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
議案第36号	南小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
議案第37号	南小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
議案第38号	南小国町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
議案第39号	不動産売買契約の締結について	6月12日	原案可決
議案第40号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第1号）	6月12日	原案可決
議案第41号	令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）	6月13日	原案可決
議案第42号	令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第1号）	6月13日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審 議 結 果
議案第43号	令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）	6月13日	原案可決
議案第44号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6月13日	同 意
議案第45号	固定資産評価員の選任について	6月13日	同 意
議案第46号	教育委員の任命について	6月13日	同 意
報告第1号	繰越明許費の繰越計算書の報告について	6月13日	報告済み
陳情第2号	ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情書	6月13日	配付のみ
委員長報告 付託議案 陳情第1号	経済建設常任委員会 令和6年付託 町道樋ノ口吉ノ本線に関する陳情について	6月13日	採 択
	議員派遣報告について	6月13日	承 認
	議員派遣の件について	6月13日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	6月13日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和6年第2回定例会

令和6年6月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 松 岡 洋
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1125